

事業概要

令和元（2019）年度 事業報告

令和2（2020）年度 事業計画

すくらも21

川崎市男女共同参画センター

令和 2（2020）年度 川崎市男女共同参画センター

事業概要 目次

I 川崎市男女共同参画センターの概要

1. 基本理念と目的	p.1
2. 事業の概要	p.1
3. 沿革	p.2
4. 施設概要	p.3
5. 館内案内図	p.3
6. 利用案内	p.4
7. 指定管理者 すくらむ 21 運営共同事業体	p.4
8. 組織図	p.4
9. 運営推進委員会	p.5

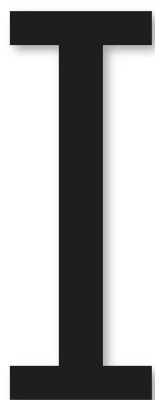
II 2019 年度 事業報告

1. 調査研究事業	p.6
2. 相談事業	p.12
3. 情報提供事業	p.27
4. 学習・研修事業	p.35
5. 交流・ネットワーク事業	p.75
6. 自主事業	p.86
7. 施設運営・管理事業	p.91

III 令和 2（2020）年度 事業計画

IV 参考資料

- ・ 男女平等かわさき条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例施行規則
- ・ 川崎市男女共同参画センター管理運営要綱



川崎市男女共同参画センター

概 要

1. 基本理念と目的

今日、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる、男女共同参画社会の形成が求められている。川崎市においては、男女が共に自立し、平等で快適に暮らしていくことを目標として、男女平等推進のための基本的な考え方や総合的な仕組みを定めた「男女平等かわさき条例」を制定し、2001(平成13)年10月より施行している。

当センターでは、性別にかかわらず男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる、男女共同参画を推進する活動拠点として、調査研究・啓発、相談、情報提供、学習・研修、交流・ネットワークなどの各種事業を実施する。また、ホールを活用し、青少年の舞台芸術活動に寄与する。

<愛称について>

『すくらむ 21』 作者:青木憲介氏(川崎市在勤)

当センターが、市民により親しまれ、愛されるよう愛称を市民から公募し、選考の上決定した。「すくらむ」という名称には、「男女共同参画社会の実現を目指して、男女が手を取り、肩を組み、助け合いながら活動の輪を広げていこう」という思いが込められている。また、男女共同参画センターの開設が21世紀の幕開けにふさわしく、また新世紀において一層発展していくという願いをこめて「21」を付け加えたものである。当センターは、市民とのパートナーシップによって男女共同参画社会の形成を目指している。

2. 事業の概要

I. 調査研究	男女共同参画社会の実現に必要な事業に結びつく実践的な調査研究を行う。また、男女共同参画社会の形成に向けた市民の研究活動を支援するとともに、市民、地域社会、企業へ向けて積極的に啓発活動に取り組む。
II. 相談	「女性の人権」の確立をめざし、女性のための総合相談(電話相談、面接相談)事業を行う。また、男性が抱える悩みの解決を支援することを目的に男性のための電話相談事業を行う。同じ悩みを抱える市民が問題解決に向けた活動をする自助グループへの支援等、相談体制を整備し相談者が相談しやすい環境整備と解決・自立に導く支援を行う。
III. 情報提供	男女共同参画に関する国、自治体、市民団体等の情報を収集し、市民にホームページやセンター通信等を発行する。男女共同参画に対する情報を市民にわかりやすく伝えていくための効果的な広報活動に取り組む。
IV. 学習・研修	「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」に基づき、男女共同参画セミナーや女性のエンパワーメントを支援する実践的な講座を開催する。また、男女共同参画に取り組む市民や市民活動グループ等の活動を支援する。
V. 交流・ネットワーク	男女共同参画社会の形成に向け、企業や団体・グループ、関係機関や若年層など関係者をつなげ、地域内のネットワーク充実に向けて取り組む。また、新たな分野における男女共同参画の推進も図る。
VI. 一時保育	センター事業の側面的な支援として一時保育を実施するとともに、子育て中の親子の居場所づくり等、子育て支援に係わる事業を行う。その他、各事業を補完する業務を行う。
VII. 自主事業	男女共同参画社会の実現に関連する講座等の開催や企業や団体等への研修事業、男女共同参画に関連する啓発冊子の製作等を行う。

3. 沿革

1992(平成4)年12月	「(仮称)川崎市女性センター基本構想 ー建設に向けての提言ー」
1994(平成6)年3月	「(仮称)川崎市女性センター基本計画」策定
1995(平成7)年11月	「(仮称)女性センター早期建設に関する請願」
1996(平成8)年1月	用地取得交渉不調
1996(平成8)年2月	市議会第3委員会(請願審査) 「(仮称)川崎市女性センターは、移転後の高津区民館をリフォームして整備する」旨表明し請願を採択。
1996(平成8)年6月	(仮称)川崎市女性センター整備検討会 リフォーム整備に向けて基本計画の見直し検討作業で、研究開発、情報発信、相談、交流、学習の5機能の再配置を確認
1997(平成9)年12月	(仮称)川崎市女性センターリフォーム整備検討会重点機能を研究開発・相談・情報提供発信として、実施設計と連携しながら諸施設の配置構成の方向付けをする
1997(平成9)年9月	「女性センターをコーディネートする ～21世紀につなげる女性センター～」開催
1997(平成9)年10月	
1998(平成10)年2月	(‘97かわさき女と男のフォーラム第1分科会として実施) (仮称)川崎市女性センター実施設計委託
1998(平成10)年8月	「新春コンサート&女性センター整備検討会報告会のつどい」
1998(平成10)年11月	(川崎の男女共同社会をすすめる会主催) (仮称)川崎市女性センター改修工事着手(事務室棟)
1998(平成10)年11月	「みんなで考えようー川崎・女性センターの保育と交流コーナー」 (かながわ女性会議主催)
1999(平成11)年3月	「市民がつくる女性センター」ワークショップ開催
1999(平成11)年4月	(‘98かわさき女と男のフォーラムのプレイベントとして実施)
1999(平成11)年6月	改修工事完了(事務室棟)
1999(平成11)年9月	管理運営委託(財団法人川崎市中小企業・婦人会館)
1999(平成11)年10月	愛称を「すくらむ21」に決定
2000(平成12)年8月	開館(事務室棟供用開始)
2001(平成13)年9月	ホール改修工事着手(2000(平成12)年3月改修工事完了)
～12月	ホール棟供用開始(同年9月ホール開館)
2003(平成15)年4月	「男女共同参画推進フォーラム in 川崎」開催
2003(平成15)年7月	(独立行政法人国立女性教育会館、川崎市教育委員会と共催)
2006(平成18)年2月	管理運営委託先を変更(財団法人 川崎市指定都市記念事業公社)
2006(平成18)年4月	川崎市公共施設利用予約システム(ふれあいネット)の導入 第1回すくらむ21まつり開催(以降、毎年開催)
2007(平成19)年7月	指定管理者:TEPCOパブリックサービス(東京電力グループ企業の共同企業体)が事業企画及び施設管理(指定管理期間 2006年4月～2011年3月)
2009(平成21)年9月	
2010(平成22)年1月	川崎市内工業組合団体女性活躍推進事務局長会議 開催(以降、毎年2回開催)
2011(平成23)年4月	開館10周年
～6月	
2011(平成23)年4月	ホール座席老朽化に伴う入替え工事を実施 ホール天井の耐震化工事の実施
2016(平成28)年4月	指定管理者:TEPCOパブリックサービス(東京電力グループ企業の共同企業

2018(平成30)年10月

体が事業企画及び施設管理(指定管理期間 2011年4月～2016年3月)
指定管理者:すくらむ 21 運営共同事業体が事業企画及び施設管理(指定管理期間 2016年4月～2021年3月)

2019年11月上旬～
令和2(2020)年5月

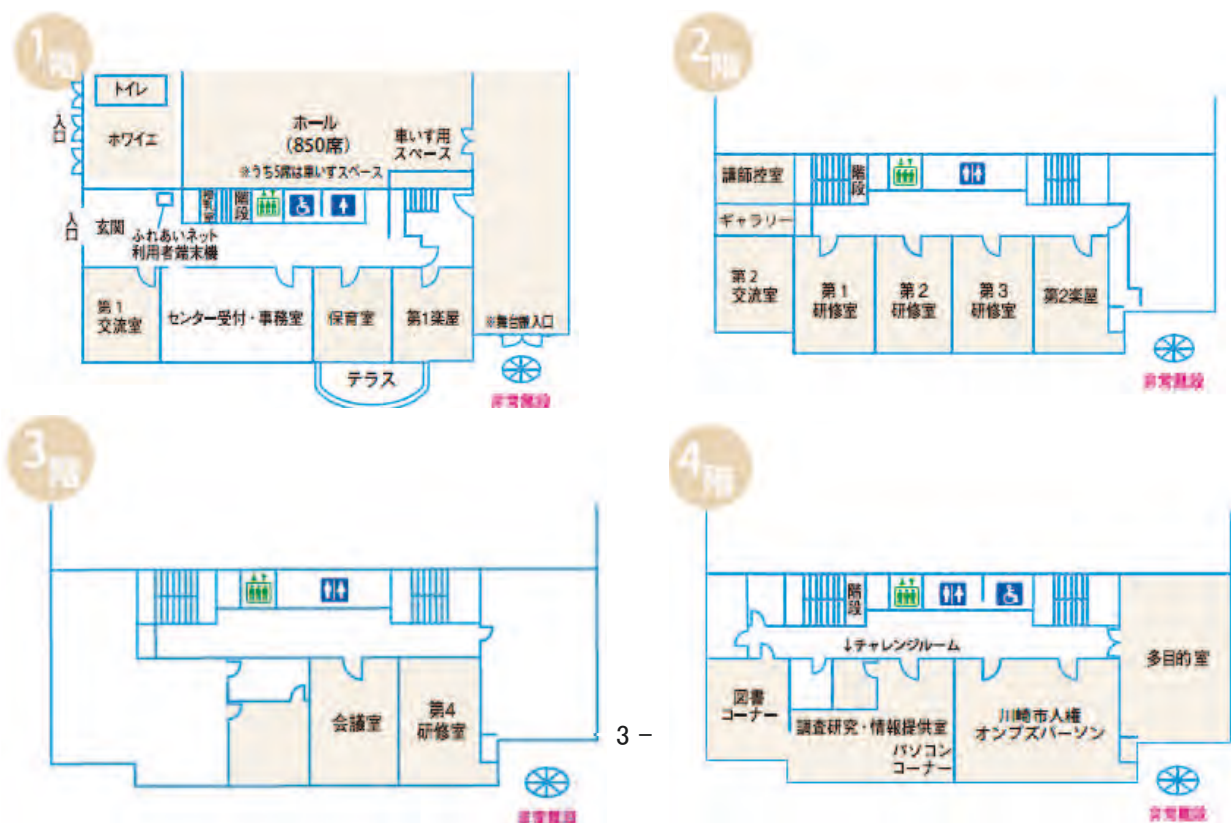
長寿命化修繕の一環として、屋上防水工事の実施
長寿命化修繕の一環として、外壁等の改修工事の実施

4. 施設概要

- (1)名称 川崎市男女共同参画センター(愛称:すくらむ 21)
- (2)設置 川崎市 (1999(平成11)年9月1日開設)
- (3)所在地 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
- (4)交通 JR南武線「武蔵溝ノ口」駅、東急田園都市線・大井町線「溝の口」駅から徒歩10分
- (5)運営 すくらむ 21 運営共同事業体(パーソルテンプスタッフ株式会社/東電タウンプランニング株式会社)
- (6)施設の概要
 - ①構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨鉄筋コンクリート
 - ②規模 地上4階・塔屋1階
 - ③敷地面積 2,873.85㎡
 - ④建築面積 1,325.94㎡
 - ⑤述べ床面積 3,337.07㎡
 - 事務室棟 1,858.15㎡
 - ホール 1,478.92㎡
 - ⑥ホール客席数 850席(その他車椅子用スペース5台分)
- (7)駐車場 25台(障がい者用駐車スペース1台分含む)

5. 館内案内図

各階はそれぞれ目的を持ったフロアにまとめられている。



6. 利用案内

- (1)開館時間 … 8時30分～21時30分
(2)休館日 … 年末年始(12/29-1/3)及び以下の休館日(保守点検等実施による)
※原則、偶数月の第3火曜日/令和2年度(4/21、6/16、8/18、10/20、12/15、2021/2/16)
(3)利用時間 … 貸館時間 9時00分～21時30分

【予約方法】川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」により管理

- ◆ 会議室、第1・2・3・4 研修室、多目的室(→市内ふれあいネット専用端末機、インターネット等)
※ 利用希望日の2日前からは、センター受付窓口での書類による申込み受付のみとする。
- ◆ ホール、第1・2 楽屋、保育室
→ センター受付窓口(受付時間 8時30分～19時00分)での書類による申込手続き。

7. 指定管理者 すくらむ 21 運営共同事業体

2006(平成 18)年度から、指定管理者制度が導入され、「TEPCOパブリックサービス」(東京電力グループ企業で構成する共同企業体)が、当センターの指定管理者として男女共同参画事業の実施ならびに施設の管理運営を担ってきた。2012(平成 24)年 7 月からは、TEPCOパブリックサービスの構成企業について、東京リビングサービスの機能を株式会社キャリアライズに移管し、2 社での運営体制に変更となっている。2013(平成 25)年 7 月からは、TEPCOパブリックサービスの構成企業について、東電広告株式会社が組織変更により東電タウンプランニング株式会社となり、変更となっている。2016(平成 28)年 4 月からは「すくらむ 21 運営共同事業体(代表会社 株式会社キャリアライズ)」が、指定管理者として男女共同参画事業の実施ならびに施設の管理運営を担っている。

なお、2018(平成 30)年 10 月からは、株式会社キャリアライズがパーソルテンプスタッフ株式会社に統合されたことを受け、すくらむ 21 指定管理者構成企業が変更になった。

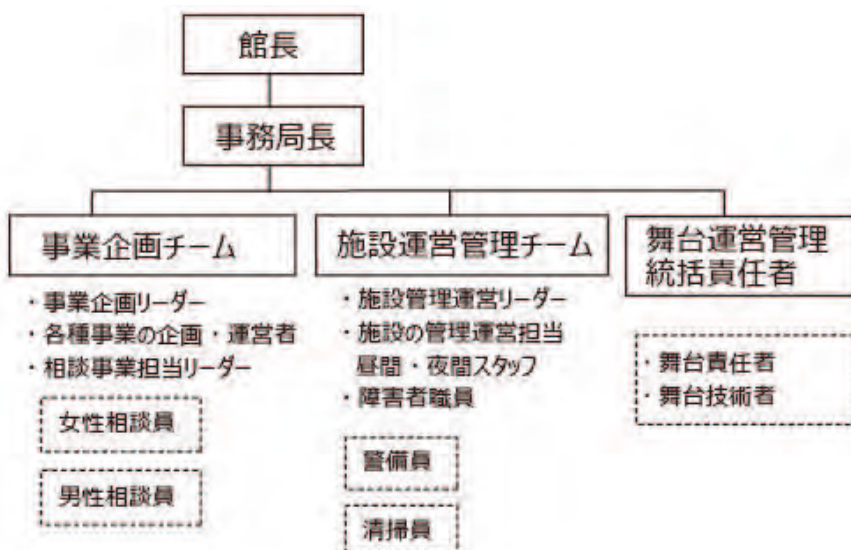
<すくらむ 21 運営共同事業体:すくらむ 21 指定管理者構成企業>

【代表会社】パーソルテンプスタッフ株式会社

(調査研究/総合相談/情報提供/学習研修等の企画実施/建物設備の維持管理)

構成員:東電タウンプランニング株式会社(ホールの維持管理/各種イベント企画)

8. 組織図



9. 運営推進委員会

(1)目的

川崎市男女共同参画センターが、男女平等のまち・かわさきを目指し、センターの運営に関して協議及び意見交換等を行うことにより、より円滑かつ効果的に男女共同参画の推進に寄与する

(2)設置者

すくらむ 21 運営共同事業体(指定管理者)

(3)委 員

【第2期】 2019年4月1日から2021（令和3）年3月31日まで

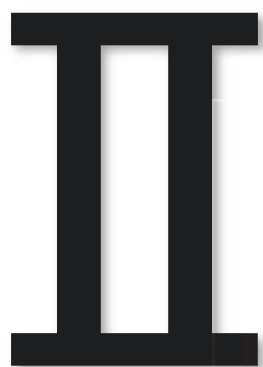
・委員は 8 人以内とし、センター館長が委嘱する。

・任期は 2 年、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	職 名 等
学識者	辻 泉	中央大学文学部 教授
学識者	金子 雅臣	一般社団法人職場のハラスメント研究所 代表理事
学識者	樋口 博美	専修大学人間科学部 教授
学識者	湯山 薫	川崎北合同法律事務所 弁護士
団体推薦	石塚 俊美	高津区全町内会連合会 理事
団体推薦	石川 敬子	国際ソロプチミスト川崎 財務・歳入委員長
行政	箱島 弘一	川崎市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 課長
行政	澤田 尚志	川崎市経済労働局企画課 課長

(オブザーバー) 所管課 : 川崎市 人権・男女共同参画室 男女平等推進担当職員



2019年度 事業報告
(2019.4.1~2020.3.31)

1. 調査研究事業

【事業目的】

調査研究事業は、男女共同参画推進拠点施設としての役割、機能を十全に果たしていくうえで不可欠な基礎事業と位置づけている。川崎市における男女共同参画の推進状況把握、男女共同参画推進にかかる地域課題・ニーズの発掘、既存事業ならびに新規事業の検証と改善を目的とする。

(1)新しい分野に関する事業ニーズと課題の把握

① 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大に向けたアクションリサーチ

【目的】災害はいつ発生するかわからない。災害時は平時に課題となっていることが露見し、増幅して課題として表面化する。川崎市内の自治会・町内会を基盤とする自主防災組織においては、女性リーダーが極めて少ない実態が続いている。「平時にできないことは、災害時にはもっとできなくなる」という被災地の教訓をもとに、平時における男女共同参画の視点からの防災・減災への取り組みの重要性を地域に浸透させる必要がある。そのため、防災部署との連携を強化し女性リーダーの養成に取り組む。また、ひとり暮らしの高齢者が増加している現状を踏まえシニアシングル女性を対象とした防災冊子を作成する。

【方法】

1. 川崎市総務企画局危機管理室と連携し、市内7区すべての自主防災組織に対して、性別によって生じる課題について学ぶとともに、避難所や地域における課題解決に向けた取り組みを進めるため、女性の視点からの防災・減災をテーマとした研修会を企画し実施する。積極的に女性へ参加の呼びかけをお願いするとともに、女性リーダー候補者を集めてワーキング(全2回)を実施し、女性リーダーもしくはその候補者の抱える悩みや課題、必要とされる取り組みについて把握する。
2. 昨年度以前に引き続き、市や各区・地域で行われる防災訓練や各種出前講座の中で、共通アンケートを実施し、防災・減災に関する情報提供のニーズを把握し、今後の取り組みにつなげる。
3. 地震に加え、風水害による災害も想定に入れた上で、ひとり暮らしの高齢者が地域に増えている現状を踏まえ、5年前に作成した防災冊子を市民の意見を聞き取りながら、改訂版として再編し発行する。

【結果】

1. ①リーダー研修:被災地に学ぶ災害時の課題、KAWAHUG(避難所運営ゲーム)の実施、振り返りと工夫点の共有、女性の視点から避難所で生じる課題について考える、平時の備えについて座学による研修会を行った。毎年、リーダー研修の参加者が男性中心になりがちであることから、女性リーダーの候補者に出席いただくように各区の危機管理担当から呼びかけ8月~10月にかけて全7区・7か所で研修を実施した。
②ワーキング:災害時に著しく困難となる方を減らすために、小グループによる課題、防災訓練メニューを検討した。リーダー研修を受ける形で、女性の視点からの防災訓練を考えるワーキングを11月に2回開催した。ワーキングでは、さらに災害とジェンダー課題に対する知識を深めるとともに、平時だからこそできる女性の視点からの防災・減災への取り組みを具体的な防災訓練のメニューとして考えた。女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(通称:JKB)のメンバーによる活動の紹介も入れ、女性が補助的な役割や特定の仕事(例えば炊き出しのみ)を担うのではなく、女性の視点を打ち出した新たな訓練メニューを考えることとした。台風19号の被災経験についても振り返りながら、必要な訓練や災害時の課題について考えた。平時の地域の防災訓練で実践可能な訓練メニューを企画し、川崎市がすでに自主防災組織向けに配布している「みんなで訓練48」(48種類の訓練メニュー)の49番目の訓練をオリジナルで作成した。
③川崎市防災シンポジウムでの事例発表:川崎市自主防災組織連絡協議会主催の「川崎市防災シンポジウム」は

2019 年度は、「過去の災害から学ぶ、女性の視点を取り入れた強く、しなやかなまちづくりに向けて」というテーマで開催された。災害時に発生した事例の紹介や調査に基づくジェンダーの視点からの課題点について理解が深まるような基調講演の後、事例発表として、これまでの各区の研修の振り返りとワーキングでの様子を講師が紹介した。その中で、ワーキング修了生 2 名が登壇し取り組みの成果を発信することができた。

各回のアンケート結果からは、女性たちは日頃の備えや地域での取り組みの重要性を認識しており、特に被災した女性たちの実態を知ったことにより、「意見を述べることの大切さを改めて感じた」、「性別により災害時に仕事を失ったり、性被害にあうといったダメージの違いがあることが分かった」、「避難所運営の難しさを感じ、より多くの住民と課題を共有する必要がある」と述べている。男性リーダーを中心とした組織の中で、女性の役員が少数であること、また意見が通りにくいことや発言しても後回しにされてしまいがちな状況について課題を抱えていた。今後も継続したリーダー養成につながる研修会やネットワーキングが求められていることが明らかになった。

()女性の人数

実施内容	実施時期	参加者数	
①区自主防災組織主催リーダー研修	宮前区	8月26(月)14:00~16:30	51(40)
	麻生区	9月2日(月)14:00~16:30	67(40)
	中原区	9月10日(火)14:00~15:30	68(58)
	高津区	9月11日(水)13:30~16:00	39(30)
	多摩区	9月17日(火)14:00~16:30	12(11)
	川崎区	9月20日(金)14:00~16:30	116(72)
	幸区	10月24日(木)14:00~16:30	40(25)
②ワーキング1日目@エポック中原	11月6日(水)14:00~16:30	18(18)	
ワーキング2日目@エポック中原	11月22日(金)14:00~16:30	18(18)	
③川崎市防災シンポジウム	1月17日(金)14:00~16:15	288(-)	

11 / 6
ワーキング1日目

【内容】 参加者 18名

- ①台風19号の経験を共有する
- ②災害時のタイムラインに沿って考える
- ③訓練メニューについてのアイデア出し
- ④グループで話し合い、班ごとに発表

11 / 22
ワーキング2日目

【内容】 参加者 18名

- ①前回の振り返り
- ②被災地の様子から訓練に必要な視点を学ぶ
- ③訓練メニューの作成・実践
- ④災害時のトイレ対策/防犯のつなげる灯りづくり

男女共同参画の視点 × 防災

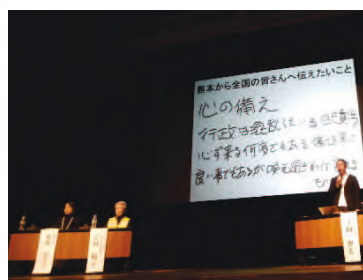
注目

災害時は、だれもが同じように被災するわけじゃない。

いざという時、自分と大切な人を守るための暮らし方、そのための備えをはじめませんか。

防災の準備は、女性のリーダーも準備しよう！

くらし21 事業案内



アンケートの結果より (N=341)

①研修満足度

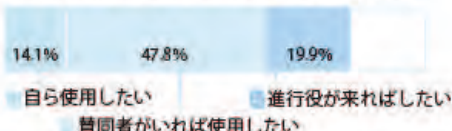
93.2%



②女性の視点からの 防災・減災に関する必要性

必要性を感じた 82.1%

③KAWAHUGを今後、 地域で使用したいか 81.8%

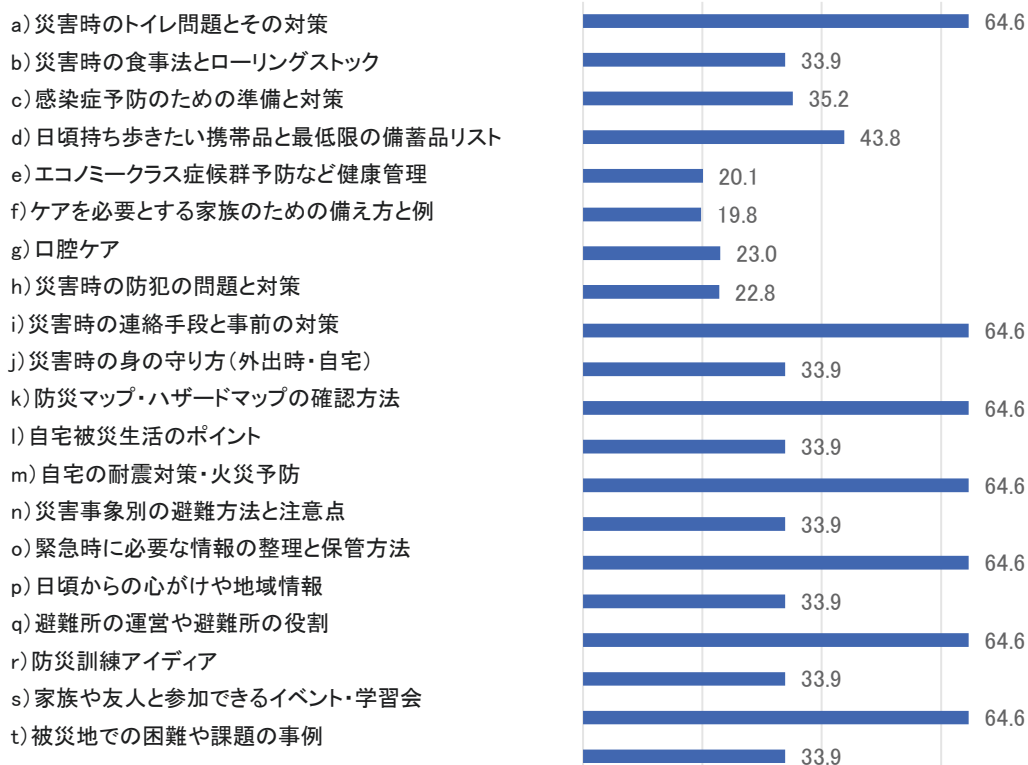


研修会の感想(抜粋)

- ・多くの人と共通認識を持つためにも自治会でもやってみたい。
- ・前もってルールを決めてトレーニングする大切さを知った。
- ・避難スペース、男女それぞれの視点が必要、特に女性の視点が必要であると感じた。改めて、いろいろ見直そうと思った。
- ・男性中心だと女性が必要なものが分からないので、運営の中に入ってほしい。
- ・運営は男性が中心だし、男性にまかせておけばいいという自分の意識を反省した。
- ・今まで具体的には考えたことがなかったので、いろいろな点で悩んだことがよかったと思う。
- ・「女性の視点」というテーマでしたが、男性にも知ってもらいたいお話で、男性の参加が多くよかった。

2. 全体のアンケート(年度内で計 14 回実施した総数)からは、下図に示す集計結果を得た。あらかじめ必要としている情報としては、a)災害時のトイレ問題とその対策、i)災害時の連絡手段と事前の対策、k)防災マップ・ハザードマップの確認方法、m)自宅の耐震対策・火災予防、o)緊急時に必要な情報の整理と保管方法、q)避難所の運営や避難所の役割、s)家族や友人と参加できるイベント・学習会についてがそれぞれ 6 割を超えていた。今年度実施した出前講座や防災イベントのブース出展においては、その前に実施していた回で得たアンケート結果を参考に取り組んだ。

防災冊子や防災イベント等で、あなたがあらかじめ必要としている情報 (複数回答可/回答者数:1021人)



3. 減災冊子の作成・改訂 ～ シニアシングル女性のためのサバイバル読本 日頃から備える防災・減災 ～

【制作プロセス】

2回開催した「減災冊子改訂のためのアイデア出しMTG」では、大学生のインターンシップ生も加わり①防災・減災冊子をどのようなシーンで利活用していただくか。②災害時に高齢女性が困ったこと、困ることとはなにか。③困難を軽減するために、どのような要素が必要で、どのような情報として提供すると行動につながるのかなどについて、ひとり暮らしのシニア、介護関係者、20代～70代の参加者とグループワークを行った。

女性市民グループ「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(通称:JKB)」のメンバー、防災士・上園智美さんの協力も得た。最後に、所管課の協力を得て、川崎市市役所各関係部署に対し、事実誤認等の照会を経て完成させた。

【概要】A4判、フルカラー、28ページ(表紙、裏表紙含む)、7,000部

【目次】1. 過去の災害に学ぶ 誰もが同じように被災、避難するわけではないということ。／大地震、発生！その時どうする／避難しない選択もある／避難する場所って？(大地震・風水害の場合)／ここまでのまとめ／2. 被災後の暮らし／自宅で被災生活／避難所での生活における注意点／被災後の生活再建に向けての手続き／3. 日々の暮らしの中でつづけることでつながる減災／身の回りのものを少しずつ整理しながら暮らす／家の中の安全対策をして、安心につなげよう／生活必需品と備蓄品を使いながら暮らす／ペットの備えも忘れずに／体力をつけて健康に過ごしましょう／無理のない近所づきあいを心がけよう／情報を収集・整理、役立てる／安否確認・連絡方法／災害時の情報の入手方法／わたしのサバイバルカード

【配布先】市内公共施設、各区役所の危機管理担当部署へ配布協力依頼。ホームページでも全頁公開しダウンロード可。一部、市外希望者にも配布。

【発行】2020年2月発行

【編集・著作】川崎市男女共同参画センター



②かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査から得たデータを使用したデータブックの作成

【目的】2018年度に実施した調査結果を活用し、市民向けに川崎市の男女共同参画の意識と行動の実態への理解を深めるためのデータブックを作成し、配布する。主催事業での配布も積極的に行いつつ、男女平等学習を行う市民館でも活用されるよう働きかけも行う。

【概要】A4判、フルカラー、24ページ(表紙、裏表紙含む)、3,000部

【目次】かわさきのキホン①かわさきの人口／かわさきのキホン②かわさきの世帯／かわさきで働く①産業構造とジェンダー／かわさきで働く②働く女性と雇用形態／かわさきで働く③夫婦の働き方、生活の希望と現実／かわさきで子育て 男性の育児休業等利用実態と意識／かわさきで決める①女性議員／かわさきで決める②市役所・市立小中高校における女性管理職／かわさきの人権①DV、デートDV被害実態、意識実態／かわさきの人権②暴力のない関係を築くこと、相談

【配布先】主催講座での配布、市内公共施設への配架、出前講座、共催講座での配布等、広く行う。

【活用法】

見開きごとにテーマを設定しているため、その部分だけを印刷して活用することができる。かわさきの人権①と②は、両面印刷をすることで、デートDV出前講座などで受講生に配布することも可能。モノクロ印刷に耐えられるような配慮もしている。

データブックの内容については、印刷版のほか、ホームページにPDFを公開してダウンロードできるようにした。

(2)実施事業成果の的確な把握と企画立案および実施業務への反映

①20周年事業に向けた事業の洗い出し、20周年記念イベントの企画・準備

【目的】

1999年9月に開館して以来、2019年9月に開館20周年を迎えるにあたり、2018年度から実施してきた開館以来の事業について振り返り、課題の整理を行う。さらには、開館20周年記念イベントを企画・実施しつつ、2020年度第16回すくらむ21まつりで行うグランドフィナーレイベントに向けた準備を行う。

【調査方法】

センター開館後に作成してきた事業概要を中心に、協働事業団体等が発行した刊行物も含めて、過去約20年間の事業を振り返る。開館当時に男女平等推進審議会の委員など務めた関係者から、開館に至る経緯や事業の振り返り、今後の展望についてヒアリングする。

【結果】

インターンシップのプログラムの一環として、関係者からのヒアリングを2件実施した。インターンシップの学生は、20年前には、ちょうど生まれた頃でもあり、当時の様子やセンターの開館を目指した時代の行政や現在審議会になっている委員会組織、市民団体らの動きなど、また、川崎市の特徴を知ることによって先達たちの苦労の上に現在があることなどに感銘を受けたようだった。

【開館記念事業企画】

① グランドフィナーレの主催イベント(20周年記念セレモニー、子どもと楽しめるミュージカル)

20周年記念のお楽しみセレモニーとともに、毎年12月に開催して好評を得ている親子で楽しめるミュージカルを上演予定。

② 開館記念サイト

すくらむ21に寄せられた市民・活動団体等からの20周年記念メッセージを公開。

③ 開館記念リーフレットの作成

すくらむ21の開館から20年を振り返るとともに、未来を展望できるようなリーフレットを作成。

【次年度の予定】

次年度には、第16回すくらむ21まつり(6/28)開催で、主催イベントを行い、開館20周年のグランドフィナーレとする。そのための準備、関係各所への協力呼びかけを行うとともに、当日に配布する記念リーフレットの作成を行う。

②起業・再就職支援事業利用者における事後調査の実施

ア)起業関連

【実施内容及び概要】センター主催の女性起業家支援事業のうち、実際に起業することができた方がどれくらいいるかを把握することで、事業の成果・意義を検証する。

- ・調査対象:2019年度実施の「女性起業家ビギナーズサロン起業プラン作成支援講座」修了者(16名)、「女性起業家ミニ見本市」出店者(7名)「商人デビュー塾」修了者(7名)
- ・調査方法:担当者によるヒアリング及びエントリーシート記入内容
- ・調査期間:随時

【実施結果】修了者及び調査対象者30名(延べ人数)中、創業者数7名(23.3%)

イ)再就職関連

【実施内容及び概要】センター主催の「再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談」受講者に対し、実際に再就職等をする事ができた方がどれくらいいるかを把握することで、事業の成果・意義を検証する。

- ・調査対象:2019 年度に「再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談」を受けた方 63 名
- ・調査方法:担当相談員による電話調査
- ・調査期間:2019 年 4 月～2020 年 3 月

【実施結果】相談時点での就職・転職希望者 38 名中、就職者 8 名(21.1%)

今年度は、お客様の要望に沿って、再就職する方の相談以上に就労継続、職場復帰者への相談機会を拡充したが、継続相談が減ったこともあり相談者総数は減っている。一方で、2 年目に入ったキャリアデザインという形で再就職のための準備をするための相談が増えたことで、再就職・転職希望で実際に就職に結びついた方の割合が増した。

(3) 団体との協働による地域課題の解決に向けた調査・研究

① 協働事業(研究)

地域の男女共同参画推進を目的とする調査研究、性別にかかる問題への視点を主題とした調査研究について、団体やグループによる企画提案にもとづき実施する事業。今年度は、応募団体がなかったため、実施しなかった。

2. 相談事業

【事業目的】男女がそれぞれの性別にかかる悩みや課題等の解決を支援することを目的とし、行政の各相談機関や警察署、市内外の他の機関との連携を密にし、社会資源の活用を図りながら、円滑な相談業務を実施する。また、相談事業で把握された相談者の悩み、課題、ニーズ等に基づき、講座や情報提供の形式による支援を行うことにより、「女性の権利」の確立や自立支援への理解、被害の未然防止の取り組みを広める。

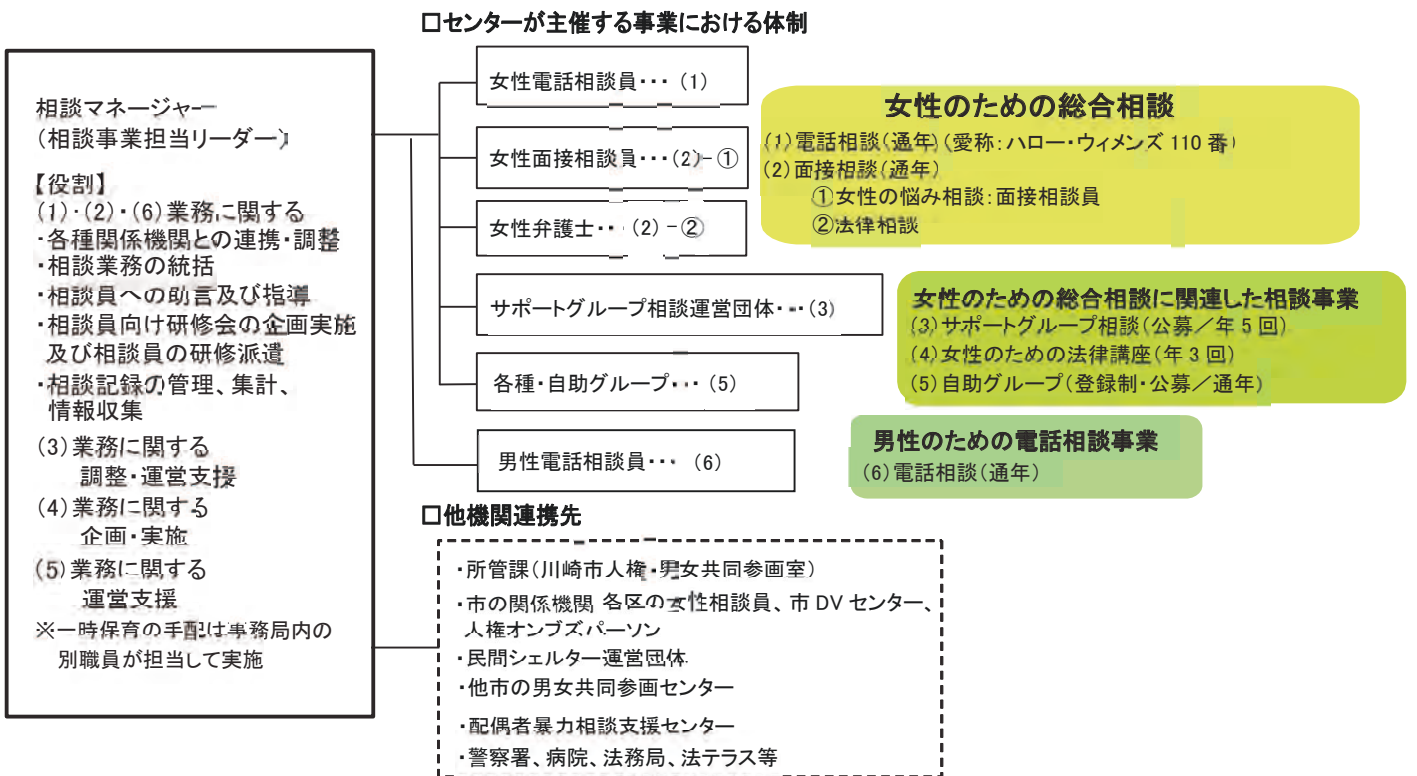
(1) 女性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる女性総合相談の実施

① 女性のための総合相談事業

センターの基盤事業の1つとして、相談体制については、川崎市男女共同参画センター運営委員会の意見を踏まえ、相談マネージャーを事務局職員として体制変更してから5年目を迎え、運営体制は安定してきた。女性のための総合相談を主軸としながらも、相談事業として取り組んでいるデートDVの予防・啓発、DV被害者への支援活動、自立に向けた就労相談の充実、相談者の状況を踏まえたサポートグループ相談や自助グループへの紹介・連携等、事業内連携を強化するなど運営の仕組みを前年度に引き続き実施した。センターの相談事業としては、女性のための総合相談を踏まえた相談から常に潜在的課題を掘り起こし、相談内容からみえてくる「女性への暴力」「夫婦の問題」「生きづらさ」や「就労の問題」「子育て・介護」などの課題の解決や事業の充実を引き続き図っていく必要がある。面接相談や法律相談時の保育も継続して行い相談者の相談環境を整えた。日常的な相談対応の質の向上、情報共有を図るため、相談カンファレンスの場での事例検討会を通年で開催し、学識者による指導助言を得ることもできた。相談機関の各種会議の参加及び他機関の活動状況の情報収集は相談マネージャー（事務局内の体制としては相談事業担当リーダーの位置づけ）が主に担った。その他、市内女性相談員を対象とした研修会を企画・実施し、横の連携の強化を図ると同時に相談員のケアや資質向上を目指した。

ア) 相談体制

i) 女性のための総合相談の運営体制図



ii) 女性のための総合相談 各種相談対応日時

電話相談	面接相談(一般)	面接相談(法律)	サポートグループ相談
月・火・水・木 10～15時 金 15～20時 日 12～17時	第1・3木曜 10～12時 第4金曜 16～20時	第1・3木曜 13～16時	9月、10月(2回)、11月(2回)、 (全5回実施)

※ 電話相談は、平日・日曜ともに2回線/休み:土曜、祝日および年末年始の期間

※ 面接相談(一般・法律ともに)、サポートグループ相談は、ハロー・ウィメンズ 110番の予約受付となっている。

iii) 相談企画調整会議の開催(年3回)

<構成> 館長、相談マネージャー、相談員リーダー、川崎市人権・男女共同参画室

<内容> 相談マネージャーが企画し、課題や事業等の提案、業務内容の報告、確認、意見交換を行う。

<実施概要>

回数	開催日	主な内容
第1回	7月30日(火)	各相談事業の実施状況と予定、相談室運営の課題、DVセンターとの連携状況 他
第2回	11月8日(金)	各相談事業の実施状況と予定、相談室運営の課題、サポートグループ相談の現状 他
第3回	2月20日(木)	各相談事業の実施状況、相談対応について、DVセンターとの連携状況、年間まとめ 他

iv) カンファレンス・研修の開催 毎月(8月を除く)・原則第3土曜に開催

<実施概要>

回数	開催日	主な内容
第1回	4月20日	新年度体制の紹介、カンファレンス年間計画・研修計画の提案・電話対応の確認 他
第2回	5月18日	研修「川崎市男女共同参画センター事業における相談事業の位置づけ(川崎市男女共同参画センター館長 野村幸平) 他
第3回	6月15日	事例検討(担当相談員)、川崎市DV相談支援センターとの連携会議報告 他
第4回	7月20日	事例検討(担当相談員)、第1回女性への暴力相談等関係機関連絡会、神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会報告 他
第5回	9月21日	事例検討(担当相談員)、第1回男女共同参画室との会議報告、研修参加報告「川崎市DV防止・被害者支援計画」 他
第6回	10月19日	研修「グループスーパービジョン」(助言:カウニング&サポートサービスN 高山直子氏)
第7回	11月16日	事例検討(担当相談員)、女性問題研修会等への研修参加報告、第2回男女共同参画室との会議報告 他
第8回	12月21日	事例検討(事務局)、第2回女性への暴力相談等関係機関連絡会(部会)報告、女性問題研修会等への研修参加報告、サポートグループ相談実施報告 他
第9回	1月18日	事例検討(担当相談員)、DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会報告 他
第10回	2月15日	事例検討(担当相談員)、第3回女性への暴力相談等関係機関連絡会及び女性問題研修会等への研修参加報告 他
第11回	3月21日	第3回男女共同参画室との連絡会、相談員向け公開研修報告、令和元年度サポートグループ相談・自助グループについて、次年度に向けて 他

v) 相談機関 各種会議・研修

日時	会議名	参加者
5月23日(月)	配偶者暴力相談支援に係る新任行政職員研修会及びシェルタースタッフ研修会	相談マネージャー
5月30日(木)	神奈川人権センター主催研修「性的少数者の課題」	相談員2名
6月18日(火)	第1回 女性への暴力相談等関係機関連絡会	相談マネージャー

6月18日(火)	第1回 人権オンブズパーソン事務局連携会議	館長・相談マネージャー
6月24日(月)	神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会	館長
6月25日(火)	ひとり親家庭支援者向け研修	相談マネージャー
6月26日(水)	デートDV 出前講座(高津高校・定)	事務局長
7月10日(水)	第2回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
7月26日(金)	川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画研修	相談マネージャー・相談員 3名
8月1日(木)	DV 相談対応テーマ別研修	館長
8月8日(水)	第3回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
9月4日(水)	第4回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
9月6日(金)	女性相談員等研究協議会	相談マネージャー
9月11日(水)	性犯罪・性暴力被害支援者研修	相談員 1名
9月26日(木)	神奈川県主催 第2回事例検討会	相談マネージャー・相談員 1名
10月2日(水)	第5回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
10月18日(木)	女性問題研修会	相談マネージャー、相談員 2名
10月28日(月)	第1回 福祉職向けメンタルヘルス相談事業研修会	相談員 1名
11月6日(水)	第6回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
11月19日(火)	女性問題研修会	相談員 2名
11月23日(土)	神奈川県弁護士会多業種参加型ワークショップ	相談マネージャー
11月27日(火)	第2回 女性への暴力相談等関係機関連絡会(部会)	相談マネージャー
12月4日(水)	第7回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
12月10日(火)	第2回 人権オンブズパーソン事務局連携会議	館長・相談マネージャー
12月10日(火)	神奈川県主催 第3回 事例検討会	相談員 1名
12月26日(木)	川崎市 DV 被害者支援対策推進会議 DV 被害者相談支援部会	相談マネージャー
1月8日(水)	第8回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
1月24日(金)	DV 被害者支援の法的側面に関するスーパーバイズ研修	相談マネージャー
2月5日(水)	第9回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー
2月14日(金)	第3回 女性への暴力相談等関係機関連絡会・講演会	相談マネージャー 相談員 1名
2月21日(金)	GID(性同一性障害)研修	相談マネージャー
2月23日(日)	全国男性相談研修	相談マネージャー 相談員 1名
3月4日(水)	第10回 女性相談員等連絡調整会議	相談マネージャー

3月6日(金)	相談員向け公開研修(特定非営利活動法人ピッコラ ーレ松下清美氏)	館長・相談マネージャー・相談員 6名・他施 設相談員 3名
---------	-------------------------------------	----------------------------------

イ)2019年度 相談件数

i)電話相談(ハロー・ウィメンズ 110番)の主訴別件数

ハロー・ウィメンズ 110番(電話相談)											面接相談			電話 相談 (a) + 面接 相談 (b) 合計 (c)					
主訴別件数											主訴別件数のうち 暴力に係る相談 ※					一般 相談 (女性 の悩み 相談)	法律 相談	計 (b)	
											DV		その 他の 者か らの 暴力 ※3		暴 力に 関す る相 談 ※4				暴 力に 関す る相 談 ※4 合計
A 夫 婦 の 問 題	B 家 族 の 問 題	C 生 き 方	D 人 間 関 係	E 心 と か ら だ	F 暴 力 ・ 犯 罪	G 法 律 ・ 暮 ら し	H 仕 事	I そ の 他	計 (a)	法 対 象 DV ※1	法 対 象 外 DV ※2	DV 計				計 (b)			
4月	67	73	39	58	77	18	10	7	73	422	35	0	35	6	41	5	5	10	432
5月	53	78	38	66	80	13	13	3	35	379	38	0	38	1	39	5	2	7	386
6月	63	68	45	63	101	14	19	10	45	428	26	0	26	3	29	6	5	11	439
7月	68	78	38	72	88	8	18	12	53	435	22	0	22	4	26	1	6	7	442
8月	46	81	40	73	80	17	13	7	43	400	30	0	30	3	33	2	2	4	404
9月	57	91	32	55	96	9	15	10	40	405	19	1	20	3	23	4	5	9	414
10月	44	68	42	57	101	11	19	4	54	400	35	1	36	2	38	3	6	9	409
11月	45	83	29	43	115	11	8	9	39	382	27	0	27	0	27	3	3	6	388
12月	52	62	34	63	103	14	15	12	33	388	30	0	30	7	37	4	8	12	400
1月	59	56	40	54	93	8	7	8	41	366	21	0	21	4	25	0	1	1	367
2月	34	65	30	54	99	4	14	5	38	343	16	0	16	3	19	4	7	11	354
3月	60	70	32	61	122	20	13	4	39	421	32	0	32	3	35	4	4	8	429
計	648	873	439	719	1,155	147	164	91	533	4,769	331	2	333	39	372	41	54	95	4,864

※ 電話相談の主訴別件数(A~I)のうち暴力に関する相談を再掲している。

<上記表における補足>

※1)法対象DV

DV防止法第1条による配偶者(事実婚、生活の本拠を共にする交際相手を含む)からの暴力に関する相談

※2)法対象外DV

親密なパートナーからの暴力に関する相談

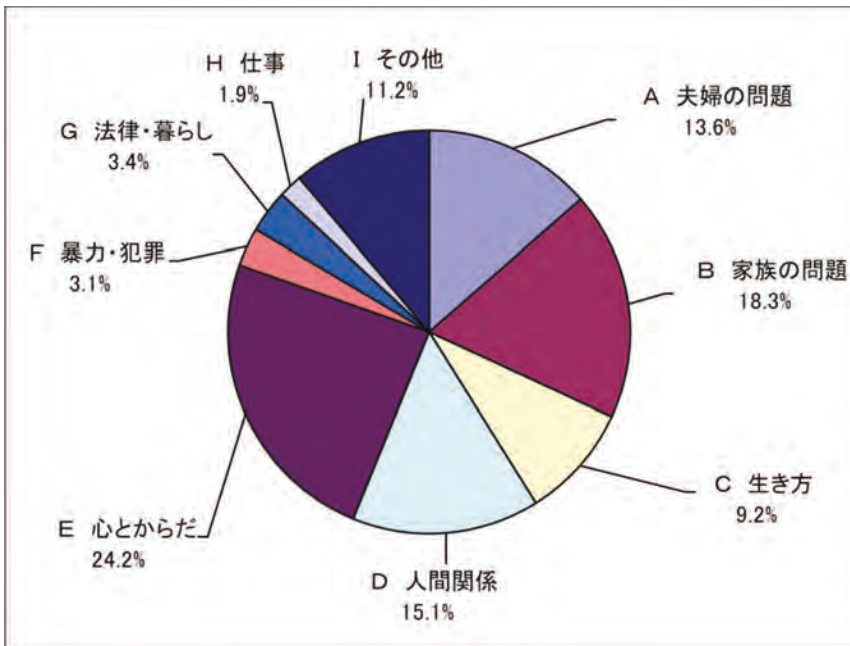
※3)その他のものからの暴力

親、兄弟姉妹、子などの親族や他人からの暴力に関する相談

※4)暴力に関する相談

上記の合計

▼ 2019 年度 電話相談件数主訴別割合を示す円グラフ



ii) 2019 年度 面接相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談(定数枠月 8 名)	5	5	6	1	2	4	3	3	4	0	4	4	41
法律相談(定数枠月 10 名)	5	2	5	6	2※	5	6	3	8	1	7	4	54
合計	10	7	11	7	4	9	9	6	12	1	11	8	95

※ 8月の法律相談は定員枠を5名で実施。

iii) 相談件数の推移

年度	電話相談	法律相談	面接相談
平成 17(2005)年度	3,014	74	61
平成 18(2006)年度	3,420	77	47
平成 19(2007)年度	3,366	59	58
平成 20(2008)年度	2,756	93	47
平成 21(2009)年度	2,787	93	47
平成 22(2010)年度	2,725	67	53
平成 23(2011)年度	3,103	59	41
平成 24(2012)年度	2,813	64	38
平成 25(2013)年度	2,970	61	56
平成 26(2014)年度	3,016	59	53
平成 27(2015)年度	4,057	69	57
平成 28(2016)年度	4,333	70	59
平成 29(2017)年度	4,731	63	48
平成 30(2018)年度	4,558	69	43
令和元(2019)年度	4,768	54	41

注)平成 20(2008)年度より、電話開設日数:週 6 日 / 一般相談(50 分:1 コマ)定数 8 名/月、法律相談(30 分:1 コマ)定数 10 名/月

②ひきこもり女子会 in 川崎

ひきこもり状態にある方、または、経験者、生きづらさを感じている女性当事者同士が、悩みや苦勞を気兼ねなく話せる交流の機会を通じて、悩みを抱えているのが自分だけではないことを知り、自身の生き方を考えるための一助となることを目的に実施した。2年目となる今年も、予約不要、時間内出入り自由、隔月の開催とし、4月から全6回の参加者延べ人数は96名となり、昨年度の54名を大きく上回った。

i)ひきこもり女子会 in 川崎 参加人数

参加延 96名

実施日	4月15日	6月10日	8月26日	10月28日	12月15日	2月9日	合計
参加者数	25名	13名	16名	16名	14名	12名	96名

③女性のための個別キャリア相談

女性を対象とした個別キャリア相談については、原則月3日(グループカウンセリングの実施月は2日)とし、1日の枠数は4枠とした。有職者が相談できるよう土曜・日曜にも実施し、相談者が必要とする時期に可能な限り相談が受けられるような体制を整えた。カウンセリングを通じて、自分への気づき、就職活動に必要なスキルや労働に関する情報提供など、相談者にあわせた支援を行った。また、継続的に「働く上で大切にしたいあなたの価値観を見つけよう」と題して、「はたかち」®カードを使ったグループカウンセリングを年間5回実施した。

ア)再就職・転職・就労継続のための「個別キャリア相談」

i)実施体制

相談体制	相談者1名に相談員1名で対応する面接相談形式 相談員:宮川 美恵子氏(キャリアカウンセラー)
対象	再就職・転職・就労継続を希望する、原則川崎市在住・在勤・在学の女性
相談内容	1名の相談者につき、3回まで相談が無料で受けられる。 以下のどのステップの相談からでも相談が始められる形としている。 ステップ1「キャリアの整理」として経歴の振り返り、今後のキャリアプランなどの相談 ステップ2「書類の準備」として効果的な履歴書、職務経歴書の書き方の相談 ステップ3「採用試験の準備」として面接法等の相談 相談者の主訴に沿って、キャリアプラン、応募書類の書き方などの相談やインターネットの活用法などの情報提供も行う。また、就業支援を行う機関の情報や外部の専門機関と連携し就労につながるアドバイスを行う。さらに再就職・転職後の相談も受け、定着支援も行う。
相談時間	原則月3日:1日につき4枠 ①9:30~10:20、②10:30~11:20、③11:30~12:20、④12:30~13:20
実施回数	28日112回(※5・7・9・11・1・3月は実施2日、8月は実施1日)

ii)個別キャリア相談件数

申込延 84 名、参加延 62 名(保育 3 名)

主訴	キャリアデザイン	キャリアカウンセリング				その他	合計
		再就職	転職	職場復帰	職場継続		
件数	16	16	21	3	5	1	62

④相談時の一時保育

一時保育を実施することで、子育て期の女性が安心して相談に集中できる環境を整えた。

保育の対象年齢:0歳6か月以上就学前までの乳幼児

保育実施相談数	15 件 17 名
---------	-----------

(2) 男性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる男性相談の実施

男性のための電話相談事業

【実施内容及び概要】

平成 28(2016)年 4 月より実施し、4 年目となる本事業は、男性が電話をかけやすく、男性としての悩みを相談しやすいこと等への配慮から、男性の相談員が対応している。広報については、必要な方に情報が届くよう、広報チラシおよび広報用の相談カードの配布先を増やしたほか、ホームページの案内も継続して周知した。

ア) 相談体制

i) 男性のための電話相談対応日時

電話相談	
毎週水曜日	18:00～21:00

※ 電話相談は、1 回線／祝日および年末年始の期間は休みとする

ii) カンファレンス・研修の開催(カンファレンスは隔月・原則第 3 水曜に開催)

< 構成 > 館長、相談マネージャー、相談員

< 内容 > 事務局から相談員への連絡事項、研修報告、相談事例の検討、グループディスカッション、相談員からの提案、意見の吸い上げ(会議や次回のカンファレンスに反映)の場として相談マネージャーが企画・運営する。

< 実施概要 >

回数	開催日	主な内容
第 1 回	4 月 24 日	新年度体制の紹介、カンファレンス年間計画・研修計画の提案・電話対応の確認 他
第 2 回	6 月 26 日	事例検討(担当相談員)、神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会、研修「性的少数者の課題」報告、電話相談実施に伴う体制・広報・研修について、年間予定再確認 他
第 3 回	8 月 28 日	研修「グループスーパービジョン」(助言:カウンセリング&サポートサービス N 高山直子氏)
第 4 回	10 月 30 日	研修「川崎市男女共同参画センター事業における相談事業の位置づけ(川崎市男女共同参画センター館長 野村幸平)、性犯罪・性暴力被害者支援者研修報告 他
第 5 回	1 月 31 日	研修「グループスーパービジョン」(助言:カウンセリング&サポートサービス N 高山直子氏)
第 6 回	3 月 11 日	全国男性相談研修会、相談員向け公開研修報告、今年度の振り返り、次年度計画案 他

イ)2019 年度 相談件数

電話相談(男性のための電話相談)の主訴別件数

男性のための電話相談													主訴別件数のうち 暴力に係る相談 ※				
主訴別件数												DV		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力 ※3	暴 力 に 関 す る 相 談 ※4	合 計	
	A 夫 婦 の 問 題	B 家 族 の 問 題	C 生 き 方	D 人 間 関 係	F 性 ・ 心 と か ら だ	F 暴 力 ・ 犯 罪 (被 害)	G 法 律 ・ 暮 ら し	H 仕 事	I そ の 他	J 暴 力 ・ 犯 罪 (加 害)	K 暴 力 ・ 犯 罪 (第 三 者)	計	法 対 象 DV ※1				法 対 象 外 DV ※2
4月	0	1	2	0	5	0	0	2	4	1	0	15	0	1	1	0	1
5月	2	0	0	0	6	0	1	0	4	0	1	14	0	0	0	0	0
6月	1	1	0	2	4	0	1	1	5	0	0	15	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	1	7	0	0	1	9	0	0	18	0	0	0	0	0
8月	2	0	0	0	6	0	0	1	6	0	0	15	0	0	0	1	1
9月	0	0	0	0	6	0	0	0	8	0	0	14	0	0	0	0	0
10月	1	0	2	1	4	0	0	2	8	2	0	20	0	0	0	0	0
11月	2	0	2	1	3	0	0	0	11	2	0	21	0	0	0	0	0
12月	1	0	1	0	5	0	0	0	5	0	0	12	0	0	0	0	0
1月	1	0	0	0	4	0	0	0	5	1	0	11	0	0	0	0	0
2月	0	0	2	0	3	1	2	0	6	2	0	16	0	0	0	1	1
3月	0	0	2	1	3	0	0	0	7	3	0	16	0	0	0	0	0
計	10	2	11	6	56	1	4	7	78	11	1	187	0	1	1	2	3

※ 電話相談の主訴別件数(A~K)のうち暴力に関する相談を再掲している。

<上記表における補足>

※1)法対象 DV

DV 防止法第 1 条による配偶者(事実婚、生活の本拠を共にする交際相手を含む)からの暴力に関する相談

※2)法対象外 DV

親密なパートナーからの暴力に関する相談

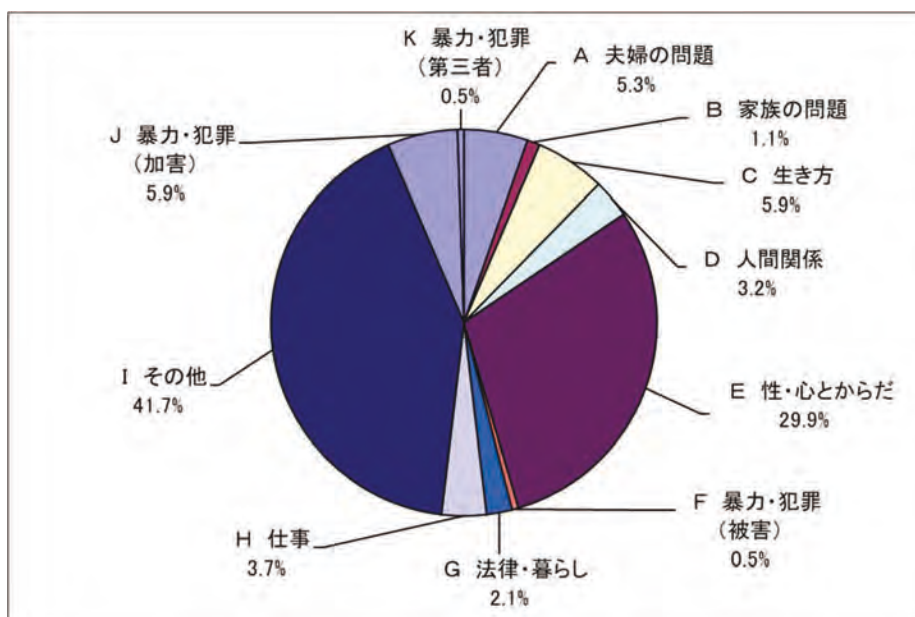
※3)その他のものからの暴力

親、兄弟姉妹、子などの親族や他人からの暴力に関する相談

※4)暴力に関する相談

上記の合計

▼ 2019 年度 電話相談件数主訴別割合を示す円グラフ



(3) DV 被害者を含む暴力防止のための活動の展開、自助グループやサポートグループ相談への支援、当事者同士の悩みを共有し、交流する場を充実させ、自らの悩みを解決できるようきめ細かな支援の充実を図る。

①自助グループへの支援

同じような悩みを抱える当事者同士が、定期的集まり、継続したミーティングの場での語らいや相談を通じて、問題の解決や悩みの解消に向けて支えあうために自主的に活動する自助グループを支援している。今年度は、新規の登録団体はなく、昨年度に引き続き、5 団体での活動を支援した。

テーマが DV やモラハラの活動を行うグループにおいては安全な環境への配慮が必要なため、日時場所については非公開とし、詳細については電話相談(ハロー・ウィメンズ 110 番)へ問合せもらうこととした。さらに、オリエンテーションや報告会を通じて自助グループ間のつながりや情報交換の場を設けた。また、自助グループが企画する提案講座も実施した。

ア)支援内容

- ・グループ相談室の無料提供(1 団体につき毎月 2 回まで)
- ・活動団体に関する情報の発信(リーフレット、ホームページ、情報誌など)
- ・広報物などの館内配架及び市内公共施設や相談関係機関へ配布・配架、ホームページでの紹介
- ・グループ間の連携や情報交換の機会、広報・学習機会の提供

イ)2019 年度 登録団体:6 団体

※3/26(木)自助グループ報告会(令和 2 年度オリエンテーションと同時開催)

登録団体名	内容、テーマ
ゆるりの会	親子・家族・人間関係:思春期・自立期の子育て中及び経験者の母親の意見交換による元気回復の場
Tea Time (ティータイム)	不登校:不登校のこどもを持つ親や、その経験のある親同士の情報・意見交換の場

こすぎ会	ひきこもり:親子等、人との関わり方についての意見交換の場
サークルららら	家族関係:家族の問題を母や妻としてではなく、一人の人として語る場
ピアグループ星さん	DV・モラルハラスメント:傷つき体験による辛さや苦しさを安心して話せる場
ふつうのくらし	非正規職シングル:女性が経済的に自立できる社会を目指し、非正規職で働くシングル女性をエンパワメントする場

ウ) 自助グループ企画講座

内 容	回数	講座数	男性参加	定員	申込人数	参加延人数	保育
企画:ゆるりの会 「だるおもから抜け出そう! ~姿勢を整え 体から元気になる体操~」 (10月4日)	1	1	1	20	33	21	2

③相談内容の事例紹介

悩みを抱えている人が課題解決のヒントを得ることができるよう、センター情報誌「すくらむ」vol.64 に「女性のための総合相談」、「男性のための電話相談」を紹介したほか、これまでに寄せられた相談からよくある相談ケースをQ&Aで掲載し、広報・周知した。

④DV 被害者支援

ア)DV 被害者支援事業 物資提供

【実施内容及び概要】

国が定める「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年 11 月 12 日～25 日)にあわせ、センターでは 11 月を配偶者等暴力防止月間とし、令和元(2019)年度は 11 月 12 日から 12 月 6 日まで、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者が安心して新たな生活を送ることができるよう、自立支援のために物資募集を行った。今年度は、これまでのやり方を見直し、緊急避難施設(シェルター)等支援機関が必要としている品物を事前にうかがいチラシに掲載するなどして、新品・未開封・募集品目を限定して募集した。広報としては、チラシの市内配架及びホームページ掲載、川崎区役所窓口番号表示システム、幸区役所広告付き庁舎案内表示板、報道掲示板、きたテラス、アゼリア広報コーナーでの募集の他、市政だより(11/1 号)、東京新聞、神奈川新聞にて取り組みを周知した。

【実施結果】

市内外から延べ 73 名の個人(女性 65 名、男性 6 名、不明 2 名)と 3 団体から、合計 1,273 点に及ぶ物資をご寄付いただいた。集まった物資は、段ボール 53 箱に梱包し直し、緊急避難施設(シェルター)等支援機関を通して DV 被害者とその子どもたちへ提供した。ご寄付いただいた方に、お礼状、DV 啓発用チラシ等を配布した。

物資集計表		
衣類・タオル等 (シミ汚れなし・夏物のみ)	・子ども服(90cm～150 cmまでの下着) ・女性用(半袖トップス、Tシャツ、下着、カップ付下着、ズボン、いずれもシンプルなものをLサイズまで) ・タオル(フェイスタオル、バスタオル)	278 点
薬	・家庭用常備薬(湿布薬、風邪薬、鎮痛剤、絆創膏、消毒薬)	44 点
消耗品	・キッチン用品(ラップ類、キッチンペーパー、フリーザーバッグ) ・洗剤類(台所用、洗濯用、柔軟剤、風呂用、トイレ用)、シャンプー、リンス、ボディソープ、ハンドソープ、入浴剤 ・トイレ用品(トイレトペーパー、生理用品、ティッシュペーパー) ・文具(ノート、自由帳、折り紙、ぬりえ、めいろ、鉛筆、ボールペン、色鉛筆、画用紙、ガムテープ、養生テープ、マスキングテープ)	619 点
食料品	・乾麺(そば、うどん、パスタ)、カップ麺、レトルト食品、米、缶詰、調味料、もち、お菓子 ・飲料系(緑茶紅茶の茶葉、ジュース、水、スポーツドリンク、インスタントコーヒー等)	260 点
電化製品	・炊飯器、ドライヤー、IH 対応 1 口コンロ、ミシン、ホットプレート	11 点
その他	・使い捨てカイロ、衣類圧縮袋、防虫剤等	61 点
計		1,273 点

イ) 女性に対する暴力をテーマとするパネル展示書籍展示・貸出

【実施内容及び概要】

川崎市 DV 防止月間(11 月)に合わせて、DV 被害者のための援物資を持参した市民にも見てもらえるよう、パネル展示と NVEC からパッケージ貸出を受けた DV など女性に対する暴力をテーマとする書籍を展示し、貸出も行った。

ウ) DV被害者支援のサポートグループ相談実施

【実施内容及び概要】

参加希望者が継続参加しやすいよう 1 団体での運営とした。登録制とし、全ての回に参加できない場合でも回ごとに欠席確認を行い、安心・安全な場の提供に努めた。各回、テーマに沿った内容のワークや寸劇を通して、自分の気持ち

を言葉で表現でき、自分は大切な存在であることや、自分に力があることを再認識する機会となるようさまざまな側面からアプローチした。

今年度は、サポートグループ相談終了者を対象に途切れのない支援を目的に「サポートグループ相談～フォローアップCafé～」を実施した。前半は、自助グループ星さんの協力を得て、今困っていることや、悩んでいることを参加者同士で語り合える場を設け、あわせて自助グループ活動の紹介を行った。後半は、株式会社シーボンの協力を得て、日ごろ自分のことを後回しにしがちな参加者のためにセルフケアを通じて自分を見つめ直すきっかけづくりを目的に美肌セミナーやハンドマッサージを実施した。

【実施結果】

内 容	回数	募集方法	募集人員	参加延人数	保育延人数
(委託実施:認定 NPO 法人 エンパワメントかながわ) 「夫・恋人などパートナーとの関係を見つめなおしたいあなたのための場所」 ① ミニレクチャー《人権と暴力》 ② ミニレクチャー《自分の気持ち、人との境界線》 ③ ミニレクチャー《違いを認める、人とのコミュニケーション》 ④ ミニレクチャー《大切な私》 ⑤ ミニレクチャー《これからの私》	5	予約	10	39	3
「サポートグループ相談～フォローアップCafé～」 第1部 (協力・実施:自助グループ ピアグループ星さん 代表) テーマ:語り合い「今の自分」 第2部 (協力・実施:株式会社シーボン) テーマ:セルフケア講座(美肌セミナー・ハンドマッサージ)	1	予約	10	6	1

エ)デートDV 予防講座の実施

【実施内容及び概要】

人権オンブズパーソンと協力し、市立高等学校校長会で講座の紹介を行った。学校からの要望に応える形で実施時期を調整し、令和元(2019)年度は、1校の定時制高校で開催した。

【実施結果】

学校名	川崎市立高津高校定時制
実施日	2019年6月26日(水)
実施内容	川崎市男女共同参画センター・川崎市人権オンブズパーソン担当共催事業 「人権学習 デートDV 予防啓発講座」
参加者数	計45名

オ)ひとり親家庭支援事業の実施

<内容>ひとり親家庭の母親として生きる、またはその予定のある女性を対象に、不安や悩みの軽減と解消、問題解決を図るための一助となることを目的に年に3回企画した。

第1回は、中高年齢期のシングルマザーが抱える多岐にわたる問題への理解と、女性が孤立せずにひとりで

生きていくために有効なサポート等について学ぶ機会とし、対象者をシングルマザーに限定せず、テーマに関心のある女性を含めて開催した。第2回は、「お金にまつわる話」をセミナー形式で実施し、ひとり親として生活を支えることへの不安感の軽減とあわせて、第3回のグループサロンへ繋がる支援を行った。第3回は、ひとり親として生活する女性当事者同士が、子どもと一緒に楽しめる週末イベントを通して日ごろ子育てに追われる女性の心の健康と、参加者同士のつながりを得て孤立しない子育て支援に繋げることを目的に企画した。結果的には、開催3日前に催行最小人数に満たなかったため中止としたが、次年度以降、企画内容を再検討し、当事者同士が悩みを分かち合い、情報交換場を行える場の提供を進めていきたい。

<実施概要>

回数	内容	開催日	定員	申込人数	参加延人数	保育
第1回	「知っておきたい！シニアシングル女性の生活実態とのりきるための知恵」 講師：大矢 さよこ氏 (わくわくシニアシングلز代表、社会保険労務士)	10月5日 (土)	35	62	37	0
第2回	「女性ファイナンシャル・プランナーに聞く シングルマザーのためのお金の話」 講師：中島 智美氏(中島 FP 事務所家計と育児の相談室、ファイナンシャル・プランナー、NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事)	10月19日 (土)	30	15	11	1
【中止】※ 第3回	「シングルマザーのための子どもと一緒に！簡単アイデアクッキング&工作」	12月1日 (日)	15組	2組	-	-

※催行最小人数に満たなかったため中止

⑤ 女性総合相談周知のための広報活動

女性のための電話相談や面接・法律相談に関する内容を記したチラシやカードを市内公共施設等に継続して配布を行った結果、相談者がチラシやカードを見て情報を得て電話相談に繋がることができたとの言葉を聞くことができた。また、令和2年度向けに女性相談と男性相談の案内を両面に載せたチラシを10,000部増刷した。チラシには、それぞれQRコードを掲載し、読み取ることでセンターのホームページへ直接アクセスできる仕組みを取り入れた。

川崎市男女共同参画センター
女性のための総合相談のご案内

【電話相談】
【面接相談】
【法律相談】

相談内容(秘密は厳守します) すぐらむ21

電話相談
① 女性の悩み相談
② 女性弁護士による法律相談

面接相談
① 女性の悩み相談
② 女性弁護士による法律相談

川崎市男女共同参画センター(すぐらむ21) 044-813-0808 2019年3月作成

【電話相談】(通話料がかかりますが、通話料がかかります)
ハロー・ウィメンズ110番
044-811-8600
悩みを抱えている女性のための電話相談

相談日・相談時間
日曜 12:00～17:00
月～木曜 10:00～15:00
金曜 15:00～20:00

【面接相談】まずは、お電話でご相談下さい。
044-811-8600 (予約制でおもてします)

女性の悩み相談 (相談は無料です)
相談日・相談時間
第1・3木曜 10:00～12:00
第4金曜 16:00～20:00

女性弁護士による法律相談
相談日・相談時間: 第1・3木曜 13:00～16:00
※ 面接相談は、いずれも祝日・年末年始はお休みです。

川崎市男女共同参画センター
「女性のための総合相談」

相談事業のご案内

相談内容	電話相談	面接相談
・女性の悩み相談 ・女性弁護士による法律相談	・通話料がかかりますが、通話料がかかります ・予約制でおもてします	・相談は無料です ・予約制でおもてします
相談日・相談時間	日曜 12:00～17:00 月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00	第1・3木曜 10:00～12:00 第4金曜 16:00～20:00
お問い合わせ先	044-811-8600	044-811-8600

川崎市男女共同参画センター(すぐらむ21) 044-813-0808

⑥ 男性相談周知のための広報活動

男性相談については開始して4年目ということで、例年のように周知活動を強化していくため、会議や研修等で出かけた際には、内容を説明し、カードを置いていただくよう交渉した。新たに、区役所の相談窓口、川崎市・区社会福祉協議会、横浜家庭裁判所川崎支部、川崎市発達相談支援センター等への配架協力を得ることができた。2020年度向けに女性相談と男性相談の案内を両面に載せたチラシを10,000部増刷した。

川崎市男女共同参画センター
男性相談員による
男性のための電話相談
044-814-1080
毎週水曜日18:00～21:00
(祝日及び年末・年始はお休みです。)

生き方や働き方、こころ、からだ、人間関係(家族、夫婦、親子、職場、性差別)など、あなたの悩みを男性相談員がお聞きします。
(秘密厳守・匿名) ※相談は無料ですが、通話料がかかります。

ひとりで悩まず
お電話ください。
044-814-1080

2019年3月作成

相談事業に関する
お問合せ先
川崎市男女共同参画センター(すぐらむ21) TEL: 044-813-0808 受付時間 9:00～17:00
偶数月の第3火曜日及び、
年末年始は休館日です。

川崎市男女共同参画センター
男性のための電話相談

ひとりで悩まず、
お電話ください。

044-814-1080
毎週水曜日18:00～21:00
(祝日及び年末年始はお休みです。)

生き方や働き方、こころ、からだ、人間関係(家族、夫婦、親子、職場、性差別)など、あなたの悩みを男性相談員がお聞きします。(秘密厳守・匿名)
※相談は無料ですが、通話料がかかります。

川崎市男女共同参画センター(すぐらむ21)
TEL: 044-813-0808
受付時間 9:00～17:00
休館日 偶数月 第3火曜日
12月29日～1月3日

3. 情報提供事業

【事業目的】

男女共同参画推進の拠点施設として、関連情報を収集・整理するとともに、各主体にあわせて情報をきめ細かくコーディネートし、積極的に発信することで、センター事業のみならず、市・市民・市民活動団体・事業者等の理解を広げるとともに、各主体による男女共同参画にかかる課題解決に向けた取り組みを促進する。

(1)センターの認知度向上 講座・イベントのほか事業全体の広報

①WEB 媒体を使った積極的な情報発信、講座やイベントに関する紙媒体による広報

ア)ホームページにおける情報提供サービスの向上

今年度は、引き続き、前年度と比較してアクセスが増えている。主な取り組みとして、事業の話題性や SNS 媒体の多様化などの影響を意識し、親子コンサート(9月)、ほっと・はっと・ミュージカル(12月)といった大型イベントに併せてホームページから整理券の申し込みができるようにするなど工夫したことが奏功した。また、改訂した防災冊子『シニアシングル女性のためのサバイバル読本』を閲覧できるURLが新聞全国紙で紹介されたことで2月、3月は増加したと思われる。

【ホームページ(セッション数=アクセス数)】

	2019年度	2018年度	前年比
4月	7,637	6,349	120.3%
5月	8,092	7,069	114.5%
6月	11,510	8,960	128.5%
7月	8,507	8,598	98.9%
8月	8,185	7,437	110.1%
9月	9,218	9,477	97.3%
10月	9,065	8,959	101.2%
11月	10,065	8,484	118.6%
12月	6,138	7,491	81.9%
1月	6,916	7,804	88.6%
2月	9,393	7,869	119.4%
3月	11,716	8,718	134.4%
累計	106,442	97,215	109.5%



イ)フェイスブックページの開設と利用

情報をより多くのチャネルから発信するため、フェイスブックページを利用した。施設情報やイベント情報等、定期的に更新した。HP の更新情報と連携できるように、フェイスブックからもホームページへリンクする等した。

■開設日：平成 24(2012)年 11 月 26 日



また、下記の事業については、事業単独のフェイスブックを開設し、プロジェクトのメンバーが更新している。

・イキメン研究所

■開設日：平成 25(2013)年 6 月 29 日

・女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト

■開設日：平成 24(2012)年 12 月 15 日

ウ)「メールマガジン」の配信

【発行時期】月刊(20 日頃、必要に応じ臨時発行の場合あり)

【主な内容】講座情報、イベント情報、施設の大規模改修等のお知らせ

【購読者数】令和元(2020)年 3 月現在・1,165 名

②メディア等への広報

2019 年度中に、プレスリリースを計 24 本(東京新聞、神奈川新聞、タウンニュース、朝日新聞川崎支局、読売新聞等)実施した結果、掲載されたものは以下の通りである。

ア)メディア掲載実績

2019 年度にセンター事業に関わるもので、取り上げられた各媒体への掲載実績は計 51 件となった。

【新聞・雑誌】計 35 件

	媒体名	日付	記事見出し
1	東京新聞	4 月 6 日	(川崎版)ひきこもり女子会 in かわさき
2	朝日新聞	4 月 12 日	(川崎版)生きづらいこと話そうよ 15 日高津区「ひきこもり女子会」
3	読売新聞	4 月 12 日	(神奈川版)すくらむプチマルシェ 2019
4	神奈川新聞	5 月 14 日	(川崎版)すくらむプチマルシェ
5	東京新聞	5 月 20 日	(川崎版)連続講座 50 代からの生き方
6	東京新聞	5 月 28 日	(川崎版)フリートークサロン すくらむ 21「異世代交流・ブリッジカフェ」
7	東京新聞	6 月 5 日	(川崎版)ちいさなおはなし会
8	神奈川新聞	6 月 5 日	(川崎版)ちいさなおはなし会
9	神奈川新聞	6 月 6 日	(川崎版)女性弁護士にきく 女性のための離婚の法律講座(基本編)
10	東京新聞	6 月 15 日	(川崎版)ダブルケアかわさき 私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会

11	東京新聞	6月17日	(川崎版)女性弁護士にきく 女性のための離婚の法律講座(基本編)
12	朝日新聞	6月23日	(川崎版)女性弁護士にきく 女性のための離婚の法律講座(基本編)
13	神奈川新聞	6月24日	(横浜・横須賀・川崎地域版)男女平等推進イベント 料理通じ支援活動紹介
14	東京新聞	6月29日	(川崎版)女性リーダーのためのマネジメント力 強化講座
15	東京新聞	7月1日	(川崎版)すくらむ 21 シネマ&トーク 笑う101歳×2
16	東京新聞	7月20日	(川崎版)女性が語るトークサロンー女性消防士誕生から50年。私たちのまちの安全・安心を目指してー
17	東京新聞	8月5日	(川崎版)すくらむ 21 シネマ&トーク(第7回) 潮風の村から～ある女性医師の軌跡
18	神奈川新聞	8月6日	(川崎版)女性の地位向上へ奮闘 29日 医師追った記録映画上映
19	東京新聞	8月19日	(川崎版)「ちちしるべ」好評で増刷 すくらむ 21 発行 パパ向け子育て情報冊子
20	東京新聞	9月2日	(川崎版)親子で楽しむコンサート
21	東京新聞	9月21日	(川崎版)ダブルケアかわさき 私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会
22	東京新聞	9月23日	(川崎版)働く上で大事にしたい あなたの価値をみつけよう
23	東京新聞	9月28日	(川崎版)シングルマザーのためのお金の話
24	神奈川新聞	10月3日	(川崎版)非正規雇用者の支援を考えよう
25	神奈川新聞	10月9日	(川崎版)シングルマザーのためのお金の話
26	神奈川新聞	11月1日	(川崎版)DV被害者に物資を 母子自立へ期間限定募集
27	東京新聞	11月8日	(川崎版)DV被害者に食料など支援を
28	神奈川新聞	11月13日	(川崎版)シングルマザー 来月工作や調理
29	東京新聞	12月7日	(川崎版)育休ママとパパのための 職場復帰セミナー&カフェ
30	朝日新聞	1月20日	(横浜版)女性が語るトークサロン「生きるちからをメイクで再び。」
31	東京新聞	2月4日	(川崎版)相続に関する法律セミナー
32	読売新聞	2月9日	(全国版)ひとり目線で災害対策 避難 声掛けあう人大切
33	東京新聞	3月1日	(川崎版)「いざ」に安心 防災冊子 一人暮らし高齢女性の方へ すくらむ 21 減災ヒント見つけて
34	読売新聞	3月8日	(全国版)サバイバル読本が完成 川崎市男女共同参画センター制作
35	神奈川新聞	3月19日	(川崎・横須賀・鎌倉地域面)高齢女性 災害に備え 男女共同参画センターが冊子

【タウン誌・フリーペーパー】計 16 件

	媒体名	日付	記事見出し
1	タウンニュース高津区版	4月5日	ひきこもり女子会 ほっとサロン
2	タウンニュース高津区版	4月12日	女性リーダー養成講座
3	タウンニュース高津区版	4月19日	人物風土記 一人ひとりの個性を守る タウン情報 すくらむマルシェ
4	人権教育啓発推進センター広 報誌「アイユ」	4月号	第15回すくらむ21まつり
5	タウンニュース高津区版	4月26日	大型連休はすくらむ21保育室へ
6	まみたん 田園都市版(新年度 号)	4月26日	地域の交流を楽しめる「すくらむ21まつり」
7	人権教育啓発推進センター広 報誌「アイユ」	5月号	第15回すくらむ21まつり
8	東京新聞 TODAY	5月24日	育休中の人々が気軽に情報交換できる ふらっと育休子連れカフェ 川崎市男女共同参画センターにて
9	HOT ほっと TOKYU	6月号	第15回 すくらむ21まつり
10	リビング田園都市版	6月14日	第15回「すくらむ21まつり」 食べる・買う・学ぶ・体験するがいっぱい
11	タウンニュース高津区版	6月21日	男女平等を楽しく知る 23日「すくらむ21まつり」
12	タウンニュース 高津区版	6月28日	絵本選びのヒントを紹介
13	東京新聞 TODAY	9月6日	だるおもから抜け出そう！ 姿勢を整えて元気になる体操 10月4日(金)川崎市男女共同参画センターで
14	タウンニュース 高津区版	10月11日	シングルマザーのためのお金の話
15	タウンニュース 高津区版	11月29日	女性トークサロン
16	タウンニュース高津区版	1月17日	生きる力をメイクで再び

【その他】「かわさきイベントアプリ」、「かわさき市政だより」、「つなぐっと KAWASAKI」WEB サイト、「川崎市ひとり親応援メルマガ」、「かわさきの生涯学習情報」「ふくみみ」など WEB サイトに講座情報等を定期的に掲載いただいた。

③キャンペーン期間等にあわせた展示、広報

ギャラリー展示(出張型)

川崎市男女平等推進週間(6月23日～29日)に併せて、区役所ロビーやアゼリアの展示スペースを利用し、センターを利用したことのない方、センターが遠方で利用できない方にも身近に事業について知っていただく機会をつくるため出張型の広報を実施した。

期間	場所	実施の様子と展示内容
5月31日(金)～ 6月7日(金)	中原市民館 1階 エレベーター前	【展示内容】 ・センターの施設紹介

	ロビー	・防災手帖等の防災冊子の紹介 ・パープルリボンの取り組み紹介、DV 予防啓発
6月10日(月) ～6月14日(金)	麻生区役所 2階 ロビー	・イキメン研究所、冊子「ちちしるべ」の紹介 ・女性起業家支援、再就職・就労継続支援の紹介 ・男女平等推進週間、すくらむまつり等の紹介
6月24日(月)～ 6月28日(金)	第3庁舎 1階 ロビー	・センター主催イベントの紹介 【展示による効果】 区役所の展示をご覧になった市民から、上映会のお申し込みや「ちちしるべ」の配布の要望があり、センターの認知度向上につながった。



(2)センターの活動紹介や男女共同参画に関する収集した情報活用、情報提供を目的とした広報物の発行・貸出

①情報誌「すくらむ」の発行

情報誌「すくらむ」は、男女共同参画に関わる情報を、わかりやすく市民に提供するため発行し、区役所や図書館・公共施設の他、地元の信用金庫、病院、女性団体、全国の男女共同参画関連施設を中心に配布している。

【年3回／発行部数:5,000部】

巻数	内容
	<p>2019年6月号(vol.63)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特集:カメラマン先生南極に立つ * 数字でみるかわさきの20年 区別にみる世帯 * すくらむひろば(連載)「トイレは、臭い対策が大切です」 * すくらむコラム「結婚する意味」 * 新しい館長が着任しました * つながる ひろがる ふくらむ(書籍、DVD 紹介) 『強制不妊 旧優生保護法を問う』『イヤなやつほど仕事ができる』 『彼女が性被害に遭うなんて』 * イキメン研究所 「かわさきパパのための小冊子『ちちしるべ改訂版』作成しました」

	<p>2019年10月号(vol.64)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特集:女性消防士誕生から50年～私たちのまちの安全・安心を目指して～ * 数字でみるかわさきの20年 女性議員 * すくらむひろば(連載)「わが家の防災対策」 * すくらむコラム「自分をさらす勇気」 * 川崎市男女共同参画センター20周年記念事業 * つながる ひろがる ふくらむ(書籍、DVD 紹介) 『自分で「始めた」女たち「好き」を仕事にするための最良のアドバイス&インスピレーション』 『通俗小説論 恋愛とデモクラシー』『1122(いいふうふ)①』 * イキメン研究所 「パパの子育て奮闘エピソード」
	<p>2020年2月号(vol.65)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特集:縁を紡いだ仕事人生～ワーク・ライフ・バランスの相乗効果を目指して～ * 数字でみるかわさきの20年 女性管理職 * すくらむひろば(連載)「事前予測できる災害に、親子で備えよう」 * すくらむコラム「婦人科の診察室で」 * 令和元年度「かわさき☆えるぼし」認証企業が決定しました * つながる ひろがる ふくらむ(書籍、DVD 紹介) 『問題だらけの女性たち』 『シモーヌ(Les Simones) Vol.1』『ムーンライト』 * イキメン研究所 イキメンコラム「育児家事でのママたちの言う『負担』について」

②図書情報の収集と提供

ア)「BOOK インフォメーション」のサイトでの新着図書情報紹介

【発行時期】4月から3月まで、毎月1回

【主な内容】男女共同参画に関する新着図書の一覧を発行し、館内配架、HPに掲載した。誌面には、4階情報提供室、1階絵本コーナー、4階チャレンジルームの紹介も掲載し、館内利用の促進も図った。

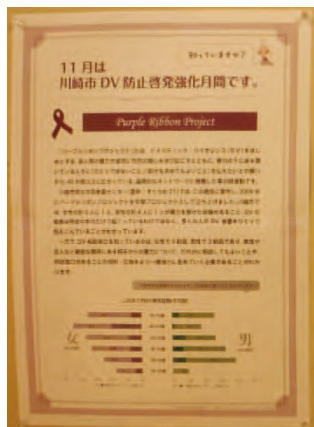
イ) 書籍の貸出・情報発信の充実

年間を通じた男女共同参画関連情報の提供・書籍紹介を充実させた。4階情報提供室がより一層活用されるよう、男女共同参画に関わるさまざまな課題や問題に関する書籍を定期的に購入して新着図書コーナーを設けて展示するとともに、新着図書リストを毎月発行した。2階で開催する主催セミナー等を受講する市民に対して、そのセミナーのテーマなどに沿った書籍等を研修室に20～30冊展示することで、貸出書籍があること、4階に情報提供室があることを積極的に広報した。市民への雑誌及び書籍貸出しサービスは、ともに継続的に実施した。また、館内の掲示板・ギャラリースペースについては、講座・イベント情報やおすすめ情報、施設や事業紹介についての掲示及び就労支援コーナーを設け、情報提供に努めた。

実施名	場所	実績
こどもと立ち寄れる絵本コーナー	第1交流室(1階)	絵本やおもちゃで遊ぶ子育て、孫育て中の保護者と子どもたちの姿が多く見られた。
定期購読雑誌の設置と貸出	第1交流室(1階)	【利用者数・冊数】延12名、22冊(3月末現在)
特集本の設置と書籍貸出	第1交流室(1階) 情報提供室(4階) 主催講座会場	テーマ本及び新刊図書の紹介 【利用者数・冊数】延131名、延274冊(3月末現在)

女性の就労支援スペース	情報提供室(4階)	再就職や起業を目指す女性のための就労支援のスペースを設け、就労に関わる使用に限定したパソコン及びプリンタの無料貸し出しを実施。スペース内で関連書籍の紹介、支援情報の提供も行っている。
館内の掲示板・ギャラリー	階段・廊下 ギャラリー(2階) 第1交流室(1階)	講座・イベント情報、おすすめ情報 情報誌『すくらむ』・『改訂版ちちるべ』『シニアシングル女性のためのサバイバル読本』の紹介 施設紹介・事業紹介 避難者サロンの実施報告や防災活動の紹介 就労支援コーナー(就業支援関連の講座や事業の紹介など) ギャラリーコーナーを整理し、情報の提供方法を見直した。

【今年度取り組んだ掲示の例】



① ポスター制作・展示



② DV防止月間に合わせてテーマ展示



③ 講座会場内での貸出書籍と情報提供室内

ウ) 市民館・図書館との連携

市民館の男女平等推進学習担当者への書籍の貸し出しを継続したほか、川崎市男女共同参画センター職員が出前講座に出向いて講座を実施する中で関連する書籍や雑誌、絵本を持参し紹介した。

③ 市内施設、団体と連携した情報提供

●ひとり親向けメールマガジンへの情報提供

川崎市母子・父子福祉センター サン・ライブが配信している「川崎市ひとり親家庭応援メルマガ」へセンター事業についても掲載いただくため情報提供を行った(毎月1回)。

④ 川崎市男女共同参画センター事業概要の発行

2019年度事業概要を発行した。センターのホームページに掲載し、取り組みを公表した。

⑤ 掲示板を通じた、市民への情報提供

館内外の掲示板で、情報発信を行った。特に外掲示板については利用者に見やすいように工夫した。また、下期は重点的に掲示物の点検・修正を行った。利用者や通行者へも興味・関心を持っていただけるよう、掲示に工夫をこらし、積極的に掲示板を活用した広報を実施した。館内の掲示を見ての講座申込みも増えた。

実施名	場所	実績
年間を通じたイベントや施設案内	外掲示板①	①毎月行われる「すくらむプチマルシェ」(地産野菜、焼きた

内を掲示	館内掲示板①②③ エレベーター内③	てパン、コーヒーなどの定期販売)年間スケジュール ②施設利用案内 ③講座のお知らせなど(毎月のインフォメーションの作成) 「すくらむ 21 まつり」、「ほっとはっとミュージカル」などセンター主催の大きなイベントの告知、定期イベントの紹介
男女共同参画情報の提供	外掲示板 館内掲示板	テーマ別の展示。11月から1月まで、川崎市DV防止月間(11月)に合わせて、DV被害者のための支援物資を持参した市民にも見てもらえるよう、パネル展示とNWECからパッケージ貸出を受けたDVなど女性に対する暴力をテーマとする書籍を展示し、貸出も行った。

⑥掲示板での市民活動団体・グループ活動の紹介

継続して市民グループ・団体と連携し、情報提供を行った。

実施名	場所	実績
掲示板の活用・グループ活動等の紹介	第1交流室(1階) 第2交流室(2階)	・センターを利用している団体の活動紹介【掲示板利用者数】延10団体 ・起業支援事業修了生の活動広報を掲示 ・市民活動団体・グループの活動や催し物に関するチラシの配架
市民への情報提供のための団体情報の登録	事務局	地域で活動する団体やグループに関する情報を知りたい市民に対して、事前に当該団体から許可を得た情報を提供した。 【情報提供登録団体数】7団体
協働事業団体の活動紹介	すくらむ21 HP	8月24日に実施した2019年度協働事業団体交流会にて、各団体に対して、学生インターンシップ生がインタビューを実施し、団体紹介記事を作成した。交流会に参加できなかった団体については、別日に実施した。今年度は、開館20周年を意識した質問を入れるなど、すくらむ21と団体さんとのかかわりを振り返っていただく機会にもなった。 【ホームページ記事掲載団体数合計】7団体

4.学習研修事業

【事業目的】講座・セミナー・サロン・研修等の機会を通じて、性別にかかる生活上の悩みや課題への気づきを得るとともに、次の一歩を踏み出すための知識や情報を獲得し、性別によらず多様な生き方・働き方等が実践できるよう課題解決支援、エンパワーメントすることを目的とする。また、男女共同参画推進の担い手を広げるため、市民及び市民活動団体/グループが自身の活動分野における男女共同参画との関わりを学び、理解を深める機会とする。

事業名									
学習研修事業【学習ステージ1】①男女共同参画基礎講座講座(P. 46)②トークサロン事業(P. 49)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
1	女性のための離婚の法律講座 基本編	7月2日	1	35	36	27	-	27	0
2	女性のための離婚の法律講座 ステップアップ編	11月19日	1	30	23	21	-	21	1
3	相続に関する法律セミナー～残された家族が安心して暮らすには～	3月8日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止					
4	50代からの生き方連続講座(全6回)	6月2日	1	35	33	30	8	22	-
		6月16日	1	35	33	30	7	23	-
		7月14日	1	35	33	29	8	21	-
		8月18日	1	35	33	23	6	17	-
		10月13日	1	※台風接近のため中止					
		10月27日	1	35	32	27	6	21	-
5	すくらむ21“シネマ&トーク”④	4月10日	1	30	19	11	2	9	0
6	すくらむ21“シネマ&トーク”⑤	5月17日	1	30	39	27	4	23	0
7	すくらむ21“シネマ&トーク”⑥	7月18日	1	30	35	31	2	29	0
8	すくらむ21“シネマ&トーク”⑦	8月29日	1	80	58	53	14	39	0
9	トークサロン①	7月26日	1	30	25	23	4	19	0
10	トークサロン②	12月1日	1	40	17	14	1	13	1
11	トークサロン③	2月1日	1	30	35	25	1	24	1
12	ブリッジカフェ①	4月13日	1	10	3	3	3	0	-
13	ブリッジカフェ②	6月8日	1	10	5	5	5	0	-
14	ブリッジカフェ③	8月10日	1	10	9	7	3	4	-
15	ブリッジカフェ④	10月12日	1	※台風接近のため中止					
16	ブリッジカフェ⑤	12月14日	1	10	3	4	3	1	-
17	ブリッジカフェ⑥	2月8日	1	10	4	3	2	1	-

事業名									
学習研修事業【学習ステージ2】①子ども・若者へのライフキャリア支援(P. 51)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
18	短期インターンシップ事業(長期インターンシップ学生も含む。)	8～9月	11	15	14	159	53	106	-
19	中学生の職場体験等の受け入れ	9月、11月	4	-	-	21	15	6	-

事業名									
学習研修事業【学習ステージ2】②多様な女性の活躍支援(ア)女性リーダー養成(P. 54)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
20	ワンランクアップ!私の仕事術①	5月8日	1	20	19	16	-	16	-
	ワンランクアップ!私の仕事術②	5月22日	1	20	22	12	-	12	-
	ワンランクアップ!私の仕事術③	6月5日	1	20	22	12	-	12	-
	ワンランクアップ!私の仕事術④	6月19日	1	20	22	10	-	10	-
21	女性のマネジメント力強化講座①	7月10日	1	20	34	30	-	30	-
	女性のマネジメント力強化講座②	7月24日	1	20	34	28	-	28	-
	【番外編】解決志向の職場のコミュニケーション	8月21日	1	-	6	2	-	2	-
	女性のマネジメント力強化講座③	9月4日	1	20	35	24	-	24	-
	女性のマネジメント力強化講座④	9月25日	1	20	35	27	-	27	-
	女性のマネジメント力強化講座⑤	10月9日	1	20	35	29	-	29	-

事業名									
学習研修事業【学習ステージ2】②多様な女性の活躍支援(イ)女性起業家支援(P. 56)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
22	女性起業家ビギナーズサロン 起業プラン作成支援講座(全4回)	10月19日	4	20	16	16	-	16	0
		10月26日				15		15	3
		11月2日				15		15	1
		11月16日				12		12	1
23	起業プラン作成支援講座 フォローアップ個別相談会	11月18日	1	5	5	5	-	5	0
24	起業プラン作成支援講座 フォローアップ個別相談会	11月30日	1	5	4	4	-	4	0
25	はじめてWEB 女性のためのホームページ作成実践講座	11月27日	1	12	12	10	-	10	-
26	かわさき女性起業家フォーラム	9月21日	1	28	27	24	-	24	0
27	女性起業家のための法律講座	7月28日	1	30	20	18	-	18	0
28	起業家無料相談会①	4月20日	1	8	4	3	0	3	0
29	起業家無料相談会②	5月25日	1	8	4	3	0	3	0
30	起業家無料相談会③	6月8日	1	8	3	2	0	2	0
31	起業家無料相談会④	9月21日	1	8	8	8	1	7	0
32	起業家無料相談会⑤	11月9日	1	8	8	7	0	7	0
33	起業家無料相談会⑥	12月14日	1	8	9	9	0	9	0
34	起業家無料相談会⑦	1月25日	1	8	8	8	0	8	0
35	起業家無料相談会⑧	2月22日	1	8	8	5	0	5	0
36	起業家無料相談会⑨	3月14日	1	8	8	8	1	7	0
37	女性起業家向け無料相談会①	5月8日	1	3	3	3	-	3	-
38	女性起業家向け無料相談会②	6月26日	1	3	3	3	-	3	-
39	女性起業家向け無料相談会③	8月28日	1	3	3	1	-	1	-
40	女性起業家向け無料相談会④	10月2日	1	3	2	2	-	2	-
41	女性起業家向け無料相談会⑤	12月4日	1	3	2	2	-	2	-
42	女性起業家向け無料相談会⑥	2月3日	1	3	3	2	-	2	-
43	起業家向け無料相談会①	6月26日	1	1	1	1	0	1	-
44	起業家向け無料相談会②	7月1日	1	1	1	1	0	1	-
45	起業家向け無料相談会③	10月21日	1	1	1	1	0	1	-
46	起業家向け無料相談会④	3月18日	1	1	1	1	0	1	-
47	商人デビュー塾(全12回)	5月18日	12	25	11	8	4	4	0
		5月25日				9	5	4	0
		5月29日				9	5	4	1
		6月5日				10	5	5	1
		6月8日				8	4	4	0
		6月15日				7	3	4	0
		6月19日				9	5	4	0
		6月29日				6	3	3	0
		7月3日				5	2	3	0
		7月10日				10	5	5	0
		7月13日				5	2	3	0
		7月20日				7	3	4	0

事業名										
学習研修事業【学習ステージ2】②多様な女性の活躍支援(ウ)就労継続・再就職支援(P. 63)										
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育	
48	育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ①	12月22日	1	18組	5組	9	3	6	4	
49	育休パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ②	2月8日	1	18組	15組	18	9	9	5	
50	ふらっと育休子連れカフェ①	4月17日	1	10	-	6	0	6	-	
51	ふらっと育休子連れカフェ②	5月15日	1	10	-	5	0	5	-	
52	ふらっと育休子連れカフェ③	6月19日	1	10	-	8	0	8	-	
53	ふらっと育休子連れカフェ④	7月24日	1	10	-	10	0	10	-	
54	ふらっと育休子連れカフェ⑤	9月18日	1	10	-	6	0	6	-	
55	ふらっと育休子連れカフェ⑥	10月23日	1	10	-	3	0	3	-	
56	ふらっと育休子連れカフェ⑦	11月20日	1	10	-	3	0	3	-	
57	ふらっと育休子連れカフェ⑧	12月18日	1	10	-	6	0	6	-	
58	ふらっと育休子連れカフェ⑨	1月15日	1	10	-	3	0	3	-	
59	ふらっと育休子連れカフェ⑩	2月19日	1	10	-	4	0	4	-	
60	ふらっと育休子連れカフェ⑪	3月18日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止						
61	働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう①	5月28日	1	6	8	6	-	6	1	
62	働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう②	9月28日	1	6	5	3	-	3	2	
63	働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう③	11月5日	1	6	10	6	-	6	0	
64	働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう④	1月25日	1	6	8	5	-	5	1	
65	働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう⑤	3月14日	1	6	8	5	-	5	1	

事業名									
学習研修事業【学習ステージ2】③イキメン研究所(P. 66)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
66	イキメン研究所プレゼンツ「親子で楽しむコンサート」	9月14日	1	800	320	475	118	357	-
67	イキメン講座(高津区共催・全4回)	9月16日	4	10組	10組	4	4	-	-
		1月25日				4	4	-	-
		10月20日				5	5	-	2
		10月27日				12	7	5	4

事業名									
学習研修事業【学習ステージ3】男女共同参画協働事業(P. 67)									
No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
68	【川崎の男女共同社会をすすめる会/NPO法人かながわ女性会議川崎】 非正規シングル女性の現状とこれから～社会の変化と女性の貧困を考える～	10月27日	1	30	35	33	5	28	0
69	【ふつうのくらし】連続講座無料説明会 人生100年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作りLABO	9月21日	1	20	10	8	1	7	-
70	人生100年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作り LABO①	10月20日	1	8	10	10	-	10	-
	人生101年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作り LABO②	11月17日	1			10	-	10	-
	人生102年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作り LABO③	12月8日	1		9	8	-	8	-
	人生103年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作り LABO④	1月26日	1			9	-	9	-
71	【ダブルケアかわさき】 私たちの身近なケアを学ぶ プレ勉強会	5月22日	1	5	5	3	1	2	-
72	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@中原区	6月27日	1	25	18	18	3	13	-
73	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@高津区	7月9日	1	25	12	12	3	9	-
74	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@宮前区	9月27日	1	25	16	9	3	6	-
75	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@幸区 ※荒天のため中止	10月25日	1	※台風接近のため中止					
76	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@中原区	11月22日	1	25	10	9	1	8	-
77	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@高津区	1月22日	1	20	20	18	5	13	1
78	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@宮前区	2月18日	1	6	1	4	0	4	-
79	ダブルケアかわさき振り返り会	2月26日	1	20	9	10	2	8	-
80	【NPO法人グローイン・グランマ】 0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会①	6月13日	2	30組	32	21	2	21	-
81	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会②	7月11日	2	30組	35	28	0	28	-
82	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会③	8月8日	2	30組	37	28	0	28	-
83	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会④	9月12日	2	30組	42	25	2	25	-
84	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会⑤	10月10日	2	30組	41	26	0	26	-
85	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会⑥	11月9日	2	30組	31	23	11	21	-
86	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会⑦	12月21日	2	30組	39	26	14	27	-
87	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会⑧	1月18日	2	30組	36	18	12	18	-
88	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会⑨	2月13日	2	30組	35	29	1	28	-

No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
89	【たかつ子育てサークル「バンブーキッズ」】 おもちゃ選びのヒント	6月3日	1	25組	-	19	0	19	-
90	絵本選びのヒント	7月8日	1	25組	-	25	0	20	-
91	魔法のチョークキットパスでガラスにお絵描きしよう！	7月27日	1	15組	-	9	2	7	-
92	幼稚園・保育園選びのヒント	8月5日	1	25組	-	23	0	23	-
93	子どもの食事と健康	9月9日	1	25組	-	9	0	9	-
94	ハワイアンリトミック体験	10月1日	1	25組	-	22	0	22	-
95	タッチケア体験	11月11日	1	25組	-	15	0	15	-
96	楽しみながら親子で防災対策	11月16日	1	-	-	44	9	35	-
97	子育てほっとサロン2019参加者交流会	12月4日	1	-	-	6	0	6	-
98	プレイセンター体験	12月10日	1	25組	-	17	0	17	-
99	手形絵本作り	1月20日	1	25組	-	26	0	26	-
100	わらべうた	2月10日	1	25組	-	15	1	15	-
101	【パソコンサポートまうすなび】 再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード初級	6月4,6日	2	8	8	16	-	16	0
102	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード中級	6月11,13日	2	8	11	20	-	20	0
103	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード応用	6月21,25日	2	8	10	18	-	18	0
104	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル初級	7月2,4日	2	8	11	20	-	20	0
105	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル中級	7月8,9日	2	8	11	20	-	20	0
106	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル応用	7月11,16日	2	8	11	18	-	18	0
107	再就職したい女性を応援！パソコン講座 データ整理術	7月18,23日	2	8	11	18	-	18	0
108	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード初級	9月10,12日	2	8	9	18	-	18	4
109	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード中級	9月19,20日	2	8	11	22	-	22	2
110	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル初級	9月24,27日	2	8	10	18	-	18	3
111	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル中級	10月1,4日	2	8	11	22	-	22	2
112	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード応用	10月8,11日	2	8	10	16	-	16	0
113	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル応用	10月17,18日	2	8	8	8	-	16	2
114	再就職したい女性を応援！パソコン講座 パワーポイント初級	10月29,31日	2	8	9	18	-	18	1
115	再就職したい女性を応援！パソコン講座 パワーポイント中級	11月5,8日	2	8	11	18	-	18	2
116	再就職したい女性を応援！パソコン講座 データ整理術	11月12,15日	2	8	9	18	-	18	2
117	再就職したい女性を応援！パソコン講座 P検定対策	11月19,21日	2	※最少催行人数に満たず中止					
118	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード初級	1月17,21日	2	8	9	18	-	18	0
119	再就職したい女性を応援！パソコン講座 ワード中級	1月24,28日	2	8	11	20	-	20	0
120	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル初級	1月30,2月4日	2	8	10	20	-	20	1
121	再就職したい女性を応援！パソコン講座 エクセル中級	2月7,10日	2	8	11	22	-	22	2

No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
122	【ウーマンネット アカデミー&コンサルティング】 IT活用で女性も新しい働き方を！ フリーランス×起業に必要なスキル アップセミナー①	7月10日	1	14	21	16	-	16	1
123	IT活用で女性も新しい働き方を！ フリーランス×起業に必要な スキルアップセミナー②	9月17日	1	14	18	11	-	11	1
124	IT活用で女性も新しい働き方を！ フリーランス×起業に必要な スキルアップセミナー③	11月14日	1	14	21	15	-	15	1
125	IT活用で女性も新しい働き方を！ フリーランス×起業に必要な スキルアップセミナー④	12月12日	1	30	11	6	-	6	0

事業名

学習研修事業【学習ステージ4】①防災・減災アクションリサーチ活動(企画講座)(P. 74)

No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
126	気象予報士から学ぶ気象防災のお話 お天気から学ぶ減災	9月28日	1	30	36	34	5	29	1
127	気象予報士から学ぶ気象防災のお話 お天気から学ぶ減災	3月15日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止					

事業名

学習研修事業【学習ステージ4】②防災・減災アクションリサーチ活動(出前ブース・イベント出展)(P. 75)

No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
128	溝口第五町会自主防災訓練	5月26日	1	-	-	40	25	15	-
129	ハッピーママフェスタかわさき2019	6月2日	1	-	-	273	25	248	-
130	どんなもんじゃ祭2019	6月16日	1	-	-	52	14	38	-
131	すくらむ21まつり	6月23日	1	-	-	116	42	74	-
132	第1回宮前区総合防災訓練	8月25日	1	-	-	68	15	53	-
133	幸区避難所開設訓練@東小倉小	9月8日	1	-	-	50	-	-	-
134	幸区避難所開設訓練@夢見ヶ崎小	9月8日	1	-	-	50	-	-	-
135	第2回宮前区総合防災訓練	10月27日	1	-	-	135	55	80	-
136	第18回高津地区防災訓練	11月9日	1	-	-	119	41	78	-
137	第15回高津区こども・子育てフェスタ	11月16日	1	-	-	43	9	34	-
138	備えるフェスタ2020	2月15日	1	-	-	184	60	124	-
139	【中止】第43回橘地区自主防火防災訓練	3月1日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止					
140	【中止】宮前区防災フェア2020	3月7日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止					

事業名

学習研修事業【学習ステージ4】④出前講座・研修(P. 77)

No.	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
141	ワークライフバランス研修	4月27日	1	-	12	14	6	8	-
142	社会教育振興係長 初任者研修	6月11日	1	40	25	25	16	9	-
143	家庭地域教育学級「0歳からの子育て」	6月16日	1	-	18	15	0	15	-
144	多摩区指定避難所合同会議	7月31日	1	50	50	50	33	7	-
145	茅ヶ崎市浜須賀中学校向け防災講座	9月9日	1	-	210	175	96	79	-
146	幸市民館 日吉分館主催 幼児と親の学級	10月18日	1	-	15	15	0	15	-
147	チャレボラ2019災害ボランティア体験	7月26日	1	-	25	24	8	16	-
148	今井中学校「マナー講座」	11月1日	1	-	-	128	70	58	-
149	川崎市商工会議所 女性部 定例会 研修	11月13日	1	-	-	28	-	28	-

150	宮前地区連合町内会 防災講座	11月13日	1	-	-	28	-	28	-
151	中原市民館主催	11月16日	1		20	8	3	5	-
152	親子向け防災講座@日商岩井溝のロマンション	11月23日	1	24	24	22	9	13	-
153	向ヶ丘自治会連合会 防災講座	11月30日	1	-	-	54	33	21	-
154	県立向の岡工業高校定時制・総合学習「男女共同参画」	12月6日	1	-	-	18	16	2	-
155	宮前市民館 菅生分館 家庭・地域教育学級	12月12日	1	20	10	10	0	10	-
156	宮前市民館 男女平等推進学習②	1月16日	1	-	16	15	0	11	-
157	防災・減災講座@フロール川崎古市場	1月19日	1	-	-	18	4	14	-
158	ままとんきっず♡おしゃべりサロンあゆみ イキメン講座	2月22日	1	25	25	25	12	4	-
159	麻生市民館 男女平等推進学習	2月25日	1		20	12	5	7	-
160	中原区子育て支援推進実行委員会 「子育てサロンスタッフ研修」	3月3日	1	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止					

調査研究関連事業における研修等一覧【再掲】

(※防災シンポジウムは除く)

掲載頁	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
9	①各区自主防災組織主催リーダー研修 ①宮前区	8月26日	1	-	50	51	11	40	-
9	②麻生区	9月2日	1	-	70	67	27	40	-
9	③中原区	9月10日	1	-	70	68	10	58	-
9	④高津区	9月11日	1	-	40	39	9	30	-
9	⑤多摩区	9月17日	1	-	12	12	1	11	-
9	⑥川崎区	9月20日	1	-	120	116	44	72	-
9	⑦幸区	10月24日	1	-	45	40	15	25	-
9	②ワーキング1日目@エポック中原	11月6日	1	40	32	18	-	18	-
9	ワーキング2日目@エポック中原	11月22日	1	40	36	18	-	18	-

相談関連事業における研修等一覧【再掲】

掲載頁	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
※1	27 【サポートグループ相談】(全5回) 「夫・恋人などパートナーとの関係を見つめなおしたいあなたのための場所」	9月24日	5	10	11	7	-	7	0
		10月8日			11	9	-	9	0
		10月29日			12	8	-	8	1
		11月12日			12	7	-	7	1
		11月26日			12	8	-	8	1
28	【サポートグループ相談】フォローアップCafé	1月30日	1	10	7	6	-	6	1
29	【デートDV予防講座】 川崎市男女共同参画センター・川崎市人権オンブズパーソン 担当共催事業「人権学習 自分を大切にするワークショップ」 川崎市立高津高校定時制	6月26日	1	-	-	45	-	-	-
24	【自助グループ企画講座】 「だるおもから抜け出そう！～姿勢を整え体から元気になる体操～」	10月4日	1	20	33	21	0	21	2
27	「知っておきたい！シニアシングル女性の生活実態とのりきるための知恵」	10月5日	1	35	62	37	-	37	0
27	「女性ファイナンシャル・プランナーに聞く シングルマザーのためのお金の話」	10月19日	1	30	15	11	-	11	1
27	「シングルマザーのための子どもと一緒に！簡単アイデアクッキング&工作」	12月1日	1	※最少催行人数に満たず中止					

交流・ネットワーク事業における共催事業の一覧【再掲】

掲載頁	講座名	実施日	回数・日数	定員	申込み	受講者数	男性	女性	保育
85	令和元年度 DV気づき講座～自分を大切にするという	11月12日	1	30	21	10	0	10	0
86	わたしの中の「多様性」を考える①	10月29日	2	20	9	9	0	9	0
	わたしの中の「多様性」を考える②	11月26日				9	0	9	0
86	麻生市民館男女平等推進学習	3月3日	1	※コロナウイルス感染拡大防止にて中止					
86	令和元年度 平和・人権学習	1月18,25,2月1,8,15,22日	5	25	-	395	123	272	-
87	高津区子ども・子育てネットワーク会議 講演会	3月3日	1	※コロナウイルス感染拡大防止にて中止					
88	協同組合高津工友会 厚生労働省関係法令研修会	11月12日	1	-	-	16	7	9	-
88	ハラスメント予防研修	1月28日	1	30	31	19	19	0	-

【学習・研修事業 年度別実績】

年度	講座数	開催回数	参加 延人数	内男性 (参加延べ人数比率)	保育利用 延人数	備考
平成19(2007)年度	39	80	1,192	134(11%)	140	
平成20(2008)年度	108	111	1,674	218(13%)	146	
平成21(2009)年度	62	162	2,182	395(18%)	197	
平成22(2010)年度	92	141	2,150	470(22%)	188	
平成23(2011)年度	96	294	2,102	413(20%)	117	
平成24(2012)年度	111	228	2,263	500(22%)	197	
平成25(2013)年度	186	318	3,194	566(18%)	296	
平成26(2014)年度	135	257	2,252	480(21%)	160	
平成27(2015)年度	117	159	1,477	267(18%)	130	
平成28(2016)年度	120	164	2,819	255(17%)	90	
平成29(2017)年度	104	175	1,615	335(21%)	62	※1:外部イベントに参加したNo.65は集計から除外。※2:No.98は催行人数未済で中止のため、講座数より除外。
平成30(2018)年度	148	218	4,078	448(25%)	96	※1:相談関連事業、交流・ネットワーク事業における研修等の再掲分も含んだ数字。ただし、防災訓練等イベントに参加した数は集計から除外。 ※2:内男性に示す比率は、男性が参加対象となっている講座のみを母数として算出。
2019年度	183	268	4,446	875(31%)	63	※1:相談関連事業、交流・ネットワーク事業における研修等の再掲分も含んだ数字。ただし、防災訓練、防災シンポジウム等イベントに参加した数は集計から除外。 ※2:内男性に示す比率は、男性が参加対象となっている講座のみを母数として算出。

(1)学習ステージ1:学習機会を求めている市民を対象に①生活上の困難課題を乗り越える手段としての学び②新たな気づきを得て、課題を理解し次の行動につながる学びの場を提供する。

①男女共同参画基礎講座

講座名	ア)離婚の法律講座					
目的	夫婦の選択肢の一つである離婚について、必要な正しい法律知識と具体的な手続きや実際の流れなどの情報提供を中心的な目的とする。					
実施日	テーマ	講師				No.
7月2日	女性のための離婚の法律講座(基本編)	湯山 薫氏(弁護士)				1
11月19日	女性のための離婚の法律講座(ステップアップ編)	横溝 久美氏(弁護士)				2
3月8日	相続に関する法律セミナー～残された家族が安心して暮らすには?～※新型コロナウイルスの影響により中止。	山本 友也氏(弁護士)				3
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性
		7月2日	35	27	-	27
		11月19日	30	21	-	21
		3月8日	35	-	-	-
総括						
離婚に悩む対象者にとって、離婚に関する正しい法律知識を系統立てて得ることができる講座は重要である。今年度は、7月に基本編を開催し、女性が離婚を考えたときに必要となる基本的な法律知識を得た後、11月にステップアップ編を開催し、具体的な手続きや調停の活用方法を学んだ。3月に実施予定であった「相続に関する法律セミナー」は、昨年度定員を超える申し込みがあり好評だったことや、相続に関わる法律の改正によって新設された制度や改正ポイントを聞く機会として企画したが、新型コロナウイルスの影響により2020年度に延期となった。						

講座名	イ)ライフキャリア講座「50代からの生き方」講座(全6回)					
目的	年に1度実施している施設アンケートに寄せられた「50代向けの講座を増やしてほしい」「若い人たちが多いものだと参加しづらい」との市民からの声を踏まえ、昨年度に引き続き50代以上の男女共に関心の持てる、参加しやすい講座を実施する。連続講座形式、夫婦でも参加できる内容にすることで、新しい利用者の層を開拓することを目指す。					
実施日	テーマ	講師				No.
6月2日	第1回「エンディングノート:50代から考えておく理由とは?」	赤川 なおみ氏(特定非営利活動法人エンディングノート普及協会代表理事)				4
6月16日	第2回「退職後の夫婦の向き合い方(卒婚・コミュニケーション)」	大野 萌子氏(一般社団法人 日本メンタルアップ支援機構 代表理事)				
7月14日	第3回「親の介護で離職しないために～ひとりで抱え込まない介護」	佐藤 慎子氏(川崎市看護協会 保健師)				
8月18日	第4回「50代からの再就職」	須田 万里子氏(一般社団法人キャリアコンサルティング振興協会)				
10月13日	第5回「モラハラって何?～家族・職場での健全な関係性を学ぶ～」※台風により3/22に延期したが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止。	西山 さつき氏(NPO法人レジリエンス)				
10月27日	第6回「今からはじめる、よりよく生きるための生前整理」	石見 良教氏(アールキューブ株式会社あんしんネット事業部部長・整理コーディネーター)				

会場	受講者数					保育
	実施日	定員	計	男性	女性	
川崎市男女共同参画センター	6月2日	35	30	8	22	0
	6月16日	35	30	7	23	0
	7月14日	35	29	8	21	0
	8月18日	35	23	6	17	0
	10月13日	35	-	-	-	0
	10月27日	35	27	6	21	0

総括

(1回目)

自身の親を亡くした経験を含め、残された人の立場から、また、今後、自分も子どもを残していく将来を見据えた立場から、誰かに伝えるためのノートを書くことの重要性が強調された。スマートフォンの発達により、同居家族でも、相手の人間関係やネット上のIDなどを知らないことが多い。クレジットカード引き落としを停止しないままになくなってしまうなど、個人では解約が容易なことも遺族では非常に煩雑な手続きになる。参加者に「これからすぐにできることをやりたい」と思わせるものだった。

(2回目)

定年退職後などに夫婦間で起き得る具体的な問題点や、その解決に向けてのコミュニケーション術、そして現代における退職後の夫婦の形態(卒婚等)について話していただいた。コミュニケーションで大切な点は「自分の感情をしっかりとらえ、認めること」で、自分の性格や、最近感じた感情を隣の参加者と話し合うミニセッションも行われた。

(3回目)

長年看護師として医療の現場に携わってきた講師からは、川崎市の介護の現状や、介護離職についての最近の動向、介護と仕事の両立のポイントについて話していただいた。実際の事例を通じて介護サービスの種類や組み合わせ方を学び、介護離職しないためには「自分や家族が元気な時にしっかり話し合い、地域の介護メニューを調べておく」ことが大切だと知ることができた。

(4回目)

幅広い年代へのキャリアコンサルティングを持つ講師から、シニア層の再就職について現状を聞いた。それとともに、これまでの自分の職歴その他の経験を棚卸してみること、前向きに捉えることや、自分自身のキャリアを客観視することの重要性が語られた。受講者からは、非常に前向きになれる話と好評だった。

(6回目)

遺品整理の現場経験豊富な講師から、物を多く残したまま亡くなってしまった遺族がどのような経験をするのかを聞くことで、生前に自分の身の回りを片付けることの重要性を認識できるものだった。講師が最後に話された「講座への参加を繰り返すのではなく、行動することの大切さ」が印象に残った。

講座名	ウ)上映会の開催					
目的	映画を通して、より身近に男女共同参画について考える機会を提供する。新規の利用者に対し、その後の講座・イベントへの参加を促す機会とする。上映して集客を図るだけでなく、女性の生き方、男性の生き方を考えることのできる作品を取り上げる。鑑賞後に、参加者で感想を伝え合う機会や、制作に関係したゲストからのトークを入れるなど、上映時間により内容に変化をもたせることで、リピーターを増やす。					
実施日	テーマ	講師				No.
4月10日 (1回目)	すくらむ21“シネマ&トーク”(第4回) 「アルバート氏の人生」	・司会・進行:センター職員				5
5月17日 (2回目)	すくらむ21“シネマ&トーク”(第5回) 「いわさきちひろ～27歳の旅立ち～」	・司会・進行:センター職員				6
7月18日 (3回目)	すくらむ21“シネマ&トーク”(第6回) 「笑う101歳×2 笹本恒子 むのたけじ」	・司会・進行:センター職員				7
8月29日 (4回目)	すくらむ21“シネマ&トーク”(第7回) 「潮風の村から～ある女性医師の軌跡」	・トークゲスト:山上千恵子監督 ・司会・進行:館長、センター職員				8
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性
		4月10日	30	11	2	9
		5月17日	30	27	4	23
		7月18日	30	31	2	29
		8月29日	80	53	14	39
総括						
<p>(1回目) 「アルバート氏の人生」は19世紀のアイルランドで、性別を偽って生きる女性の姿を描いた作品。上映後は何人かの参加者に感想をお話いただいた。それぞれ、この映画に対する受け取り方が異なっており、違う感想を聞くことによって、自分では気づかなかった部分を考えるきっかけになったようだった。</p> <p>(2回目) 作品はよく知られているが、歩んだ人生についてはあまり知られていないちひろの人生を描いた貴重なドキュメンタリー映像を上映した。上映後は何人かの参加者に感想をお話いただいた。多くの方がちひろの生き方に共感し、「自宅にある絵本を読み返したい」など、この上映会に参加したことで、今まで知っていたり、読んだことのあるちひろの作品をより深く鑑賞したいという思いが生まれたようだった。</p> <p>(3回目) 日本初の女性報道写真家である笹本恒子さんと、孤高のジャーナリストむのたけじさんの人生を振り返る貴重なドキュメンタリー映画を上映した。上映会後の感想を共有する場では、作中の101歳のお二人についてその生き方に感嘆する感想が多く、また上映会の終了後に職員に個人的な感想を伝える方も。アンケートでも多くの方が感想を述べられ、この映画の内容に心を動かされた様子が伺われた。</p> <p>(4回目) この上映作品は、86歳の今も現役医師であり、女性の心と体に向きあう活動をしている北山郁子さんの人生を取り上げた貴重なドキュメンタリー。2013年に製作され、あいち国際女性映画祭やアルメニア女性映画祭などでも上映された。上映後の第二部では「スペシャルトーク」として、この作品を制作した山上千恵子監督をお招きし、お話を伺った。なかなか聞くことのできない制作秘話や、この作品への思いを監督から聞くことができ、「監督のトークで映画の内容への理解がより深まった」との感想も多く見られた。</p>						

②トークサロン事業

講座名	ア)川崎で輝く女性たち 女性が語るトークサロン					
目的	地域に根ざした女性活躍推進事業の一環として、川崎で活躍する女性や男女共同参画の推進者をゲストに迎え、仕事や社会、地域との関わり、また自身について語っていただき、また、参加者ともサロンスタイルにて交流の場を提供することで、新しい学びの場を創出することを目的とする。					
実施日	テーマ	講師				No.
7月26日	女性消防士誕生から50年。私たちのま ちの安心・安全を目指して	熊谷 智子 氏(中原消防署副所長・消防指 令長)				9
12月1日	縁を紡いだ仕事人生～ワーク・ライフ・ バランスの相乗効果をめざして～	仁科 淳子 氏(社会福祉法人セイワ 介護 老人福祉施設 桜寿園 施設長)				10
2月1日	生きる力をメイクで再び。～難病(SLE) の経験をスキルや個性に変えて～	河村 しおり 氏(一般社団法人 日本臨床 化粧療法士協会 代表理事)				11
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性
		7月26日	40	23	4	19
		12月1日	40	14	1	13
		2月1日	30	25	1	24
総括						
令和元年度は、実行委員会で決定したテーマと講師候補者を元にサロンを実施した。 第1回は、国内ではじめて女性消防士が誕生した川崎において、現在副所長として活躍されている講師に、男性が多くを占める消防分野において女性の活躍がどのように広がってきたかをその歴史を紐解きながらお話しいただいた。 第2回では24時間365日稼働する介護福祉施設において、地域のつながりやかかわりを通じてキャリアを積み重ね、現場の支援員から仕事をはじめキャリアを途切れさせることなく、社会的制度的変化が大きかった介護福祉分野において施設長にまでなられた講師からワークライフバランスを地域(ソーシャル)の力を得ながら実現された経験をお話しいただいた。 第3回は、難病であるSLE(全身性エリテマトーデス)に罹患して社会へのかかわりが途絶した講師が、治療とリハビリを続けながら、メイクアップの魅力と技術を通じて臨床化粧療法を確立し、法人設立によりさらなる活躍の場を広げようとする思いをお話しいただいた。様々な分野で活躍するかわさきの女性にゲストとして来ていただけるような、生活に身近なテーマを設定した。講師による講演と、その後のサロン形式での運営方法は、テーマや講演内容に応じて随時変更するなど工夫を施した。 【実行委員会の開催】令和元年度は2回、実行委員会を開催した。過去の実施状況を踏まえつつ、講師候補者や企画内容の検討を行い、ゲストスピーカーの候補者の推薦と選定を行った。同時に、過去の実績を元に、運営や集客における改善点を洗い出し、今後に向けた意見交換を行った。						

講座名	イ)ブリッジカフェ							
目的	一人でも多くの職業人が自分に自信を持って働くことの楽しさと私生活の充実感を味わえるようになることを目的とする。また、同時に男性にとっての地域参画の契機とし、異世代間の意見交換を通じて世代間ギャップを埋めることも目的とする。							
実施日	進行役	受講者数					No.	
		定員	計	男性	女性	保育		
4月13日	山田 武彦氏	10	3	3	0	-	12	
6月8日		10	5	5	0	-	13	
8月10日		10	7	3	4	-	14	
10月12日		台風19号接近のため中止					-	15
12月14日		10	4	3	1	-	16	
2月8日		10	3	2	1	-	17	
会場	タリーズコーヒー 溝の口店							
総括								
<p>ファシリテーターによる進行のもと参加者全員が、それぞれの関心をつよくもっている仕事や働くことについてのテーマを持ち寄り、フリートークするスタイルで実施。</p> <p>昨年に引続き全回をカフェで実施。海外とのインテリア商品の貿易で起業されている女性で川崎に転入されてきた方や、東京で長く働きながら故郷に帰って仕事をどのように続けるべきかを考える肩など、参加の動機や背景も多種多様な人々が参加される機会となった。女性の参加者の中には、20代～50代の方々がコンスタントに出席されていたことも話の流れをテーマを豊かにしたものと思われる。</p>								

※10月12日(土)は、台風19号接近に伴う安全措置のため中止。

(2)学習ステージ2:①人との交流や活動のやりがいを得られるような学び、②新たな気づきを得たり、課題を解決するための手立てを習得し、自己決定的な学習を継続し、力をつけるための学び

①子ども・若者へのライフキャリア支援

ア)大学生インターンシップ及び長期実習の受け入れ

事業名	大学生インターンシップ	No.	18			
目的	大学生を対象に、センター業務の就業体験を通じて、それぞれのライフイベントとも関連してくる職業生活の実情を知り、性別にとらわれることなくライフキャリア形成の見通しを立てることができるようになることを目的とする。					
実施日	令和元(2019)年8月19日(月)～9月14日(土)のうち11日間 通常勤務9時30分～16時00分 下記日程については勤務時間を変更し、実施 ・8月21日(水)11時00分～17時30分 ・8月24日(土)9時00分～17時00分 ・8月29日(木)11時30分～18時30分 ・9月14日(土)10時00分～17時30分					
協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・井上輝子氏(和光大学名誉教授/山川菊枝記念会代表) ・渦山公美氏(Fete le marche 代表) ・君 ひとみ氏(たかつ子育てサークルバンブーキッズ代表) ・国広陽子氏(武蔵大学名誉教授) ・小泉康氏(ミモザ株式会社 施設長) ・郷原正氏(NPO法人SoELa 理事・ファシリテーター) ・清水まゆみ氏(清水食と農のコミュニティ 代表) ・菅田恵美氏(studio sona、sona+n 代表) ・須田万里子氏(一般社団法人キャリアコンサルティング振興協会) ・田中夏実氏(ダブルケアかわさき 代表) ・西本竜子氏(パソコンサポートまうすなび 代表) ・橋本夏代氏(かわさきFM 代表取締役) ・藤井光子氏(川崎の男女共同社会をすすめる会/NPO法人かながわ女性会議川崎) ・丸山恵子氏(ウーマンネットアカデミー&コンサルティング) ・村瀬成人氏(株式会社mugroom 代表取締役) ・山上千恵子氏(映画監督) 					
会場		参加者数			保育	
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	8月19日	15	15	5	10	-
	8月21日	15	15	5	10	-
	8月22日	15	15	5	10	-
	8月24日	15	15	5	10	-
	8月27日	15	13	5	8	-
	8月29日	15	14	5	9	-
	9月2日	15	14	5	9	-
	9月3日	15	14	5	9	-
	9月5日	15	14	4	10	-
	9月8日	15	15	5	10	-
9月14日	15	15	4	11	-	

カリキュラム(講座内容)	月日	内容
	8月19日	オリエンテーション、基礎研修(事業・施設の理解、業務の進め方)、自己紹介、価値観カード、リフレーミングカードを使用したコミュニケーション講座「価値観探しワークショップ」、日誌記入、振り返り
	8月21日	マルシェ設営・運営、女性リーダー研修番外編「解決志向の職場のコミュニケーション」、交流会、後片付け、日誌記入、振り返り
	8月22日	マナー研修「職場のマナーとコミュニケーションの基礎」、9月8日幸区避難所開設訓練寸劇シナリオ作り、インタビュー基礎研修、【20周年取材】井上輝子先生へインタビュー、後片付け、日誌記入、振り返り
	月日	内容
	8月24日	学ぶ、備える防災・減災2019「防災冊子作製アイデア出しミーティング」、利用者懇談会「協働事業団体との交流会」への参加、各団体へのインタビュー、後片付け、振り返り
	8月27日	ドキュメンタリー映画「笑う101歳×2」鑑賞、29日上映会の準備、【20周年取材】国広陽子先生へインタビュー、後片付け、振り返り
	8月29日	すくらむ21シネマ&トーク「潮風の村から～ある女性医師の軌跡」会場設営、受付、山上千恵子監督へインタビュー、後片付け、振り返り
	9月2日	市民活動団体及び女性起業家、女性管理職へのインタビュー、後片付け、まとめ作業、振り返り
	9月3日	9/8避難所開設訓練寸劇シナリオ修正作業、グッズ作成、市民活動団体及び女性管理職へのインタビュー、後片付け、振り返り
9月5日	学生各自でのインターンシップを振り返る発表準備、発表・講評、9/8避難所開設訓練寸劇グッズ作り、練習、本番の流れ確認、後片付け、振り返り	
9月8日	2か所へ分かれて幸区で実施された避難所開設訓練で寸劇の実施、9/14親子コンサート準備、ポスティング、後片付け、振り返り	
9月14日	親子コンサート会場設営、受付、コンサート、片付け、振り返り	
総括		
<p>参加者数は15名で、女性10名、男性5名だった。所属大学によっては、ジェンダー論の講義が豊富などころもあり、初日の時点で知識差やジェンダー問題への敏感さに違いが見られた。協働事業団体との交流会や実際に社会で活躍している女性管理職へのインタビュー、市民活動団体や女性起業家等へのインタビューがとても刺激的で勉強になったという声が男女ともに多く寄せられ、非常に大きな示唆を得ている様子があった。今年度は、避難所開設訓練において自主防災組織の方の前で男女共同参画の視点からの避難所の課題について学生自身が寸劇のシナリオを考えたり臨機応変に現場の状況を踏まえて組み立て演じた経験は多くの気づきがあったようだ。映画の上映会や親子コンサートの会場の設営、運営、働く場での経験を通じて、センターへの興味や理解が深まり、終了後もボランティアとしてかかわりたい希望者もいた。上記期間を含め、日本女子大学より社会教育実習生を3名を長期実習生として受け入れた。</p>		

イ) 中学生、高校生の職場体験の受け入れ

講座名	中学生の職場体験等の受け入れ						
目的	職場の様子を見て体験し、働くことの意義を考えると同時に、働く人との交流を通して社会性を養うことを目的とする。性別にとらわれることなく活躍できることをサポートしている川崎市男女共同参画センターの業務について知り、仕事に対する見聞きしたイメージと実際の違いを体験し、職場で求められる態度や行動について学ぶ。						
実施日	対象者	内容				No.	
9月19日	市立高津中学校 2年生	・一時保育室の点検・整備作業 ・防災・減災の啓発ブース用グッズ作成				19	
9月20日	市立宮崎中学校	地域調べ学習「男女共同参画センターの仕事について調べてまとめる」					
11月20日	市立西中原中学校 2年生	・物資の仕分け作業、マルシェフォロー ・防災・減災の啓発ブース用グッズ作成					
11月21日	市立西中原中学校 2年生	・館内の整備作業 ・防災・減災の啓発ブース用グッズ作成					
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		9月19日	-	7	5	2	-
		9月20日	-	6	2	4	-
		11月20日	-	5	5	0	-
		11月21日	-	3	3	0	-
総括							
参加した生徒からは、「これまでは、ホール等、お部屋を貸している公共施設というイメージで見えていたが、普段目にする事のない職場の中の様子や働く職員の話聞いて、男女共同参画センターの仕事を少し理解することができた」という感想が多かった。職場体験の受け入れにおいては、男子学生にも参加してもらえることから若い世代に活動について広く知ってもらえることができるチャンスなので継続して受け入れを行っていきたい。							

ウ) 就労移行を目的とした職業実習の受け入れ

講座名	障がい者および生活保護受給者・生活困窮者等を対象にした就労準備支援の現場研修受け入れ	
目的	地域の事業所の一つとして、就業準備をしている障がい者、また、生活を自立させたいと就業準備をしている生活困窮者等の方に、就業準備の一つのステップになるよう、就業体験の機会を提供する。	
実施日	依頼元・受け入れ対象者	内容
8月5日～9日の5日間	かわさき@ジョブ 男性・1名	就労移行支援 現場研修 (35時間)
10月23日～30日のうち4日間	かわさき@ジョブ 男性・1名	就労移行支援 現場研修 (28時間)
7月23日～29日のうち4日間	ダンウェイ株式会社 男性・1名	就労移行支援 現場研修 (16時間)
11月12日～20日のうち7日間	ダンウェイ株式会社 女性・1名	就労移行支援 現場研修 (28時間)
3月5日～3月13日のうち7日間	ダンウェイ株式会社 女性・1名	就労移行支援 現場研修 (35時間)

②多様な女性の活躍支援

ア)女性リーダー養成

講座名	i)女性リーダー養成講座 ワンランクアップ！私の仕事術(4回連続講座)						
目的	主に川崎市内在住・在勤・在学の女性を対象に、リーダー・管理職に必要な心構えやスキルを4回の講座で集中的に学ぶ。仕事をするうえで重要なコミュニケーションなどを中心に学習機会を地域の場において創出し、川崎市内の女性のキャリアアップや活躍機会を後押しすることを目的とする。						
実施日	テーマ	講師				No.	
5月8日	先輩に学ぶ/私らしいリーダーシップについて	増田 雅好氏(株)OFFRE代表取締役)				20	
5月22日	部下の育成とマネジメント	油井 文江氏(株)ゆいアソシエイツ代表取締役)					
6月5日	職場のコミュニケーション・トレーニング①	須田 万里子氏(国家資格キャリアコンサルタント)					
6月19日	職場のコミュニケーション・トレーニング②	藤田 潮氏(And G's代表)					
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		5月8日	20	16	-	16	-
		5月22日	20	12	-	12	-
		6月5日	20	12	-	12	-
		6月19日	20	10	-	10	-
総括							
<p>受講者は意欲的な方が多く、ディスカッションやワークの時間は積極的に意見交換が行われ、講義終了後講師への質問や相談をしている様子も多く見られた。</p> <p>受講者からは「自分らしいリーダー像を考えるきっかけになった」「周りも幸せな仕事ができるような環境をつくっていききたいと思った」といった意見があげられ、講座を通じて川崎市にゆかりのある女性が、自分にあったリーダーを考える機会や、今後のキャリアアップに繋げるためのきっかけ作りの場が提供できたと考えられる。</p> <p>終業後の受講者が居る事を想定し、夜間帯での開催としたが受講者からは「参加しやすい」と好評であったため次年度も同様の夜間帯の開催を検討したい。</p>							

講座名	ii) 女性リーダーのためのマネジメント力強化講座(5回連続講座)					
目的	川崎市内中小企業に勤務する女性や企業を対象に、現役の管理職者もしくはこれから管理職を目指す立場の女性を対象に組織運営に必要なマネジメントの知識を全5回の講座で学ぶ。講座受講を通じて、参加者同士が繋がりをもち、地域でのネットワーク形成を図るきっかけや仕組みづくり目的とする。なお、4回以上の出席者には「セミナー修了証」、事業所には「かわさき☆えるぼし」認証制度の認証要件の評価項目「2キャリア形成支援」の項目に該当する「地域女性活躍推進事業所認定証」を発行し、市内企業の女性活躍の推進を図ることを目的とする。					
実施日	テーマ	講師				No.
7月10日	第1部:働く女性の現状と女性の活躍推進について 第2部:女性活躍のための神奈川県 の事業等について	増田 雅好氏(株)OFFRE代表取締役 かながわ労働センター川崎支所 職員				21
7月24日	“働き気分”を上げるチームマネジメント	油井 文江氏(株)ゆいアソシエイツ代表取締役				
8月21日	【番外編】解決志向の職場のコミュニケーション	須田 万里子氏(2級キャリアコンサルティング技能士)				
9月4日	職場のコミュニケーショントレーニング①	館野 聡子氏(オフィスブリーゼ代表)				
9月25日	職場のコミュニケーショントレーニング②	藤田 潮氏(And C's代表)				
10月9日	第1部:職場で伝わる・伝えるための技術 第2部:修了証及び認定証の交付	高安 千穂氏(キャリアコンサルタント) 川崎市男女共同参画センター館長				
会場	受講者数					保育
	実施日	定員	計	男性	女性	
川崎市男女共同参画センター	7月10日	20	30	-	30	-
	7月24日	20	28	-	28	-
	8月21日	-	2	-	2	-
	9月4日	20	24	-	24	-
	9月25日	20	27	-	27	-
	10月9日	20	29	-	29	-
総括						
<p>現在管理職または管理職を目指す川崎市の中小企業にお勤めの方を中心に、20代～60代の幅広い年齢層の女性にご参加いただき、全5回の講座の満足度は、「よかった」「まあよかった」を合計すると平均90%以上と大変満足度の高い結果となった。組織運営に必要なマネジメントの知識を学ぶカリキュラムについて「実際に使えるスキルや具体的な話が多く勉強になった」「リーダーとしてのチームワーク作りを学べた」と実践できる知識を得る事ができたといった声が多く上げられた。</p> <p>今年度は、受講者同士が今後横の繋がりを持つことや、交流を広げる事を目的に、座席を固定せず毎回違グループ組を行い受講者同士がコミュニケーションを図るよう実施した。結果として、異業種や異年齢層との情報交換・交流等を行う機会や、仕事での悩みや課題の解決策を共有する有益な場を提供できたと考えられる。</p>						

イ)女性起業家支援

i)女性起業家事業継続支援講座&交流会

講座名	女性起業家ビギナーズサロン 起業プラン作成支援講座(全4回)						
目的	4日間の集中講座で起業後の事業継続のために必要な基礎知識を学び、事業計画を試作する。						
実施日	テーマ	講師				No.	
10月19日	事業のコンセプトを固めて“経営能力”を身に付けよう	女性コンサルタントネット・エルズ (増田 雅好氏、福永 真美氏)				22	
10月26日	正しいマーケティング知識を習得し、好奇心をくすぐるプロモーションを						
11月2日	売上げを確保するための資金計画。数値を固めて利益をだそう						
11月16日	起業プランの発表&修了生による交流会で情報交換						
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		10月19日	20	16	0	16	0
		10月26日	20	15	0	15	3
		11月2日	20	15	0	15	1
		11月16日	20	12	0	12	1
総括							
今年度は第1回目が台風により延期となった影響で最終回の参加者が減ってしまい残念であった。ただ、講師の丁寧なフォローや、途中の回で事業計画書の提出・添削をしていただいたことで、今回も参加者からは非常に高い評価を受けた。最終日の発表では、講師や他の受講者からのフィードバックを受けるなど、受講者間で積極的に相互刺激を受けあう貴重な場となった。より具体的な事業計画書作成の良い機会となったため、次年度も継続していきたい。							

ii)フォローアップ個別相談会

講座名	起業プラン作成支援講座 フォローアップ個別相談会	No.	23,24			
目的	起業プラン作成支援講座の受講を修了した受講生に対し、個別相談を行うことによって「自分の起業の現状を整理し、次への道筋を明らかにする」ことを目的とする。					
実施日	テーマ	講師				
11月18日	相談会参加者のそれぞれの起業状況を聞き取り、現状を確認するとともに、具体的に次にどのようなステップを踏み出せばよいのかの道筋を示す。	福永 真美氏 (中小企業診断士、女性コンサルタントネットエルズ所属)				
11月30日		増田 雅好氏 (中小企業診断士、女性コンサルタントネットエルズ所属)				
会場		受講者数		保育		
川崎市男女共同参画センター		定員	計	男性	女性	
		5	5	-	5	0
		5	4	-	4	0
総括						
起業プラン作成支援講座だけでは、実際に起業をフォローするところまでは難しい。この相談会を経て、すくらむの(財団)相談会につながったケースが多く、継続的に相談する場所を確保することで起業までの道のりを支えることが可能となる。 講師からは個々のケースに応じてアドバイスしてもらうことができ、すくらむの相談会で定期的にフォローするなど、起業が軌道にのるまでの体制ができた方も3名いた。 受講者の実際の事情を知ることで、次年度の起業プラン作成支援講座の内容を検討することもできた。						

iii) 起業家のためのWEBセミナー

講座名	はじめてWEB 女性のためのホームページ作成実践講座	No.	25			
目的	趣味や経験を活かした分野で起業する女性が増加していることや、開業コストを抑えるために店舗を持たずWEBのみの商売を始める人、自身でホームページを作成している人が多いことから、市内の創業支援機関が協力し実際にパソコンを使用したホームページ作成方法や成功のポイントを学べる実践講座を開催。終了後に交流会を開催し、市内の総合支援メニューの紹介や情報提供、個別相談の開催も行う。					
実施日	テーマ	講師				
11月27日	【第1部】演習形式セミナー ・初心者にも分かるホームページ作成の基礎 【第2部】交流会 市内創業支援機関の施策紹介、情報提供	志鎌 真奈美氏 (Shikama.net 代表)				
会場		受講者数		保育		
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	-
	11月27日	12	10	0	10	
総括						
感想では「わかりやすく、早速自宅PCで試してみたいと思いました。」「まずやってみよう！という気持ちを引き出していただけの丁寧な講座でした」など、講師の話が分かりやすく、HP作成のハードルを下げる内容であったことが伺えた。HPは女性が起業する上で欠かせないツールとして世代を問わず関心の集まるもので、かつ講座の満足度も安定して高いため、次年度も継続していきたい。また、その重要性から、年間を通じてフォローできる相談会があれば良いと感じた。						

iv) かわさき女性起業家ネットワーク

講座名	かわさき女性起業家フォーラム	No.	26		
目的	創業準備中または創業後間もない女性の事業継続のために情報交換や交流の場を提供するとともに、講演や先輩起業家の話からテーマについてのヒントを得る機会を設けることで、女性の創業を支援する。また、各主催団体が連携し市内の創業支援サービスの紹介も行う。				
実施日	テーマ	講師			
9月21日	女性起業家による基調講演(SNSの活用法)、先輩起業家の体験談及び参加者交流会	講師: 志鎌 真奈美氏 (Shikama.net 代表) 先輩起業家: 菅田 恵美氏 (studio sona 代表)			
会場		受講者数		保育	
川崎市男女共同参画センター	定員	計	男性	女性	0
	28	24	0	24	
総括					
志鎌氏の講演(起業におけるSNSの活用方法)に加え、先輩起業家の体験談及び参加者交流会を開催した。アンケートでは「SNSの使い分けが集客に有効だとわかった」などの感想が見られた。先輩起業家は実際にすくらむの起業メニューを経て起業しているロールモデルであり、実体験から体得したSNS活用法の話は参加者へのよい刺激となった。過去にすくらむの起業メニューに参加された方が多く参加していたことから、女性起業家の抱えている問題を調査し、最適な講座や情報を提供していくことが必要だと再認識した。					

v) 女性起業家のための法律講座

講座名	女性起業家のための法律講座			No.	27
目的	女性起業家あるいはこれから起業を志す女性が、起業に関する基礎的な法律知識を習得することを目的とする。				
実施日	テーマ	講師			
7月28日	女性起業家「法律」講座～ネットショップ編～	講師：山崎 梨紗氏(司法書士)			
会場		受講者数			保育
川崎市男女共同参画センター		定員	計	男性	女性
		30	18	—	18
総括					
女性起業家のための法律講座は今回新規の企画であったが、市民の関心が高く、申込者数の高い講座となった。参加者は「これから起業する」という方が多く、感想では「自分でもできないことはない!」と思えた」「具体的に行動していくためのきっかけとなった」等が寄せられた。このことから起業に安心して踏み出せる法律知識を得ることができていたのではないと思われる。					

vi) 起業家のための相談会

講座名	a) 起業家無料相談会				
目的	川崎市産業振興財団との協力により、起業前もしくは起業5年以内の経営者を対象に、中小企業診断士及び税理士と無料で直接相談できる機会を設け、起業までのハードルを少しでも低くできるようにすることを目的とする。				
実施日	講師				No.
4月20日	近藤 有希子氏(中小企業診断士)・加藤 幸子氏(税理士)				28
5月25日	上野 可南子氏(中小企業診断士)・加藤 ゆり氏(税理士)				29
6月8日	近藤 有希子氏(中小企業診断士)・加藤 幸子氏(税理士)				30
9月21日	上野 可南子氏(中小企業診断士)・加藤 ゆり氏(税理士)				31
11月9日	近藤 有希子氏(中小企業診断士)・加藤 幸子氏(税理士)				32
12月14日	上野 可南子氏(中小企業診断士)・加藤 ゆり氏(税理士)				33
1月25日	近藤 有希子氏(中小企業診断士)・加藤 幸子氏(税理士)				34
2月22日	上野 可南子氏(中小企業診断士)・加藤 ゆり氏(税理士)				35
3月14日	近藤 有希子氏(中小企業診断士)・加藤 幸子氏(税理士)				36
会場	受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性
	4月20日	8	3	0	3
	5月25日	8	3	0	3
	6月8日	8	2	0	2
	9月21日	8	8	1	7
	11月9日	8	7	0	7
	12月14日	8	9	0	9
	1月25日	8	8	0	8
	2月22日	8	5	0	5
	3月14日	8	8	1	7
総括					
起業家相談として敷居が低く、相談しやすい雰囲気があり、受講された方のほとんどが「とても勉強になった」、「具体的な形につながった」と満足していただいている。年度の後半では次回の予約をして帰る参加者も多く見られた。今年度は起業関連講座でこの相談会を案内することで、講座のフォローアップの位置づけにもなっている。今年度は7、8月の開催がない期間に相談の要望が多く寄せられたため、次年度は間が空かないよう年間の予定を計画したい。					

講座名	b) 女性起業家向け無料相談会(日本金融公庫)					
目的	事業計画のたて方や顧客のターゲット層、融資制度について等、日本政策金融公庫の担当アドバイザーが事業の立ち上げや持続的な経営をめざす女性の相談に応じる。					
実施日	講師					No.
5月8日	日本政策金融公庫(西村氏)					37
6月26日	日本政策金融公庫(西村氏)					38
8月28日	日本政策金融公庫(西村氏)					39
10月2日	日本政策金融公庫(西村氏)					40
12月4日	日本政策金融公庫(西村氏・村石氏)					41
2月5日	日本政策金融公庫(村石氏)					42
会場	受講者数					保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	5月8日	3	3	0	3	-
	6月26日	3	3	0	3	-
	8月28日	3	1	0	1	-
	10月2日	3	2	0	2	-
	12月4日	3	2	0	2	-
	2月5日	3	2	0	2	-
総括						
<p>相談員は日本政策金融公庫の職員で、資金面の相談に強みがある相談会として、平日に実施した。参加者からは「親身になって聞いていただいた」「課題が整理できた」との感想が多く見られ、相談員が丁寧に対応をしたことが伺われた。</p> <p>ただ、資金面の相談以外では対応できない場合があり、申し込みの段階で別の相談会や機関にご紹介した。次年度はよりフィットした相談が可能になるよう、チラシのタイトルを「創業・融資 無料相談会」として広報する予定である。</p>						

講座名	c) 起業家向け無料相談会(川崎信用保証協会)					
目的	川崎市内での創業希望者に、資金調達方法や市の制度の紹介を行う。					
実施日	講師					No.
6月26日	川崎市信用保証協会職員(北支所・本所)					43
7月1日						44
10月21日						45
3月18日						46
会場	受講者数					保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	6月26日	1	1	0	1	-
	7月1日	1	1	0	1	-
	10月21日	1	1	0	1	-
	3月18日	1	1	0	1	-
総括						
<p>相談の時間を自由に決められるのは参加者にとってメリットが高く、参加者からも「やるべきことが明確になった」とても細かい話まで聞いていただいた」という感想が見られた。</p> <p>相談の守備範囲が限られていること、事務局内のスキームが煩雑なことが、昨年度と比較して相談者が減っていることにつながっていると思われる。次年度は申し込み先を信用保証協会に変更して申し込みの煩雑さを削減し、広報は相談の守備範囲を明確にすることを心掛けたい。</p>						

vii) 商人デビュー塾

講座名	商人デビュー塾					
目的	主催: 経済労働局商業振興課・すくらむ21、協力: 商工会議所により、市内の空き店舗等を活用して創業・起業を予定している方に対し、中小企業診断士の資格と企業のアドバイザー経験も多く持つ講師による全般的な支援を行う。地元の活性化、1日も早い起業への支援を目的とする。					
実施日	テーマ	講師				No.
5月18日	創業の心構え、交流会	竹内 幸次氏(株式会社スプラム代表取締役/ 中小企業診断士・一級販売士)				47
5月25日	商売スタイルのプランニング					
5月29日	商品の値段の付け方と創業資金の借入					
6月5日	飲食業の特徴の整理・把握と成功事例の紹介					
6月8日	小売・サービス業の特徴の整理・把握と成功事例の紹介					
6月15日	店舗ツアー					
6月19日	ホームページとSNSで集客しよう!					
6月29日	中間発表					
7月3日	支援メニュー紹介					
7月10日	商品とサービスの説明力を高める					
7月13日	最終事業プランの発表と助言					
7月20日	総括、成功の秘訣について、交流会					
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	5月18日	25	8	4	4	0
	5月25日	25	9	5	4	0
	5月29日	25	9	5	4	1
	6月5日	25	10	5	5	1
	6月8日	25	8	4	4	0
	6月15日	25	7	3	4	0
	6月19日	25	9	5	4	0
	6月29日	25	6	3	3	0
	7月3日	25	5	2	3	0
	7月10日	25	10	5	5	0
7月13日	25	5	2	3	0	
7月20日	25	7	3	4	0	
総括						
今年も定員を25名に設定。12名のエントリーがあり、7名が修了となった。1名は過去に受講し第二創業が成功した方のご家族。1名は受講後起業し、翌年市内に実店舗を開くに至った。受講者の起業希望内容としては、曜日ごとの間借り飲食店やシェアハウス運営など、新しい事業ニーズに沿うものが増加、講座を提供する側も最新の起業スタイルを踏まえた情報提供が求められていると感じた。市内創業支援メニュー紹介の回では商店街の紹介などを織り交ぜ、市内の商業活性化に結び付けられるよう工夫した。						

ウ) 就労継続・再就職支援

i) 職場復帰セミナー

講座名	育休ママとパパのための職場復帰セミナー&カフェ					
目的	育休後の職場復帰に向けて、職場復帰後の生活スケジュールや家族との良好なコミュニケーションの取り方など、仕事と育児の両立について必要なことを知り、職場復帰に対する不安の軽減へつなげる。夫・パートナーも同席参加することで、夫婦で協力して職場復帰と就労継続が実現できるよう支援する。さらに、参加者同士や、すでに職場復帰をされている夫婦との交流の場としてのサロン形式の場を提供し、不安や悩みを共有することで、職場復帰後の不安軽減につなげる。					
実施日	テーマ	講師				No.
12月22日	育休ママとパパの職場復帰	松浦 なつひ氏 (育休後シニアアドバイザー)				48
2月8日	パパたちが実践した！ 実例 一緒にはなえる妻の職場復帰	イキメン研究所メンバー				49
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性
		12月22日	18組	9	3	6
		2月8日	18組	18	9	9
総括						
妻の職場復帰とその後の安定した就労継続を実現するには、家事育児への姿勢、時間の使い方、家事育児の役割分担、さらには夫婦が同程度の家事育児処理能力を持っていくことが大事である。職場復帰の当事者である妻だけの問題ではなく、夫婦の問題として考える機会になるよう、今年度も夫婦での参加と乳児の同室での参加を可能な形で実施した。内容は、主に妻に向けた第1回と、夫向けに意識を喚起することを目的とした第2回に大きくプログラムを分ける形とした。第1回では家事育児に対する考えや、どの程度家事育児ができているかを文字や数字に書き出して見えるかすることで、状況への理解の違いや近さを浮かび上がらせる手法を用いたことで、意見や感謝の思いを改めて言葉にする機会となったようだった。第2回では、先輩パパの失敗談とパパ目線での子育てや家事への思いをイキメン研究所のメンバーが語ることで、参加されたパパたちからは具体的な手法やノウハウを深く知りたいという質問や、共感が寄せられる講座となった。						

ii) 職場復帰予定者のための子連れカフェ

講座名	ふらっと育休子連れカフェ						
目的	就労継続を後押しするために、育児休業中の方を対象として、気軽に悩みを打ち明けられたり、情報を収集できたり、相談できたりするような、グループ相談の機会を設ける。						
実施日	テーマ	講師				事業NO	
4月17日	ふらっと育休子連れカフェ①	ファシリテーター :センター職員				50	
5月15日	ふらっと育休子連れカフェ②					51	
6月19日	ふらっと育休子連れカフェ③					52	
7月24日	ふらっと育休子連れカフェ④					53	
9月18日	ふらっと育休子連れカフェ⑤					54	
10月23日	ふらっと育休子連れカフェ⑥					55	
11月20日	ふらっと育休子連れカフェ⑦					56	
12月18日	ふらっと育休子連れカフェ⑧					57	
1月15日	ふらっと育休子連れカフェ⑨					58	
2月19日	ふらっと育休子連れカフェ⑩					59	
3月18日	ふらっと育休子連れカフェ⑪					60	
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター 保育室		実施日	定員	計	男性	女性	
		4月17日	10	6	0	6	-
		5月15日	10	5	0	5	-
		6月19日	10	8	0	8	-
		7月24日	10	10	0	10	-
		9月18日	10	6	0	6	-
		10月23日	10	3	0	3	-
		11月20日	10	3	0	3	-
		12月18日	10	6	0	6	-
		1月15日	10	3	0	3	-
		2月19日	10	4	0	4	-
		3月18日	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止				
総括							
育休中の過ごし方や、子育ての相談、保育園探しの情報、職場復帰後の生活等について、参加者同士が求める情報を中心に気軽に話せるサロンとして開催。職員がファシリテーターとなり、初対面の参加者でも話しやすい雰囲気づくりを心掛けた。前年度に引き続き、乳幼児連れの親子先着10名とし、予約なしで参加できる点や、子どもを目の前で遊ばせながら話せる場を評価する声があった。							

iii)再就職・転職・就労継続のための「グループカウンセリング」

講座名	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」						
目的	再就職・転職・就労継続を考える同じ立場の女性同士が、「はたかち」®カードを使いながら、自分にとっての働くことの意味や働き方について考え、前向きに自分自身のキャリア形成について考えるヒントを得る機会とする。						
実施日	テーマ	講師				事業NO	
5月28日	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」①	ファシリテーター 宮川 美恵子氏 (キャリアカウンセラー)				61	
9月28日	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」②					62	
11月5日	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」③					63	
1月25日	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」④					64	
3月14日	「働く上で大切にしたいあなたの価値観をみつけよう」⑤					65	
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		5月28日	6	6	-	6	1
		9月28日	6	3	-	3	2
		11月5日	6	6	-	6	0
		1月25日	6	5	-	5	1
		3月14日	6	5	-	5	1
総括							
<p>全5回で開催し、全ての回の講座の満足度、講師について、講座の内容についての全ての項目で「よかった」、「まあよかった」を合計すると100%となり、非常に満足度の高い結果となった。受講者の意見では「カードを選ぶこと、書いたり、話したりすることで頭の中がスッキリ整理できました。」「考えの整理ができてきました。」と講座参加を通じて、自分の考え方や感じ方の傾向を知ることができた、普段考えていることの整理ができたといった記述が多くあり、講座受講を通じて受講者が前向きに自分自身のキャリア形成を考えるなるきっかけ作りになったことがうかがえる。</p>							

③イキメン研究所

講座名	パパのための子育てサロン					
目的	家事・育児に関わる男性保護者や、これから親にある「プレパパ」などを対象にして、子どもや妻と一緒に参加できる、イベントや講演・研修を実施し、男性の子育て参画を広げていくことを主たる目的とする。また、参加した男性同士の交流を図ることで子育てに関する悩みや工夫について学習しつつ、地域におけるパパのネットワークを構築・強化し、より主体的かつ積極的な子育て・家事参画の実現を支援する。					
実施日	テーマ	講師				No.
9月14日	イキメン研究所プレゼンツ 「親子で楽しむコンサート」	桜井 純恵氏、モーツァルトの音楽を楽しむ会				66
9月21日	(高津区共催)イキメン講座 パパを楽しもう① パパは最高のカメラマン	カジ マイコ氏(フォトグラファー)				67
1月25日	(高津区共催)イキメン講座・パパを楽しもう② おもちゃを作ってあそぼう！身体を動かしてあそぼう！	中山 潮美氏(高津区 保育士) 渡辺 裕介氏(津田山保育園 保育士)				
10月20日	(高津区共催)イキメン講座・パパを楽しもう③ パパトーク ～パパ同士で子育てについて情報交換しよう	生形 修氏、臼居 大地氏(2名ともイキメン研究所メンバー)、館長				
10月27日	(高津区共催)イキメン講座・パパを楽しもう④ 子どもが笑顔になる夫婦のパートナーシップ	高祖 常子氏(育児情報誌「miku」編集長、NPO法人ファザーリング・ジャパン理事)				
会場		受講者数				保育
		実施日	定員	計	男性	女性
川崎市男女共同参画センター		9月14日	800	475	-	-
		9月16日	10	4	4	0
		1月25日※	10	4	4	0
		10月20日	10	5	5	0
		10月27日	10	12	7	5
総括						
<p>・昨年度に引き続き高津区との共催講座を実施した。今年度は独自の講座は開催しなかったものの、職場復帰講座にコラボしたり、親子コンサートで育児エピソードを事前に募集して披露したり、パパ子でステージに参加したい親子を募集して登壇いただくなど工夫した。また、パパの参画度を聞くアンケートを実施し、プレパパに向けたフリーペーパー企画の検討をし、素案を作成した。</p> <p>・冊子「ちちるべ」の増刷分を市内の民間保育園(392箇所)への配布をおこなった。区役所等への配布も前年度から継続して行い、増刷分をほぼ配布しおえることができた。</p> <p>・出前講座等にも力を入れた。具体的には、第44回区民車座集会では、イキメン研究所への出席依頼があったことから、メンバー間での調整を経て出席者を決定した。幸市民館日吉分館主催の「幼児と親の学級」は、全6回講座の第2回に「夫(パートナー)も育児に参加させるには」の題目に対してメンバー2名が講師として登壇した。15名の女性出席者に対して、家事育児への参画の方法や、夫のかかわり方に対する向き合い方や言葉がけ、コミュニケーションの大切さなどを伝えた。</p> <p>※なお、高津区共催講座②については台風により開催を年明けに延期した。</p>						

(3)学習ステージ3: 地域ニーズを踏まえた課題解決を担う自立した団体・個人が男女共同参画の推進者として協力関係を築いていくための学び

①男女共同参画協働事業

事業名	男女共同参画協働事業		
事業目的	市民グループ・団体、NPO、事業所等(以下、市民グループ・団体等という)と協働で事業を実施することを通じて、市民グループ・団体等の特性を活かしながら、その活動分野にかかる男女共同参画のいっそうの推進を図ることを目的とする。		
募集期間	平成31(2019)年1月10日～2月10日	選考委員会	平成31(2019)年3月3日 選考委員(計4名) 学識者(2)、行政職員(1)、館長(1)
応募総数	9企画	選考数	7企画
実施事業 (一覧)	事業名		実施団体名称
	タイプA(助成金あり)		
	非正規シングル女性の現状とこれから～社会の変化と女性の貧困を考える～		川崎の男女共同社会をすすめる会/NPO法人かながわ女性会議川崎
	人生100年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作りLABO		ふつうのくらし
	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会		ダブルケアかわさき
	子育てほっとサロン2019		たかつ子育てサークル「バンブーキッズ」
	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会		NPO法人グローイン・グランマ
	タイプB(助成金なし)		
	女性の再就職支援のためのパソコン講座の開催		パソコンサポートまうすなび
	ICT活用で女性の働き方改革を応援！ITスキルアップで新しい働き方を！		ウーマンネット アカデミー&コンサルティング

講座名	非正規シングル女性の現状とこれから～社会の変化と女性の貧困を考える～					
目的	非正規雇用で働くシングル女性が増加している。40歳前後の非正規雇用の増加していることで、男性とシングル女性(配偶者との離別・死別を含む)の壮年非正規労働者の割合が増加し、未婚率も上昇しており、社会問題としての注目も集まってきた。背景と注目される理由を本講座で学び、貧困を防ぐセーフティネットを参加者とともに考えること、解決の方向を探る機会とする。					
団体名	川崎の男女共同社会をすすめる会/NPO法人かながわ女性会議川崎					
実施日	テーマ	ゲストスピーカー	No.			
10月27日	非正規シングル女性の現状とこれから～社会の変化と女性の貧困を考える～	講師: 飯島裕子氏(ノンフィクションライター、大学講師) ゲストスピーカー: 茂木直子氏(非正規シングル女性のピアグループKIBI代表)	68			
会場		受講者数		保育		
川崎市男女共同参画センター		定員	計	男性	女性	0
		30	41	8	33	
総括						
講師やゲストスピーカーのお話や、参加者の発言から、現在の非正規シングル女性の問題・課題を整理でき、共有できた。「非正規であり貧困」であることから脱却し、誰もが正規雇用でまともな賃金で働き生きていくため、社会の仕組みや構造を変えていかなければならないことを再認識できた。具体的な方向性についての議論と提案は今度の課題である。当事者だけでなく、世代・性別を超えて、社会全体で取り組む必要性を実感した。						

講座名	人生100年時代、プチ起業を通じて将来に備えよう 小さなしごと作りLABO					
目的	2018年政府統計では、女性の55.5%が非正規雇用で、非正規職の平均年収は151万円である。女性の厚生年金受給額の中央値は9万円である。女性はだれもが将来低年収に直面するリスクがある。一方で、一度非正規職になった女性が正規職として再就職できる確率は高くない。この現状を踏まえ、この連続講座では、女性が自ら仕事を作り、月3～6万円程度を自ら稼げるようになることで、将来の低年収リスクを低減することを目指す。また、プチ起業を通じて女性の自己効用感を高め、将来のリスクに立ち向かう力の涵養を目指す。					
団体名	ふつうの暮らし					
実施日	テーマ	講師				No.
9月21日	連続講座無料説明会 1)連続講座の概要案内 2)昨年度体験者の声 3)自分の価値観発見ワークショップ	清野あずみ(ふつうの暮らし) 延田さん(昨年度体験者) 郷原正(創発Café主宰)				69
10月20日	step1 自分のできること、やりたいこと 発見	清野あずみ(ふつうの暮らし)				70
11月17日	step2 誰に、どう売るかを考える	清野あずみ(ふつうの暮らし)				
12月8日	step3 専門家にレビューをもらおう!	小紫恵美子氏(株式会社チャレンジ&グロー代表取締役)、 広岡希美氏(NPO法人ぐらす・かわさき事務局次長)				
1月26日	step4 SNSを用いた宣伝の方法を学ぶ	清野あずみ(ふつうの暮らし)				
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	9月21日	30	8	1	7	-
	10月20日	8	10	-	10	-
	11月17日	8	10	-	10	-
	12月8日	8	8	-	8	-
	1月26日	8	9	-	9	-
総括						
この連続講座は、step1からstep4までを受講して、宿題をこなしつつ、2月に予定されている市内の地域イベントにみんなで出店することを目指してがんばる実践的な内容。連続講座の特性を活かし、受講者が各講座の開催までの間にもつながれるよう、SNSを活用したサポートがしっかりしており、励ましあってがんばる雰囲気をうまく醸成できていた。最終回では、2月に川崎市内で開催されるマルシェにぜひ出店すべく、講師の激励の言葉とともに、参加者同士の名残惜しさと今後もおつきあいたいという雰囲気の中で終わった。受講者の今後に期待したい。						

講座名	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会					
目的	介護と育児のダブルケアを始めとしてケアを取り巻く問題について伝える・学ぶ場を提供する。ケアについて話せて繋がる機会をつくり、問題の当事者でなくてもケアについてより興味関心を強く持てる勉強会を開催する。また、ケアに関わる人たちの問題を収集したり、カフェに来られない人たちに対しても情報発信・収集する材料を作る。そのためにも、支援者・支援機関・行政・研究者・地域のコミュニティなどさまざまな人たちと連携する。					
団体名	ダブルケアかわさき					
実施日	テーマ	運営者				No.
5月22日	私たちの身近なケアを学ぶプレ勉強会@幸区	ダブルケアかわさき				71
6月27日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@中原区					72
7月9日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@高津区					73
9月27日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@宮前区					74
10月25日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@幸区					75
11月22日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@中原区					76
1月22日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@高津区					77
2月18日	私たちの身近なケアを学ぶ～プチ勉強会@宮前区					78
2月26日	ダブルケアかわさき振り返り会					79
会場	受講者数					保育
	実施日	定員	計	男性	女性	
新川崎タウンカフェ	5月22日	5	3	1	2	-
かわさき市民活動センター	6月27日	25	18	3	13	-
すくらむ21	7月9日	25	12	3	9	-
宮前区老人福祉センター	9月27日	25	9	3	6	-
新川崎タウンカフェ	10月25日	※台風の接近により中止				
かわさき市民活動センター	11月22日	25	9	1	8	-
すくらむ21	1月22日	20	18	5	13	1
喫茶店 にんじん	2月18日	6	4	0	4	-
すくらむ21	2月26日	20	10	2	8	-
総括						
<p>ケアの現状を社会に発信し続けたい、またダブルケア当事者の声を発信し続けることが必要であるという考えからプチ勉強会を各区に出向いて実施した。ケアを理由にした離職や社会的孤立の早期解消等について参加者とともに勉強会を通じて考える場として開いた。少人数の開催ながら、ケアに追われ、「こうしたい」がなかなか叶えられない葛藤を、一人で、家族で、抱え込まず、ちょっとした生活のヒントや息抜き場として気兼ねなく訪れることのできる勉強会となっていた。参加者から毎回継続開催を望む声が出ていた。</p>						

講座名	0歳児の親子のためのこころとこころをつなぐちいさなおはなし会						
目的	子育てをサポートする一助とする(親が楽しんで子育てできる/子育ての知識を得ることができる/親同士の交流ができる)						
団体名	特定非営利活動法人 グローイン・グランマ						
実施日	テーマ	講師				No.	
6月13日	絵本と子どもの関わり、初夏の自然	特定非営利活動法人 グローイン・グランマ				80	
7月11日	赤ちゃん絵本、手作りおもちゃの大切さ					81	
8月8日	絵本のベストセラー、夏の自然					82	
9月12日	いろいろなジャンルの絵本・伝えたい行事(お月見)					83	
10月10日	絵本の中の人気者、シリーズ物絵本、子育てで大事にしたいこと					84	
11月9日	父親と絵本、父親の子育て参加					85	
12月21日	男性も絵本をもっと楽しもう! 秋から冬の自然					86	
1月18日	行事と絵本、正月遊び					87	
2月13日	伝えたい昔話、伝えたい遊び、冬から春の自然					88	
						※11、12、1月は土曜日開催。	
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		6月13日	30組	21	2	21	-
		7月11日	30組	28	0	28	-
		8月8日	30組	28	0	28	-
		9月12日	30組	25	2	25	-
		10月10日	30組	26	0	26	-
		11月9日	30組	23	11	21	-
		12月21日	30組	26	14	27	-
		1月18日	30組	18	12	18	-
		2月13日	30組	29	1	28	-
総括							
<p>小さいお子様を持つ保護者は、子育てと家庭での忙しい日々の中で子どもと向き合い、ゆったりとした時間を持つことが出来ないことが多く、「孤育て」になりがちである。ちいさなおはなし会は、懐かしい遊びの紹介や、絵本の読み聞かせ、最後は参加者も含めて童謡を歌いながら終わる。この会に参加され、「いつも癒される」「ゆったりとした時間を過ごせた」という声が多く聞かれた。リピーターの方も多し。土曜開催を3か月連続で行ったが、父親も多く参加され、男性の視点からの子育てや絵本選びなど好評であった。今後も父親の子育て参加を促していきたい。</p>							

講座名	子育てほっとサロン2019						
目的	子育て期の親子同士の交流促進、子育ての悩みや不安の軽減、子育て期当事者のキャリア形成において多様なモデルに触れることができること、など子育て期家庭における、男女共同参画の推進につながることを目的とする。						
団体名	たかつ子育てサークル「バンブーキッズ」						
実施日	テーマ	講師				No.	
6月3日	おもちゃ選びのヒント	君ひとみ(おもちゃコンサルタントマスター、保育士)				89	
7月8日	絵本選びのヒント	秋山舞(絵本講師)				90	
7月27日	魔法のチョークキットパスでガラスにお絵描きしよう!	小野昌代(日本理化学工業キットパスアート本部講師)、君ひとみ(保育士)				91	
8月5日	幼稚園・保育園選びのヒント	君ひとみ(保育士)、池田江利子(助産師)				92	
9月9日	子どもの食事と健康	バンブーキッズ				93	
10月1日	ハワイアンリトミック体験	杉山昌希(ハワイアンリトミック認定講師)				94	
11月11日	タッチケア体験	高橋早苗(助産師、タッチケア認定講師)、君ひとみ(保育士)				95	
11月16日	楽しみながら親子で防災対策	バンブーキッズ、高津子育て支援パウパウ				96	
12月4日	子育てほっとサロン2019参加者交流会	バンブーキッズ				97	
12月10日	プレイセンター体験	大城英理子(プレイセンタースーパーバイザー)				98	
1月20日	手形絵本作り	君ひとみ(キットパスインストラクター、保育士)				99	
2月10日	わらべうた	井出愛美(こどもの心のコーチングインストラクター、保育士)、池田江利子(助産師)				100	
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		6月3日	25組	19	0	19	-
		7月8日	25組	25	0	20	-
		7月27日	15組	9	2	7	-
		8月5日	25組	23	0	23	-
		9月9日	25組	9	0	9	-
		10月1日	25組	22	0	22	-
		11月11日	25組	15	0	15	-
高津市民館 第4会議室		11月16日	-	44	9	35	-
川崎市男女共同参画センター		12月4日	-	6	0	6	-
		12月10日	25組	17	0	17	-
		1月20日	25組	26	0	26	-
		2月10日	25組	15	1	15	-
総括							
親子、出産前の男女、シニアを対象に、専門講師によるミニワークショップと交流タイムの形式でサロンを開催した。今年度は参加方法を事前のメール申込み、開催前にSNSにて開催予定のリマインドを発信したところ昨年度に比べ参加者が増加する結果となった。参加者からは「講師の話が子育ての参考になった」「子育てについて話せる機会になった」といった声があり、サロン参加を通じて子育てのヒントを得るきっかけや子育て期の親子同士が接点を持つ場所の提供に繋がったと考えられる。							

講座名	再就職したい女性を応援！PC講座					
目的	就労に必要なパソコンスキルを習得することにより、再就職へつながり、就労の定着率を高めることを目的とする。					
団体名	パソコンサポートまうすなび					
実施日	テーマ	講師				No.
6月4,6日	ワード初級	パソコンサポートまうすなび				101
6月11,13日	ワード中級					102
6月21,25日	ワード応用					103
7月2,4日	エクセル初級					104
7月8,9日	エクセル中級					105
7月11,16日	エクセル応用					106
7月18,23日	データ整理術					107
9月10,12日	ワード初級					108
9月19,20日	ワード中級					109
9月24,27日	エクセル初級					110
10月1,4日	エクセル中級					111
10月8,11	ワード応用					112
10月17,18日	エクセル応用					113
10月29,31日	パワーポイント初級					114
11月5,8日	パワーポイント中級					115
11月12,15日	データ整理術					116
11月19,21日	P検定3級対策					117
1月17,21日	ワード初級					118
1月24,28日	ワード中級					119
1月30,2月4日	エクセル初級					120
2月7,10日	エクセル中級					121
		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター	実施日	定員	計	男性	女性	
	6月4,6日	8	16	-	16	0
	6月11,13日	8	20	-	20	0
	6月21,25日	8	18	-	18	0
	7月2,4日	8	20	-	20	0
	7月8,9日	8	20	-	20	0
	7月11,16日	8	18	-	18	0
	7月18,23日	8	18	-	18	0
	9月10,12日	8	18	-	18	4
	9月19,20日	8	22	-	22	2
	9月24,27日	8	18	-	18	3
	10月1,4日	8	22	-	22	2
	10月8,11	8	16	-	16	0
	10月17,18日	8	8	-	16	2
	10月29,31日	8	18	-	18	1
	11月5,8日	8	18	-	18	2
	11月12,15日	8	18	-	18	2
	11月19,21日	※最少催行人数に満たず中止				
	1月17,21日	8	18	0	18	0
	1月24,28日	8	20	-	20	0
1月30,2月4日	8	20		20	1	
2月7,10日	8	22	-	22	2	
総括						
<p>今年度は50～54歳の受講者が最も多く、全体としては50代以降の参加者が増加傾向にあった。受講目的の調査では、「就職活動のため」「仕事上で必要」との回答が全体の約70%となり、女性が就労継続や再就職をするにあたりパソコンスキルが必要と感じている傾向が強い事が伺えた。また「託児があり学習に専念できた。」「具体的に次のステップへ向けて考えることができた。」「今回の受講がきっかけで仕事に就く事ができた」といった自分のキャリアパスに繋がったといった声が多く、事業目的に沿った事業が開催できたと考えられる。</p>						

講座名	IT活用で女性も新しい働き方を！ フリーランス×起業に必要なスキルアップセミナー						
目的	仕事で空白がある女性、子育て中、再び社会で働きたいと思っている女性を対象に、スマホ・PC操作型のTセミナーを提供。フリーランス・起業という女性の自由な働き方を支援する。						
団体名	ウーマンネット アカデミー&コンサルティング						
実施日	テーマ	講師				No.	
7月10日	パワーポイントセミナー 自己紹介資料を作ってみよう	齋藤有子氏(ウーマンネット アカデミー&コンサルティングIT講師)				122	
9月17日	在宅ワーカー必見！Zoomでどこでもオフィス	曾根典子氏(ウーマンネット アカデミー&コンサルティング代表)				123	
11月14日	ブログアフィリエイト入門	前田千鶴氏(ウーマンネット アカデミー&コンサルティング代表)				124	
12月12日	子どもとお母さんのためのITリテラシー	平田真由美氏(ウーマンネット アカデミー&コンサルティングIT講師)				125	
会場		受講者数				保育	
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性	
		7月10日	14	16	0	16	1
		9月17日	14	11	0	11	1
		11月14日	14	15	0	15	1
		12月12日	30	6	0	6	0
総括							
<p>女性を取り入れやすいITツールをわかりやすく教え、女性の起業・就労支援の第1歩となる協働事業であった。身近なところから起業できることを知り、また自分の仕事に役立つツールを使いこなせるようになることに主眼を置いた講座であった。アンケートでは「講義がわかりやすかった。始めるのは難しいと思っていたが、早速やってみようと思う」という感想が見られた。</p> <p>今年度より実施講座ごとにチラシを作成したところ、4回のうち3回までは大変集客がよく、その効果が証明された。年度初めの打ち合わせで事務局から伝えた改善希望点に対し団体も対応ができており、運営は昨年度よりスムーズであった。講座内でも適切なサポート体制ができていた。</p>							

(4)学習ステージ4:市民活動団体・事業所・学校・行政等の川崎市男女共同参画センター外の主体による男女共同参画の学びの場に対して、講師派遣協力、出前講座、共催事業を実施する

①防災・減災アクションリサーチ活動(企画講座)

講座名	「女性の視点から考える」防災・減災講座①②					
目的	女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(通称:JKB)と川崎市男女共同参画センターが互いの能力を活かし、男女共同参画の視点から身近でわかりやすいライフスタイルにあった防災・減災の取り組みの推進する目的で、講座を企画する。講座を通じて、女性のリーダーを地域に増やしていく際の課題の把握やその解消に向けた取り組みを協働して実施する。					
団体名	女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(※以降、JKBと表記する。)					
実施日	テーマ	講師				No.
9月28日	①気象予報士から学ぶ気象防災のお話 お天気から学ぶ減災～その時、あなたは大切な人の命を守れますか?～	山本 由佳氏(気象予報士、防災士)				126
3月15日	②気象予報士から学ぶ気象防災のお話お天気から学ぶ減災～気象災害から命を守るために、その時あなたは～	山本 由佳氏(気象予報士、防災士)				127
会場		受講者数				保育
川崎市男女共同参画センター		実施日	定員	計	男性	女性
		9月28日	30	34	5	29
		3月15日	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止			
総括						
<p>①今年度は、気象防災から減災・防災を学ぶをテーマに気象予報士・防災士を講師に迎え講座を実施。参加者は34名と定員を上回り、小学生のお子さんから70代の方まで幅広い年代の方に関心を持っていただけのテーマであったといえる。</p> <p>受講者からは「家族や知人と今日得た情報を共有し、災害への意識を高めたいと思った。」「大きな災害が増えている現在、何を準備したらよいかするべきか勉強になった。」といった日頃から災害について考え、備える事を学ぶ機会になったといった声が多くあげられた。この結果から、講座開催を通じて、防災に関する意識啓発や有益な情報提供ができたと考えられる。</p> <p>②新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止。</p>						

②防災・減災アクションリサーチ活動(出前ブース・イベント出展)

講座名	防災・減災アクションリサーチ活動		
目的	市や各区・地域で行われる防災訓練や各種出前講座の中で、共通アンケートの実施を通じて防災・減災に関する市民意識を分析した結果から見えてくる成果や今後の取り組みについてまとめた。このアクションリサーチ活動は、取り組みを通じて、川崎市の平常時における男女共同参画の視点からの地域の減災・防災力をいかに高めていくかへのアプローチとして実施している。		
実施日	内容	講師	No.
5月26日	溝口第五町会自主防災訓練	センター職員	128
6月2日	ハッピーママフェスタかわさき2019	JKBメンバー、センター職員	129
6月16日	どんなもんじゃ祭2019	JKBメンバー	130
6月23日	すくらむ21まつり	JKBメンバー	131
8月25日	第1回宮前区総合防災訓練	センター職員、インターンシップ生	132
9月7日	第19回かわさき区子育てフェスタ	※防災グッズ貸出、パネル展示のみ	
9月8日	幸区避難所開設訓練①	職員、インターンシップ生	133
9月8日	幸区避難所開設訓練②	職員、インターンシップ生	134
10月27日	第2回宮前区総合防災訓練	JKBメンバー、センター職員	135
11月9日	第18回高津地区防災訓練	JKBメンバー、センター職員	136
11月16日	第15回高津区こども・子育てフェスタ	JKBメンバー、センター職員	137
2月15日	備えるフェスタ2020	JKBメンバー、センター職員	138
3月1日	第43回橘地区自主防火防災訓練	-	139
3月7日	宮前区防災フェア2020	-	140

会場	来場者数					
	実施日	定員	計	男性	女性	
溝口神社	5月26日	-	40	-	-	-
ラチッタデッラ	6月2日	-	273	25	248	-
高津市民館	6月16日	-	56	14	38	-
川崎市男女共同参画センター	6月23日	-	119	42	74	-
川崎市立平小学校	8月25日	-	83	15	53	-
川崎市立東小倉小学校	9月8日	-	50	-	-	-
川崎市立夢見ヶ崎小学校	9月8日	-	50	-	-	-
川崎市立富士見台小学校	10月27日	-	138	55	80	-
川崎市立下作延小学校	11月9日	-	127	41	78	-
高津市民館	11月16日	-	48	9	34	-
ラゾーナ川崎	2月15日	-	190	60	124	-
川崎市立橘小学校	3月1日	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止				
宮前区役所、宮前市民館等	3月7日	※新型コロナウイルス感染症予防のため中止				
総括						
<p>・ブース出店の際には、防災グッズの展示と併せて防災に関するクイズを参加者へ出題し、幅広い年代の方に防災や減災に関して興味を持っていただく機会に繋がるよう実施した。また、年代や性別問わず「何を準備しておけば良いかわからない」「自分や家族に必要な情報を知りたいがどの情報をわからない」といったお話を伺う事が多く、イベントの内容や、季節に応じて情報をまとめたチラシを配布し、正しい情報や必要な情報を届けられるよう工夫を行った。</p> <p>・共通アンケートの実施結果では、あらかじめ必要としている情報として、「災害時のトイレ問題とその対策」、「避難所の運営や避難所の役割」と回答する方が多い傾向にあり、今後も男女共同参画の視点の情報発信や意識啓発が必要であると感じた。</p> <p>・性別無回答者が含まれているため男女の総数と計の数に相違が生じている。</p>						

③講師派遣、コーディネーター等

センター館長及び職員がパネリスト、情報提供者として参加する場合もしくは講師として適任な者を紹介し講師派遣する場合も両方を含む。

実施年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019
件数	6件	1件	2件	2件	7件	5件	6件	6件	6件	4件

日時	場所	講師・パネリスト等	内容
6月27日	宮前市民館 料理室	館長 野村幸平	平成31年度 男女平等推進学習担当者会議 職員向け研修
9月2日	高津市民館	江頭浩氏(イクメン研究所メンバー)	第44回区民車座集会(高津区開催)
9月27日	麻生市民館	普光院亜紀氏(保育園を考える親の会)	保育者研修会「男女が子育て・保育を担う時代に求められること」
1月25日	専修大学 生田校舎	館長 野村幸平	専修大学社会科学研究所シンポジウム「川崎市 地域とくらしと仕事」
3月7日	市立高津小学校 ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止	松原龍氏(日本ミクニヤ株式会社 所属 防災士)	寺子屋たかつ防災講座「たすかるテット」

④出前講座・研修

市内の団体・学校・機関等からの依頼を受け、男女共同参画に関連する研修を企画・実施した。今年度は、防災、男女平等、ハラスメントをテーマとした依頼が寄せられた。

実施年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019
件数	7件	6件	5件	13件	13件	16件	11件	15件	14件	20件

日時	場所	講師	内容	NO
4月27日	manaby横浜関内駅前事業所	館長 野村幸平	ワークライフバランス研修	141
6月11日	川崎市男女共同参画センター	職員 脇本靖子	社会教育振興係長 初任者研修	142
6月16日	高津市民館 橘分館	生形修氏(イクメン研究所メンバー)、職員	家庭地域教育学級「0歳からの子育て」	143
7月31日	多摩区役所	職員 脇本靖子	多摩区指定避難所合同会議「女性の視点からの避難所運営」	144
9月9日	茅ヶ崎市中学校	職員、JKBメンバー	防災講座災害時のトイレ事情と簡易トイレの作成方法	145
10月18日	幸市民館日吉分館	生形修氏(イクメン研究所メンバー)、館長	幸市民館 日吉分館主催 幼児と親の学級「父親も育児に参加させるには」	146
7月26日	川崎市立中央支援学校	職員、JKBメンバー	チャレボラ2019災害ボランティア体験ミニ講習会	147
11月1日	市立今井中学校	新村富喜子氏	職場体験事前講習会「マナー講座」	148
11月13日	川崎市商工会議所	館長 野村幸平	川崎市商工会議所 女性部 定例会「DV被害者自立のための支援物資募集について」	149
11月13日	有馬・野川生涯学習支援施設	職員、JKBメンバー	宮前地区連合町内会女性の視点で考える防災ワークショップ	150
11月16日	中原市民館	織田結弦氏(イクメン研究所メンバー)、館長 野村幸平	中原市民館主催 ゆとり育児のためのチームビルディング	151
11月23日	日商岩井溝の口マンション 集会室	職員 脇本靖子	親子向け防災講座	152
11月30日	JAセレサ川崎 向丘支店	職員 脇本靖子	向ヶ丘自治会連合会「女性の視点からの防災・減災」	153
12月6日	県立向の岡工業高校	館長 野村幸平	定時制・総合学習「男女共同参画とは」	154
12月12日	宮前市民館 菅生分館	館長 野村幸平	宮前市民館 菅生分館 家庭・地域教育学級「子どもと向き合う時間を作る工夫をする」	155
1月16日	宮前市民館	館長 野村幸平	宮前市民館 男女平等推進学習②もしも夫が主夫になったら?「ジェンダーをめぐる現在の社会状況について」	156
1月19日	フーール川崎古市場 集会室	職員、JKBメンバー	女性の視点で考える防災ワークショップ	157
2月22日	中野島町会中野島会館	生形修氏、臼居大地氏(イクメン研究所メンバー)、館長	令和元年度 地域子ども・子育て活動支援助成事業 ままとんきっず♡おしゃべりサロンあゆみ コラボ企画ファミリーで遊んで学べるサロン♪	158
2月25日	麻生市民館 ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止	館長 野村幸平	麻生市民館・男女平等推進学習「仕事と私生活からワークライフインテグレーションを考える」	159
3月3日	中原市民館 ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止	館長 野村幸平、イクメン研究所メンバー	令和元年度 子育てサロンスタッフ研修「父親への子育て支援」	160

(4)一時保育の実施

一時保育を実施することで、子育て期の男女が講座に安心して参加できる環境を整えた。
なお、保育サポーター登録者に「保育中の災害」、「子どもとの遊び」について理解を深めるための研修会を実施した。

保育実施講座数	85件
保育サポーター登録者数	13名※令和2(2020)年3月現在

5. 交流・ネットワーク事業


【事業目的】市民、市民活動団体/グループ、事業者、組合等、多様な主体と連携・協働することにより、新たな事業手法・内容を生みだしていき、また、市民相互の交流・連携を支援することで、互いの強みと専門性を活かして、地域における男女共同参画を推進する。

(1)市民、市民グループ、団体との連携

①市民交流支援

ア)利用者懇談会の開催

利用者同士の交流を図るとともに、センターの活動紹介や利用促進のための意見を聞くための場として、利用者懇談会を下記のとおり2回開催した。今年度は、開館20周年記念行事にちなんだ企画をそれぞれ行った。

日時	イベント名	内容
2019年 4月20日(土)	すくらむ21まつり 出展者交流会	<p>【20周年記念事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝の口は駅前広場などでダンスも盛んなので親子連れや若い人も参加できるダンスイベントやホールをクラブにするイベントをやってほしい。 ・来館者が自分の思いを書き込んだ付箋を描いた木の絵に張り付けて、思いを皆で実らせていくアートはどうか。 <p>【施設の運営や利用に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室をもっと自由に利用できるとうれしいです。 ・夫婦・父子で参加できるイベントは土日にあるとうれしいです！ ・シングルマザー向け講座、ママ向けカウンセリング、キャリアカウンセリングの開催
2019年 8月24日(土)	男女共同参画 協働事業交流会	<p>今年度も、前年度と同様に、各団体の実施予定を共有して団体同士の交流を深めるため、大学生のインターンシップ期間中に開催。情報交換の時間と開館20周年にちなんだヒアリング時間の2部構成とした。大学生が市民活動団体やグループの活動者の思いや活動内容を学ぶ機会を得たこと、団体同士の情報交換ができたこと、次世代へ活動を紹介する機会となったことで、好評であった。</p> 

イ)女性の避難者のためのほっとサロンの開催

【実施内容及び概要】

今年度、東日本大震災から8年を迎えたが、2020年3月末時点で271世帯(618名)の避難者が市内での生活を余儀なくされている。長期化し状況も個々に異なる避難生活の中で少しでも心身の負担を軽減し、女性の立場に寄り添った安心できる場を提供する目的で、本事業を実施している。活動は継続して参加している避難者が中心となってサロン運営を実施した。また、まつりでは飲食物の出店や野菜の販売・バザーを実施した。

○対象：東日本大震災により川崎市内に避難している女性

○主な実施内容：

- ・参加者が、献立の決定、買出し、調理を行い、昼食会とお茶会の開催
- ・すくらむ21主催イベントへの出展参加

○実施体制

運営協力：すくらむ21職員、市民ボランティア

広報協力：川崎市総務企画局 危機管理室 避難者支援総合相談窓口

【実施結果】

時期	内容(昼食企画・午後のミニ企画)
4月12日(木) 第90回	【内容】(昼食)・ロールキャベツ・のらぼう菜の辛子和え・ご飯・もちピザ・焼きりんご (ミニ企画)茶話会 【参加者】13名
5月9日(木) 第91回	【内容】(昼食)・グリーンカレー・りんごとゆずのクリームチーズ和え・ロールケーキ (ミニ企画)茶話会 【参加者】12名
6月13日(木) 第92回	【内容】(昼食)・冷やし中華・シュウマイ・メロンの浅漬け・杏仁豆腐 (ミニ企画)すくらむまつりのバザーの品物の値段付け 【参加者】13名
6月23日(日)	すくらむ21まつり出店(バザー・わたあめ)
7月6日(土) 第93回	【内容】(昼食)・キンパ・骨付き鶏・ネギとわかめのスープ・キウイのフローズンデザート (ミニ企画)茶話会 【参加者】12名
8月8日(木) 第94回	【内容】(昼食)・豚しゃぶ・冷や汁・そうめん (ミニ企画)茶話会 【参加者】10名
9月12日(木) 第95回	【内容】(昼食)・トマトの麻婆豆腐・野菜サラダ (ミニ企画)茶話会 【参加者】7名
10月18日(金) 第96回	【内容】(昼食)・牛肉入り春巻・たまご入りにゅうめん・大根とじゃこのサラダ (ミニ企画)茶話会 【参加者】10名
11月9日(土) 第97回	【内容】(昼食) 小松菜丼・具だくさんの豚汁・カリフラワーとごぼうのサラダ★カボスとえ・アップルブレッド、ブドウ、柿 (ミニ企画)茶話会 【参加者】7名
12月12日(木) 第98回	【内容】(昼食)焼き餃子・シュウマイ・スープ・ごはん・パイナップルブレッド (ミニ企画)茶話会 【参加者】12名
1月9日(木) 第99回	【内容】(昼食)・すいとん・ガーリックチキン・ごはん・ゆずりんご (ミニ企画)茶話会 【参加者】11名
2月8日(木) 第100回	【内容】(昼食)・ちらし寿司・お吸い物・サラダ・バナナ春巻き (ミニ企画)茶話会 【参加者】11名
3月12日(木)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止。

○参加された避難者の方の声

・福島を忘れないでほしい。台風の被害も大変なものがあった。この場所があるから、最初はなれなかった暮らしもだんだん落ち着いてきた。状況はよくなっているとはいえないけど、短時間でも月に1回顔を合わせる機会があることはありがたい。

・いつも参加者のパワーで元気をもらい、来週の活動源になりお仕事も頑張れます。新しい参加者も増えてにぎやかになり皆さらに絆が深まり楽しい会になりました。次回が楽しみです。



②センター運営推進委員会の設置

【実施内容及び概要】

平成 28 年度より、川崎市男女共同参画センターの運営に関して協議及び意見交換等を行うことにより、より円滑かつ効果的に男女共同参画の推進に寄与することを目的として「センター運営推進委員会」を設置している。この委員会では、センターの事業運営に関すること、施設管理に関すること、男女共同参画推進に関することについて、協議・意見交換することとしている。第 1 期は任期 2 年、委員 7 名（女性 3 名・男性 4 名）で、会議を年 2 回開催した。

○第 1 回会議 2019 年 7 月 8 日(月)14 時～16 時 出席委員:5 名

(会議内容)

- ・平成 30 年度 センターの事業報告について
- ・令和元年度 センターの事業計画について
- ・協議事項 20 周年記念事業について
- ・報告事項 敷地内の喫煙について

○第 2 回会議 2019 年 12 月 23 日(月)10 時～正午 出席委員:7 名

(会議内容)

- ・報告事項(1) 長寿命化工事の状況及び喫煙所の撤去について
- ・報告事項(2) 通信読者アンケートの結果について
- ・報告事項(3) 施設利用者アンケートの結果について
- ・報告事故(4) 防災分野における男女共同参画の推進、女性リーダー養成に向けた取り組み状況について
- ・協議事項(1) 20 周年記念事業について
- ・協議事項(2) 令和 2(2020)年度 事業計画について

【協議事項に関する取組状況と次年度に向けて】

○ DV 被害者支援物資の募集について

・募集の段階でより必要性が伝わるような打ち出しにしたらどうか。

→7 月に出た意見を踏まえ、11 月の物資募集時には、提供先の団体のニーズを細かく把握したうえで、募集案内を作成。行先ごとに物資を仕分けたことで必要とされるものが提供でき喜ばれた。

○ 20 周年記念事業の進め方について

・20 周年記念式典については、来場者だけでなく、来場できない人もつぶやけるような SNS を利用した方法も検討してはどうか。多様な世代で親しみやすいもので企画する方向がよい。

→すくらむ 21 まつりの中で、ホールにて 20 周年記念のイベントを開催する。おまつりの参加団体や来場者も親しめる形で実施する方向で進めている。

・20 周年記念誌について、年表など、すくらむ 21 が 20 年間の中でやってきたことを紹介し、先進的に取り組んできたことなどを大きく取り上げたらよいのではないか。

→記念誌は手に取りやすく読みやすいリーフレットタイプで作成を検討することとした。20 年の歩みを整理し、特筆事項を整理して紹介する。また、地域の協力者も得ながら、多世代参加ができるよう 20 周年を記念したメッセージをお寄せいただき、顔ハメパネルと一緒に撮影するというアート企画を実施している。

その他、広報先について、センターの認知度を高めていく上で公共施設に限らず生活拠点情報が情報拠点になり得ることから地域のスーパー等も検討してはどうかとの意見が出された。次年度は広報先についても工夫して進めていきたい。

③交流イベントの開催

ア) イベントの開催

すくらむ 21 まつりの開催

男女平等推進週間(6/23～29)の期間に『誰もが輝き続ける社会をめざして』をすくらむ 21 まつりのテーマに掲げ、幅広い世代の方に楽しんで頂けるイベントとして市民・団体のみなさまと力を合わせて取り組んだ。

公募募集期間	公募項目(募集枠/回)	実績
2019年2月22日 (金)必着	女性起業家ミニ見本市(7枠)	応募(7)選考結果採用数(7)
	事務棟公募枠(4枠)	応募(6)選考結果採用数(4)
	広場公募枠(5枠)	応募(7)選考結果採用数(5)
	司会者(1枠)	応募(4)選考結果採用数(1)
	広場アナウンサー(1枠)	応募(3)選考結果採用数(1)
	ホール出演者(6枠)	応募(14)選考結果採用数(6)

【実施日】 2019年6月23日(日)10時～15時

【会場】 すくらむ 21 全館

【主催】 すくらむ 21

【協賛】 協同組合 高津工友会、一般社団法人 川崎中原工場協会、下野毛工業協同組合、協同組合川崎中小企業労務協会、サントリービバレッジサービス株式会社、住友生命保険相互会社川崎支社溝ノ口支部、川崎市信用保証協会、国際ソロプチミスト川崎、東横化学株式会社(順不同、敬称略)

○協賛品(計:828点):おまつりの来場者へ一部を除き、配布した。

○協賛金:おまつりの来場者へ配布したオリジナル「うちわ」の作成に充当した。

【後援】 大山街道活性化推進協議会、高津区全町内会連合会、協同組合 高津工友会、一般社団法人 川崎中原工場協会、下野毛工業協同組合、一般社団法人 川崎北工業会、川崎市商工業協同組合、川崎労務管理協会、協同組合川崎中小企業労務協会、川崎市生活文化会館(順不同、敬称略)

【参考】 年度比較

回数	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目
実施年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
来場者数(名)	3,070	2,435	3,317	4,007	3,483	2,567	3,527	4,170	4,372
参加団体	50	45	50	50	47	42	41	48	50
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇りのち晴れ	晴れ	雨のち曇り	晴れ	雨のち晴れ



2024年
6月15日

すくらむ21まつり 6/23 日

10:00 ~ 15:00

タイム
スケジュール

館内事務棟
ホール
ホワイエ

階	時間	イベント名	団体
4F	10:30~12:00	折り紙で作る「薔薇(バラ)のカード」	川崎市地域女性連絡協議会
	13:00~14:30	わくわくスポーツ緑日	NPO法人 高津総合型スポーツクラブSELF
	終日	女性の視点でつくる防災・減災展示	女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト(JKB)
	終日	視覚障がい者が作った毛糸と布小物	ミニショップ アイメイト
	終日	気功整体もみほぐし体験	みんなのほぐし屋さん ゼロくんとミントちゃん
3F	終日	アロマ・ハーブクラフト、カラーセラピー、アクセサリー販売	一般社団法人アロマ理科室
	10:30~12:00	おとなも子どももおもちゃの広場	たかつ子育てサークル「パンプキッズ」
	13:00~14:30	親子で楽しむおはなしの世界	特定非営利活動法人 グローイン・グランマ
	10:30~12:00	姿勢調整師による姿勢調整ワンポイント施術	KCSセンター元住吉
	13:00~14:30	心身イキイキ!ミュージック・ケア	育ちあい支援事業 りんびつび とまりちか
2F	終日	フラワーアレンジとプリザーブドフラワーアレンジ	フラワーサークル スイートビー
	10:30~12:00	親子DEキッズプログラミング~クイズに答えて景品ゲット~	M and M Kids Programing
	13:00~14:30	名前シールをつくらう!	パソコンサポート まうすなび
	終日	フィリピン料理体験と交流ワークショップ	カラカサン
	終日	ゲームで学ぼう環境問題・野生動物	県立元石川高等学校 & NPO法人SoELa & 青年海外協力隊
1F	終日	女性・子どもへの暴力のない安心な地域社会を!	特定非営利活動法人 ウィメンズハウス・花みずき
	終日	アロマセラピー & LOHAS美人生活	アロマセラピー & LOHAS美人生活
	終日	4丁目子ども食堂フリーマーケット~日用品・玩具・衣類の販売~	4丁目子ども食堂の会
	終日	パパと楽しむ缶バッジ作り	イキメン研究所
	終日	作業室あゆみ~藍染め小物・紙すき製品の販売~	作業室あゆみ
交流室	終日	淡路島カレーと手作り雑貨等の販売	ツーリス
	終日	お菓子のPomme (ポム)	Pomme
	終日	スクラップブックのワークショップ&キット販売	paper's factory
	終日	LifeTag (オリジナルネームタグ販売)	LifeTag
	終日	多様性を認める社会へー差別をなくそう	川崎の男女共同社会をすすめる会

屋外・おまつり広場

出店名	団体	出店名	団体
コロココデリー 揚げもの・パイ・カレーなどの販売	コロココデリー	川崎フロンターレ・サッカーアトラクション キックターゲットとフロンターレガラクソン	川崎フロンターレ後援会
手作りの販売とワークショップ	ハンドメイドバレット	東北支援の食品や雑貨のバザー	国際ソロプチミスト川崎
パフェのメモスタンドづくりとハンドメイド販売	莓1e.com	スタンドグラス小作品の店	内藤スタンドグラス教室
インド料理ラングラパンジャブ	インド料理ラングラパンジャブ	シールラリーと鉛筆工	東洋化学株式会社 鉛筆工アーティスト 櫻咲江
大人気わたあめの販売とバザー	東日本大震災で被害を受けている女性のための避難者支援センター	交通クイズ~クイズに答えてお菓子釣り!	湘KANTOモータースクール溝ノ口校
季節の花と野菜の販売	Blanche (ブランシュ)	美味・焼きそば! (東洋大学の学園祭で大人気)	東洋大学・国際ボランティアサークル Salamet
パン工房・アレース 手作りパン販売	KF多摩はなみずき パン工房・アレース	おしゃれな小物と家庭雑貨	国際ソロプチミスト川崎-百合
自家焙煎コーヒー・全国の福祉施設商品販売	NPO法人レジストレジネス/ Resnet of any tale	アクセサリーから洗剤まで	

※「ニステーション」の隣に「話し合い亭 もっちい」, maxizadhis-waiter, 川崎産業専門学校

ホール

時間	タイトル	出演
10:05~10:35	新たな挑戦~和太鼓でおもてなし~	和太鼓 蓮
10:50~11:20	mama&KIDS ゴスペルライブ	プリリアントスターズ
11:35~12:05	フィールダンスクラブ	フィールダンスクラブ
13:00~13:30	0歳から楽しめる♪ファミリーコンサート	ママプラスLargo
13:45~14:15	歌とフラで楽しむハワイの風!	ケルア フラスタジオ KIDS&ADULTS
14:30~15:00	SPACE N ダンスショーケース	STUDIO SPACE N



広場・館内アナウンス: 山田 晶子さん、ホール司会者: 二本木 智恵さん

女性起業家見本市

屋外・おまつり広場、女性起業家見本市は終日開催。赤切れ次第終了となります。上記スケジュールの内容・時間・順番などは変更になる場合がございます。詳細はすくらむ21までお問い合わせください。

イ) 地域イベントへの協力

日時	イベント名	内容
2019 年		
7 月 28 日(日)	高津区民祭	駐車場の提供
8 月 23 日(金)	川崎北工業会納涼祭	広報協力
10 月	赤い羽根共同募金	募金箱の設置
2020 年		
2 月 16 日(日)	てくのまつり 2020(川崎市生活文化会館)	後援名義協力

ウ) 共催事業

今年度は、市民館への共催事業の実施を積極的に実施した。市民館との共催事業を提案し、2館と連携して実施した。3月以降の実施予定の共催事業については新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止となった。

【実施内容及び概要】

i) 「令和元年度 DV気づき講座～自分を大切にすること～」(主催:かなテラス)

目的	DV防止の普及・啓発を目的にDV被害者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、DV予防について普及・啓発講座を実施する。参加者の利便性や受講機会を確保するため、県が県内各地で同じ講座を実施している。
内容	DVによる心やからだへの影響、身近に起こった場合の対応方法等について講座を行う。 講師:池田 ひかり氏
日程	11月14日(木)14:00～16:00
会場	すくらむ 21 第一・第二研修室
参加者	10名(保育あり)
共催内容	共催名義使用、会場、付帯設備の優先予約、免除、広報活動(市内公共施設へのチラシ配架・配布)、保育室の利用及び保育グッズの利用、保育者紹介と手配
結果	参加者は少なかったが、参加者からはDVがどのように起きているのかを理解できた、困ったときには相談機関に相談してよいのだということが分かった等、参加をきっかけにそれぞれに気づきを得ることができた様子であった。

ii) 2019年度 高津市民館 生涯学習支援事業

「わたしの中の「多様性」を考える カードゲームで体験するダイバーシティ&インクルージョン&価値観カードを使ったトークサロン(主催:高津市民館)

目的	多様性を意味するダイバーシティという言葉が新聞やニュースなどのメディア媒体で広がっている一方で、その実感や行動につながる正しい理解はなかなか進んでいるとはいえない。この講座では、日々の暮らしや仕事の中で感じるモヤモヤを、多様性を切り口に体験型のワークショップを通じて会を深めることを目的とする。
内容	【第1回】カードゲームやブロックなどを用いた表現技法を通じて自分の気持ちを視覚的にとらえつつ、自分自身のありたい姿を見つめなおすペア・グループワークを取り入れた講座。 【第2回】価値観カードを用いて、自分が大切にしている思いや考えを整理する。また、多種多様な言葉を用いて短所を長所に切り替えて自分らしさとして受容できる講座。
日程	【第1回】2019年10月29日(火) 【第2回】2019年11月26日(火) ※19時～20時30分 ※2回とも
会場	高津市民館 11階 視聴覚室
参加者	【第1回】9名

	【第2回】9名
共催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共催名義使用 ・講師手配、講師謝礼金の負担〔第1回 おおばやし あや 氏(一般社団法人ウェルビーイングコミュニケーションラボラトリー、第2回 郷原 正 氏(創発カフェ主宰))〕 ・広報支援(センター内へのチラシ配架/web サイト紹介)
結果	参加者は少ない結果となったが、参加者からは自分の気持ちをじっくり向き合える時間にできたことと、そこから他者との違いを多様性の豊かさにとらえなおす視点を獲得できたことへの感謝の言葉が寄せられていた。

iii) 令和元年度 麻生市民館男女平等推進学習「自分らしく、自分たちらしく を見つけて人生 100 年時代を豊かに」

(主催:麻生市民館)

目的	性別や社会的立場などからうまれる捉われから解放され、より自分らしい在り方をみつけることで、この先の人生を楽に生き、大切なパートナーとの新たな関係を築く。
内容	人生100年時代と言われる今、長い人生のこの先を、自分らしく楽に生きるにはどうしたら良いか。パートナーとの関係性が多様化している現状の中で、視野を広げ、自分とパートナーにとって、ふさわしい関係を考える。
日程	令和2(2020)年2月25日(火) 10時～12時 第6回目 令和2(2020)年3月3日(火) 10時～12時 第7回目 ※3/3(火)開催予定の「この先の人生を楽に生き、大切なパートナーとの新たな関係を築く」は新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止。
会場	麻生市民館 視聴覚室
参加者	12名(保育あり・定員20名)
共催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共催名義使用 ・講師手配、講師謝礼金の負担(第二回目・派遣講師:清水 亜希子氏) ・広報活動支援(センター内へのチラシ配架/web サイト紹介) ・広報製作協力
結果	講座の趣旨に沿って、受講生の満足度の高い内容で実施できた。 (参加者の声) <ul style="list-style-type: none"> ・インテグレーション(統合)、仕事も家事育児も使う力は同じ。 ・体系的に学べたことで、じっくり自分に浸透しました。 ・思い込みがインテグレーションに問題を生んでいることに気づいた。お互いの人生を大切にできる社会を作っていきたいと思う。

iv) 令和元年度 平和・人権学習「生きづらさ」を感じているあなたに贈りたい

(主催:麻生市民館)

目的	生きづらさを抱える若者やその親等の関係者が講座を通じて、一歩を踏み出すことができるきっかけとするとともに、関係者以外の方、特にシニア世代には、若者の今の状況を知ってもらい、偏見を無くし、若者が生きやすいと感じる社会に向けて、その支援者となるきっかけとする。
内容	【第1回】平和・人権学習30年のあゆみから現状を考える 【第2回】若者の生きづらさと人権の関わりを考える 【第3回】【公開講座】若者の「生きづらさ」の原因とは？ 【第4回】生きづらさを抱える若者の居場所について考える 【第5回】【公開講座】ドキュメンタリー映画『空と、木の実と。』上映会と監督・主人公によるトーク等 【第6回】若者の就労支援について考える 【第7回】外国籍の若者が抱える生きづらさとは 【第8回】若者が生きやすい未来に向けて、心のバリアフリーとは何かについて考える

日程	令和2(2020)年1月18日、25日、2月1日、8日、15日、22日、29日、3月7日(土) 下記の回を除きすべて 10時～12時 ※2月1日 14時～16時、2月15日 13時～17時、3月7日 14時～17時 ※第7回目・2/29(土)と第8回目・3/7(土)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止。
会場	麻生市民館、(第4回目のみ)フリースペースうおーむ
参加者	395名(第3回目:128名、第5回目:174名を含む)
共催内容	・共催名義使用 ・講師手配、講師謝礼金の負担(第3回目・派遣講師:雨宮処凛氏) ・広報制作協力(チラシデザイン及びチラシの印刷:500枚) ・広報活動(センター内へのチラシ配架/webサイト紹介)
結果	平和・人権学習として麻生市民館の企画委員が企画し、公開講座を2回挟んだ連続講座で参加者も非常に多く反響の多い講座となった。センターはチラシの制作と公開講座の2回目のドキュメンタリー映画『空と、木の實と。』(LGBTをテーマとしたもの)の上映会と監督・主人公によるトークの会の運営協力をした。

v) 令和元年度 高津区子ども・子育てネットワーク会議 講演会「こどものみかた」

(主催:高津区役所地域ケア推進担当)

目的	子育ての不安や子どもとの関わり方に悩みを抱える家族に、子どもへの理解や親としての接し方を伝え、子育ての支援をする。また、地域における子ども子育て支援の連携の充実とネットワークの推進を図る。
内容	NHKE テレ「すくすく子育て」、NHK 横浜放送局「キラキラ子育て」でおなじみの「りんごの木」代表・保育者の柴田愛子さんによる講演会の参加者への一時保育の提供。
講師	柴田 愛子氏(りんごの木 子どもクラブ代表)
日程	令和2(2020)年3月3日(火) 14時～15時30分
会場	高津市民館 大会議室
参加者	—
共催内容	・共催名義使用 ・一時保育者の手配、保育費用の負担
結果	中止 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止。

(2) 事業者・事業者団体との連携

① 事業所との連携

ア) 市内工業団体女性活躍推進事務局長会議

目的	センターと川崎市内の工業組合団体が協働して「男女平等のまち・かわさき」をめざすための委員会である。川崎市内の工業団体の会員である各事業所が、積極的に女性の活躍を推進することにより、日々の生産性の向上や将来の発展に寄与することを目的とする。
内容	(1) 女性従業員の活躍推進(ポジティブアクションの推進) (2) 社会変化に対応する法令等の周知 (3) 従業員と経営者との円滑なコミュニケーションを図れる職場の環境整備 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 (5) その他、各組合で課題となっていることの見解交換

参加団体	協同組合高津工友会、一般社団法人川崎中原工場協会、一般社団法人川崎北工業会、協同組合川崎中小企業労務協会、下野毛工業協同組合、川崎商工業協同組合（6団体）	
実績	【第1回】	2019年7月25日(木)15時～17時 会場:すくらむ21 会議室(3階) ① 報告事項 女性リーダー養成講座の実施状況について ② 検討事項 今年度の話題提供の実施について ③ 情報提供 (令和元年度 かわさき☆えるぼし募集について、市内事業所向け出前講座のご案内、女性リーダー養成講座参加者対象交流カフェの開催、すくらむ21開館20周年事業の実施について、20周年記念メッセージのご協力をお願い) ④ 各団体からの報告
	【第2回】	2019年12月9日(月)10時～正午 会場:すくらむ21 第1・2研修室(2階) ① 話題提供 「中小企業にこそ、女性活躍推進！」講師:増田 雅好 氏(株式会社OFFRE 代表取締役、中小企業診断士) ② 各団体からの報告
	【第3回】	令和2(2020)年3月上旬頃の開催を調整・準備はしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための中止。

イ)事業所へ出前講座の開催

市内事業所への研修会の機会などを通じて、情報提供を行った。

出前研修実績	「協同組合高津工友会 厚生労働省関係法令研修会」 日時:2019年11月12日(火) 場所:ホテル KSP 1階 銀杏の間 内容:男女共同参画センターの市内事業所向け事業のご案内 講師:野村幸平(川崎市男女共同参画センター 館長)
	「ハラスメント予防研修」 日時:令和2(2020)年1月28日(火) 16時30分～18時30分 場所:日酸運輸株式会社 川崎営業所 事務所 内容:ハラスメントの現状、セクシュアル・ハラスメントの定義・範囲・影響など、 講師:館野聡子氏(オフィス ブリーゼ代表、特定社会保険労務士、シニア産業カウンセラー)

② 地域の女性活躍推進会議との連携

日時	場所	出席者	内容
8月1日(木)	川崎中原工場協会 会議室	職員	一般社団法人川崎中原工場協会 第1回 地域女性活躍推進委員会
2020年3月23日(月) ※新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止。	川崎中原工場協会 会議室	-	一般社団法人川崎中原工場協会 第2回 地域女性活躍推進委員会

(3)外部会議等への参加、他区市との合同企画への参画

i)外部機関・団体の視察受入（1件）

日時	来訪者	目的
2019年		
11月15日(金)	磐田市自治会南部ブロック	女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクトの活動状況や取り組み状況について

ii) 市内団体・機関の会議等への出席

日時	場所	出席者	内容
2019年			
4月18日(木)14時～	高津市民館ミーティングルーム	館長 職員	平成31年度 第1回 教文・市民館社会教育振興担当係長等会議
5月17日(金)18時～	エポック中原	館長	一社)中原工場協会 平成30年度定期総会
5月28日(火)17時～	ホテル KSP	館長	第26回 高津工友会 通常総会・懇親会
7月11日(木) 14時15分～17時	川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センター	職員	2019年度 第1回 中間支援ネットワーク会議
7月18日(木) 16時～18時	大山街道ふるさと館ホール	館長	第46回 高津区民祭 最終実行委員会
9月3日(火) 18時～19時半	ソリッドスクエア地下1階ホール	館長	第12回 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会
9月4日(水) 17時半～18時半	高津区役所 5階 会議室	館長	高津区民祭 臨時総務会
10月1日(火) 14時～16時半	てくのかわさき	館長	令和元年度 第1回 指定管理者交流会
2020年			
1月11日(土)12時半～	ホテル KSP	館長	令和元年度 高津区賀詞交歓会
1月10日(金)10時～	川崎市役所	職員	そなえるフェスタの出展者説明会
1月24日(金)12時～	川崎 DICE	館長	川崎市地域女性連絡協議会「新春のつどい」
1月29日(水)18時～	エポック中原	館長	一社)川崎中原工場協会 新年賀詞交歓会
2月10日(月)15時～	川崎市産業振興会館	職員	川崎市就業支援に係る情報交換会
3月10日(火)14時～	かわさき市民活動センター	職員	2019年度 第3回「中間支援ネットワーク会議」

iii) 委員会活動等への出席

日時	場所	出席者	内容
2019年			
4月7日(日) 13時～17時	かわさき市民活動センター	職員	かわさき市民活動センター公益活動助成金報告会
4月13日(土)、14日(日)	かわさき市民活動センター	職員	かわさき市民活動センター公益活動助成金審査会
6月17日(月) 14時～17時	高津区役所	館長	高津区子ども・子育てネットワーク会議①
6月20日(木) 14時半～16時半	川崎市母子・父子福祉センター	館長	川崎市母子・父子福祉センター運営会議
7月26日(金) 10時～	高津市民館	館長	令和元年度 第1回 高津区生涯学習推進会議
9月20日(金) 9時～12時	高津区役所	館長	高津区子ども・子育てネットワーク会議②
12月13日(金) 14時～17時	高津区役所	館長	高津区子ども・子育てネットワーク会議③
2020年			

1月30日(木) 10時～12時	かわさき市民活動センター	職員	2019年度 第4回(2020年 第1回) かわさき市民公益活動助成金審査委員会
2月20日(木)10 時～12時	高津市民館	館長	令和元年度 第2回 高津区生涯学習推進会議
3月13日(金) ※中止	高津区役所	館長	令和元年度 第3回 高津区子ども・子育てネット ワーク会議
3月2日(月) 10時～12時	かわさき市民活動センター	職員	2019年度 第5回(2020年度 第2回) かわさき市民公益活動助成金審査委員会

iv) その他 外部会議・社外研修

日時	場所	出席者	内容
2019年			
4月25日(木)	第4庁舎	館長 職員	ふれあいネット運用研修
5月23日(木)	国立女性教育会館	館長	NWEC(国立女性教育会館)地域における男女共同 参画推進リーダー研修
5月23日(木)、24日 (金)	中央合同庁舎8号館1階 講堂	職員	男女共同参画に関する基礎研修
11月30日(土)	浜松市男女共同参画・ 文化芸術活動推進セン ター(あいホール)	館長	特定非営利活動法人 全国女性会館協議会 第63回全国大会
2020年			
2月19日(水)、20日 (木)	国立女性教育会館	館長	男女共同参画センター等の管理者等との情報交換 会

(4)総合的アプローチ

すくらむネット 21 事務局

2019年度は事務局として、下記のとおり会議、イベントに出席したほか、フォーラム運営に携わった。

日時	場所	出席者	内容
2019年			
5月21日(火)	川崎市役所	館長 職員	第1回かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議
9月25日(金)	川崎市役所	館長 職員	第2回かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議
2020年			
1月22日(水)	川崎市役所	館長 職員	第3回かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議
2月15日(土)	中原市民館 大会議室	館長 職員	男女平等かわさきフォーラム

※2020年3月19日に予定されていた、かわさき男女共同参画ネットワーク全体会議、研修会については新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は中止、会議については書面会議となった。

6. 自主事業

【事業目的】男女共同参画社会の実現につながる事業を側面から支える事業を実施する。

(1) 開催ニーズの高い市民向け有料講座の開催

定期で開催ニーズのある講座については、受益者負担で実施している。開催内容としては、地域の場に出るきっかけづくりとなるような講座や地域内において受講機会が不足していると思われるテーマや内容に関して、実施実績と講座評価を踏まえ開催。今年度は特に女性の就業支援の一環で、開催ニーズの多いパソコン講座や女性の生涯にわたる心身の健康をテーマとした講座を講師の協力を得て実施した。

○再就職したい女性を応援！パソコン講座（連携先：市民活動団体「パソコンサポートまうすなび」）

日時	① 2019年4月18日(木)、19日(金) ワード初級 ② 2019年4月23日(火)、25日(木) ワード中級 ③ 2019年5月14日(火)、16日(火) エクセル初級 ④ 2019年5月20日(月)、21日(火) エクセル中級
場所	すくらむ 21 2階 第3研修室
講師	パソコンサポートまうすなび 講師陣
人数	① ワード初級…募集:8名、申込:10名、参加延:18名 ② ワード中級…募集:8名、申込:10名、参加延:18名 ③ エクセル初級…募集:10名、申込:13名、参加延:21名 ④ エクセル中級…募集:10名、申込:13名、参加延:20名
参加者の様子	文字入力・ビジネス文書作成・保存・印刷 入力&修正・計算・表作成・簡単な関数・保存
参加者の感想	・スピードも程よくて、分かりやすかった。 ・おかげさまで採用の連絡を受け、働きはじめています。大変お世話になりました。少し落ち着いてお休みがとれるようになったら、また受講できたらと思います。ありがとうございました。

○女性起業家のための法律講座

講座名	個人事業主・会社経営者が知っておきたい「法律」のこと
テーマ	これから起業する女性、現在起業している女性が起業に必要な法律知識を学ぶことにより、顧客や取引先からのトラブルから身を守ることができるようにする。 また、法人化のメリットや、生計を立てる上で必要な売り上げ目標についても学ぶ。
日時	2019年4月11日(木) 10:00~11:30
場所	すくらむ 21 2階 第1・第2研修室
講師	山崎 梨紗 氏(司法書士)
人数	募集:20名、申込:19名、参加:18名
参加者の感想	・短い時間でポイントを押さえて話されていて、わかりやすかったです。いくら収入があれば安心かなども、とても参考になりました。

	・事業計画売上目標など、参考になり良かった。
--	------------------------

講座名	女性起業家「法律」講座～ネットショップ編～
テーマ	これから起業する女性、現在起業している女性が、ネットショップ販売の必須知識(特定商取引法)やトラブル回避に知っておくべき法律などを学び、正しい知識を身につけることを目的とする。
日時	2019年4月21日(日) 10:00～11:30
場所	すくらむ 21 2階 第1・第2研修室
講師	山崎 梨紗 氏(司法書士)
人数	募集:30名、申込:30名、参加:26名
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットショップを始める上で、起こりうる具体例が伺えて、ためになりました。 ・ネット販売に関する基本的なことを、わかりやすく説明していただきました。 ・何の知識もなく、漠然と起業を考えていたので第一歩として分かりやすかったです。自分でもできないことは無い!と思えたので、具体的に勉強したいと思いました。

○女性の生涯にわたる心身の健康づくりの応援講座

講座名	私を支える大人の骨盤底筋トレーニング 「インナーマッスルを鍛えて安定した健康を手に入れる！」
内容	女性にとって大切な骨盤と骨盤底筋。日々、自分の身体のケアは後回しになりがちな状況の中、ケアの大切さ、腰痛や尿漏れなどの予防の大切さを知る。普段のウォーキングに骨盤ケアをプラスして、正しいケアを身につける方法を習得する。
日時	2019年5月14日(火)、6月11日(火)、7月9日(火) 9:50～10:50
場所	すくらむ 21 4階 多目的室
講師	山崎 愛美 氏(理学療法士・ペリネケアセラピスト)
人数	募集:15名、申込:18名、参加延:36名、保育延:6名
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ1つで体がすっきりしました。体の動かし方がわかりやすかったです。(40代) ・自己流ではなく、本当に効果のあるストレッチを学べてとてもためになりました!(50代) ・家でもできるやり方を教えていただき、わかりやすかったです。気分もホッとでき、リラックスできました。(30代) ・普段使っていない筋肉を意識する事で、自分の体が良い方向に向かうので、できるものを続けてやりたいです。(60代) ・尿意が近いので骨盤底筋運動を続けてみたいと思います。(70代後半)

講座名	産後ママと赤ちゃんのための骨盤底筋ストレッチ&リラックスタイム
内容	出産でダメージを受けた骨盤と周囲の筋肉に必要なケアについて医療資格を持つ講師が専門的にチェックし、正しいケアをお伝えする乳児と参加できる実践講座。
日時	2019年5月14日(火)、6月11日(火)、7月9日(火)11:10～12:10

場所	すくらむ 21 4階 多目的室
講師	山崎 愛美 氏(理学療法士・ペリネケアセラピスト)
人数	募集:12名、申込:23名、参加延:38名、保育延:0名
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・子連れで参加でき、内容もとても参考になった。少しの時間でも体が楽になった。 ・自分では知らなかったことを教えて頂き、普段のストレッチ、リラクセスに取り入れて行きたいです。 ・時間も程よく、楽しかったです。 ・個人チェック(骨盤のゆがみ)をして頂けてよかったです。ありがとうございました。

講座名	急がずスローなウォーキングと骨盤底筋トレーニング
テーマ	女性にとって大切な骨盤と骨盤底筋。日々、自分の身体のケアは後回しになりがちな状況の中、ケアの大切さ、腰痛や尿漏れなどの予防の大切さを知る。普段のウォーキングに骨盤ケアをプラスして、正しいケアを身につける方法を習得する。
日時	2019年9月17日、10月8日、11月12日(火)9:50~10:50
場所	すくらむ 21 4階 多目的室
講師	山崎 愛美 氏(理学療法士・ペリネケアセラピスト)
人数	募集:15名、申込:35名、参加者:28名、保育延:2名
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間の中に、体のしくみの講義、体操ともりだくさんなのに、ピンポイントで教えてもらえて、とてもわかりやすかったです。 ・とても分かりやすかったです。リラックスして望めました。ありがとうございました。 ・骨盤底筋を意識したことがなかったのが、意識することを知って良かった。 ・リウマチになって11年。しばらく振りの本格的な体操でした。むりせず、これからも参加させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

講座名	産後ママと赤ちゃんのための骨盤底筋ストレッチ&リラクスタイム
内容	出産でダメージを受けた骨盤と周囲の筋肉に必要なケアについて医療資格を持つ講師が専門的にチェックし、正しいケアをお伝えする乳児と参加できる実践講座。
日時	2019年9月17日(火)、10月8日(火)、11月12日(火)11:10~12:10
場所	すくらむ 21 4階 多目的室
講師	山崎 愛美 氏(理学療法士・ペリネケアセラピスト)
人数	募集:12名、申込:28名、参加者:31名、保育延:6名
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・子連れで参加でき、内容もとても参考になった。少しの時間でも体が楽になった。 ・自分では知らなかったことを教えて頂き、普段のストレッチ、リラクセスに取り入れたいです。 ・時間も程よく、楽しかったです。 ・個人チェック(骨盤のゆがみ)をして頂けてよかったです。ありがとうございました。

(2) センターの認知度向上が図れる多様なイベントの開催

「ほっと・はっと・ミュージカル」の実施

【実施内容及び概要】

乳幼児を連れて保護者がこどもと一緒に観劇を楽しめる場を提供する。親子で、家族で、“ほっと”出来る場所を。それでいて、何か“はっと”気づいてもらえれば…。そんな想いを込めて毎年クリスマスの時期に開催しているすくらむ 21 の「ほっと・はっと・ミュージカル」。センターの認知拡大と資料揭示、配布による男女共同参画意識の啓発を目的とする。東日本大震災の避難者や台風 19 号における市内被災者、ひとり親家庭支援事業への参加者への招待を関係機関の協力を得て実施した。

ミュージカル「はだかの王様」

- 開催日時: 2019 年 12 月 7 日(土)14:00~15:00 (開場 13:30)
- 出演: 劇団みるき~うえい
- 場所: 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)1 階 ホール
- チケット料: 500 円(全席自由) 座席を必要としない乳幼児は無料。
- 対象: どなたでも。
- 予約方法等 : 11 月 6 日(水)9:00 ~ 12 月 6 日(金)17:00 まで
電話・FAX・窓口・HP にて予約受付開始。
- 特徴: 乳幼児連れで参加可能のイベントとする。市内児童施設に対して招待チケットの配布を行う。
- 主催: 川崎市男女共同参画センター

【実施結果】

○チケット販売: 262 枚、来場者 342 名

<参加者の感想(一部)>

- ・子どもと楽しめて、学びもありよかったです。4 歳息子初めてのミュージカルでしたが、たのしそうでした。
- ・生演奏と、音響が良かったです。自分の過ちをみつめている主人公などがうらやましくなった。
- ・生演奏もよかったです！ 道徳的内容を含んだお話で子ども達のためにとてもよかったです。
- ・王様の表情が百面相で面白かったです。全体的にたくさん、笑わせて頂きました。子どもたちも楽しかったそうです！
- ・みんなで楽しく歌っておどれました。とにかく安いのにとても楽しかったです。



(3)事業者・団体・行政機関等からの依頼にあわせた講座や情報提供

①男女共同参画に関する講座

i)「女性のビジネス支援マスターコース」の講座の講師業務

日時:2019年8月18日(日)10:00~13:00

場所:一般社団法人 東京都中小企業診断士協会中央支部事務所

対象:中小企業診断士

内容:「男女共同参画支援の現場からー公共の女性の起業・就労の支援活動に学ぶ」として3時間の講義とワークショップの実施をした。

ii)子育て家庭向けワーク・ライフ・バランスセミナー(委託元:川崎市こども未来局)

開催日を2020年3月7日、9日、11日の3日間を予定し、講座の広報を1月から行い受講者の募集、講師の手配、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催日程はすべて中止となった。

②コンサルテーション

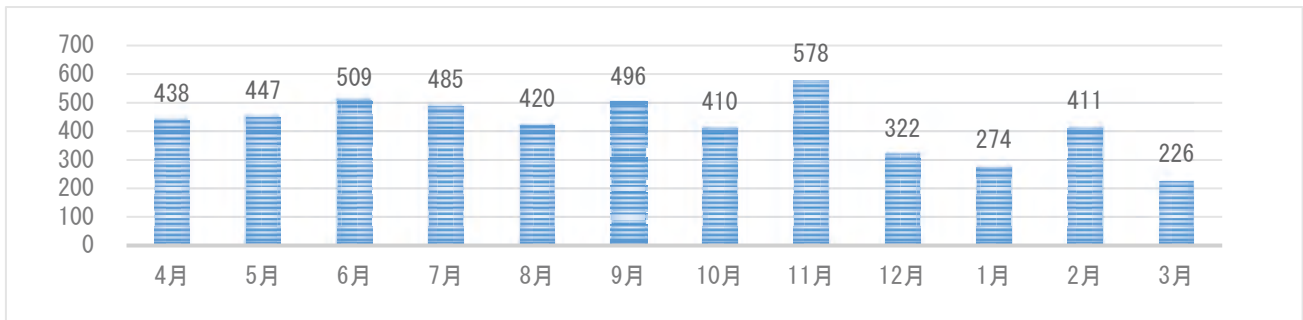
今年度は該当なし。

7. 施設運営・管理事業

センターの利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設の円滑な運営と管理体制の充実を図るとともに、ホールや研修室、会議室を中心とした施設や設備の貸し出しを行なうことで市民や団体・グループの自主活動を支援する。 ※1日を午前・午後・夜間の3つのコマに区分し、施設を貸し出している。(1日あたり3コマ)

(1) 施設運営・貸館業務

① 月別施設利用件数グラフ(2019年4月～2020年3月)



② 施設利用状況実績表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	24	0	84	93	921
	利用実績	68	63	75	78	76	76	71	80	24	0	70	38	719
	利用予定人数	9,173	3,981	14,002	10,001	4,650	12,684	10,367	18,173	5,450	0	9,164	1,485	99,130
	稼働率	78.2%	67.7%	86.2%	83.9%	84.4%	84.4%	78.9%	88.9%	100.0%	0.0%	83.3%	40.9%	78.1%
第1楽屋	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	80	84	84	93	1,061
	利用実績	44	36	62	51	62	61	42	59	39	26	54	38	574
	利用予定人数	171	137	351	286	331	205	200	265	186	92	208	119	2,551
	稼働率	50.6%	38.7%	71.3%	54.8%	68.9%	67.8%	46.7%	65.6%	48.8%	31.0%	64.3%	40.9%	54.1%
第2楽屋	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	22	19	38	32	47	42	12	31	11	8	26	12	300
	利用予定人数	78	106	195	182	285	129	48	149	60	33	106	40	1,411
	稼働率	25.3%	20.4%	43.7%	34.4%	52.2%	46.7%	13.3%	34.4%	13.6%	9.5%	31.0%	12.9%	28.2%
会議室	利用可能コマ数	87	93	87	93	88	21	13	47	81	84	84	93	871
	利用実績	33	38	36	36	22	20	12	26	33	37	33	23	349
	利用予定人数	438	502	421	346	227	193	125	253	419	378	361	226	3,889
	稼働率	37.9%	40.9%	41.4%	38.7%	25.0%	95.2%	92.3%	55.3%	40.7%	44.0%	39.3%	24.7%	40.1%
第1研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	53	52	60	62	44	56	50	70	59	53	64	38	661
	利用予定人数	347	391	474	431	232	301	411	614	315	366	394	246	4,522
	稼働率	60.9%	55.9%	69.0%	66.7%	48.9%	62.2%	55.6%	77.8%	72.8%	63.1%	76.2%	40.9%	62.2%
第2研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	45	48	51	54	35	55	42	61	47	30	54	31	553
	利用予定人数	212	312	340	229	148	240	279	574	278	253	415	232	3,512
	稼働率	51.7%	51.6%	58.6%	58.1%	38.9%	61.1%	46.7%	67.8%	58.0%	35.7%	64.3%	33.3%	52.1%
第3研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	26	36	46	40	30	46	33	43	29	46	43	21	439
	利用予定人数	281	384	506	338	364	471	345	479	304	444	396	218	4,530
	稼働率	29.9%	38.7%	52.9%	43.0%	33.3%	51.1%	36.7%	47.8%	35.8%	54.8%	51.2%	22.6%	41.3%
第4研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	87	84	0	0	0	0	711
	利用実績	57	62	65	56	44	61	55	69	0	0	0	0	469
	利用予定人数	353	475	478	327	311	379	371	336	0	0	0	0	3,030
	稼働率	65.5%	66.7%	74.7%	60.2%	48.9%	67.8%	63.2%	82.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.0%
多目的室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	53	31	44	51	899
	利用実績	55	59	49	46	49	55	58	77	32	25	32	18	555
	利用予定人数	1,120	1,481	1,177	751	890	900	1,115	1,159	498	414	435	121	10,061
	稼働率	63.2%	63.4%	56.3%	49.5%	54.4%	61.1%	64.4%	85.6%	60.4%	80.6%	72.7%	35.3%	61.7%
保育室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	35	34	27	30	11	24	35	62	48	49	35	7	397
	利用予定人数	207	222	152	160	30	52	30	62	242	12	12	8	1,189
	稼働率	40.2%	36.6%	31.0%	32.3%	12.2%	26.7%	38.9%	68.9%	59.3%	58.3%	41.7%	7.5%	37.4%
施設全体	利用可能コマ数	870	930	870	930	898	831	820	851	643	619	716	795	9,773
	利用実績	438	447	509	485	420	496	410	578	322	274	411	226	5,016
	利用予定人数	12,380	7,991	18,096	13,051	7,468	15,554	13,291	22,064	7,752	1,992	11,491	2,695	133,825
	利用率	50.3%	48.1%	58.5%	52.2%	46.8%	59.7%	50.0%	67.9%	50.1%	44.3%	57.4%	28.4%	51.3%


(2) 施設利用促進への取り組み


月一回開催しているすくらむプチマルシェでは、今年度も毎月定期出店の3団体と2店舗ずつ毎月交代で女性起業家のブース出店コーナーを設けた。年間を通じて、開催時間が午前・午後の施設利用区分の間の1時間程度のため、天候や施設の稼働率によって集客にバラつきが見られた。今年度の実施状況を踏まえ、次年度は開催時間を13時まで延長、女性起業家出店コーナーを常時4~6店舗とコンテンツを増やし、より多くの利用者に施設へ足を運んでいただけるようプチマルシェの規模を拡大し実施する。引き続きプチマルシェ開催前の周知や当日の広報を工夫し、認知度の向上を図りたい。



(3) 利用者の声への対応

2019年度は、年間を通じて施設利用の窓口での手続きの際にアンケートをお渡しし、その都度回収する方法で利用者の声を収集した。11月(1か月間/毎年実施)の施設利用アンケートの際にも積極的にご意見を収集した。なお、都度収集した利用者の声については、職員間で共有し、対応できる事案から速やかに取り組んだ。

お客様の声	対応、対案、回答の内容	結果
貸室での飲食について 部屋で飲食ができると良い。	【施設利用促進】 第3研修室、情報提供室、ホールを除く貸室・フリースペースで飲食可能である。貸室で飲食希望の場合は、特別利用申請書兼通知書または飲食許可証の申請を窓口にて手続きが必要となる。	窓口にて口頭で説明し、対応を完了している。ご意見に対し、掲示にて回答を行った。
配架チラシについて 館内にチラシを置かせてほしい。	【情報提供】 チラシについては、男女共同参画施設の目的に沿った内容を基準とし、配架可否の判断をしている。ホール本番時のイベント、団体チラシは時期や場所を調整し、館内配架を実施している。	窓口にて口頭説明し、対応完了している。事務局内の対応研修時に、チラシ配架希望者の対応について改めて研修を行い、オペレーション強化を実施。
備品について 談話室に子供用のイスがあると食事をさせやすい。	【施設利用促進】 第1交流室にお子さん用のハイチェアを2台設置した(右写真)。	ご意見に対し、掲示にて回答を行った。 
貸室環境について 第4研修室の床のにおいが気になる。	【利用改善】 11月頃に、カーペットの張替え作業を実施し床面の状態を改善した。	窓口にて口頭で説明し、対応を完了している。また、部屋の特徴に合った利用をしていただくよう、改めてご予約者の方へ説明。

<p><u>備品について</u> 多目的室内に鏡がほしいです。</p>	<p>【施設利用促進】 多目的室は常設している鏡の使用が可能である。</p>	<p>多目的室内に右写真の掲示を行うとともに、窓口にて多目的室利用者へ口頭で案内を実施。</p> 
<p><u>清掃用具について</u> ほうきとちりとりがあると良いなと思う。</p>	<p>【環境衛生美化】 2～4階の各階給湯室にほうきとちりとりを設置しており、使用可能である。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、館内掲示をもって、ご意見への回答とした。</p>
<p><u>情報提供について</u> ホール抽選のくわしい流れがわかると安心できる(はじめてなので)。</p>	<p>【利用改善】 ホール抽選会・方法について HP にて詳細を掲載する。 ホール抽選会時に、配布する資料を作成する。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、抽選会時の口頭説明をもって、ご意見への回答とした。</p>
<p><u>荷物の預かりについて</u> 午前・午後で部屋が違う場合、荷物を預かってもらえるとうれしいです。</p>	<p>【警備・安全】 午前・午後で部屋が異なる場合の荷物の預かりについては、安全面や受け渡し時のトラブル等が予見されることから実運用は困難である。</p>	<p>荷物の預かりを希望される場合は、日貸しロッカーのご案内を行うと事務局内で周知を行い、オペレーション強化を行う。</p>
<p><u>フリースペースについて</u> 貸室の利用時間前までに使える場所がない。</p>	<p>【施設利用促進】 施設内に3箇所フリースペースとして利用可能な場所がある。 1階の第1交流室、2階の第2交流室は、飲食可能で、第1交流室ではキッズスペース、第2交流室はミニキッチンの併設がある(ミニキッチン利用希望の際は、事務局まで事前申請式)。 4階の情報提供室は、書籍やPCの設置があり学習スペースとして利用可能である。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、1階の玄関入口の施設案内にて館内のフリースペース紹介パネルを掲示し、周知をおこなった。</p>

(4) 利用者アンケート結果と分析

(1) 2019年度 実施講座アンケート集計結果

【調査概要】

- ・実施期間:2019年4月～2020年3月
- ・対象講座:上記期間に開催された、主催128講座(防災関連や共催講座の一部を除き実施した講座アンケート)
- ・実施場所:原則として講座会場内にて回答
- ・回答者:講座参加者(有効回答1,599票)

■ 講座参加者の内訳

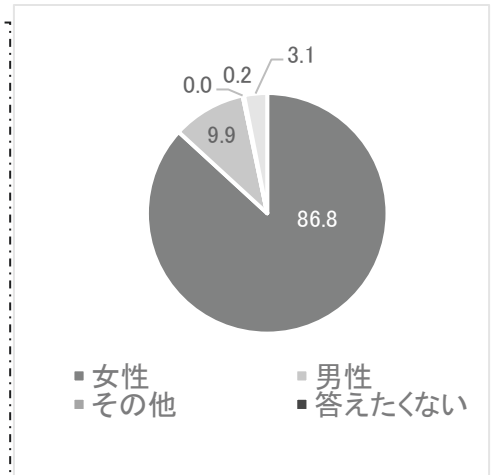
性別は、女性86.8%、男性9.9%、年齢では30代が30.4%と最も多く、40代、50代はともに21%代であった。全体に占める50代以上も37.7%と微増した。職業の内訳としては勤め人が3割弱、専業主婦/主夫も3割弱となっている。居住区は、すくらむ21が所在する高津区が最も多く隣接する宮前区、中原区、多摩区と続く。利用者割合は前年度から大きく変化はないが、新規利用者の割合をみると、利用者全体の33%が新規者で、リピーターの講座利用割合は2割程度である。

■ 講座の全体満足度

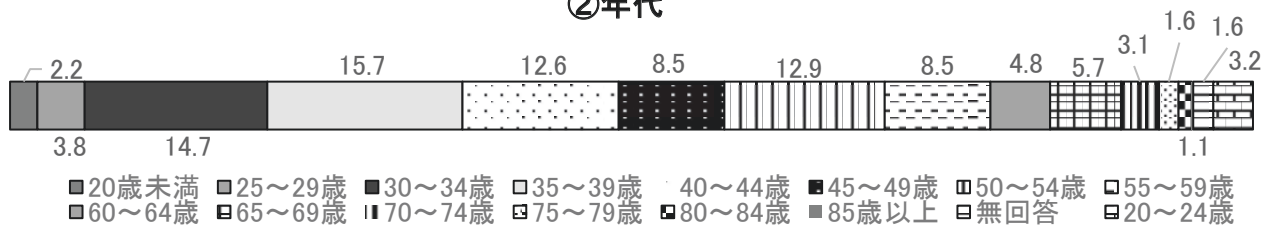
90%が「よかった」「まあよかった」と回答した。

■ 本ページには掲載していないが、講座の参加の経路としては、広報チラシが4割と多く、ホームページも2割超であった。

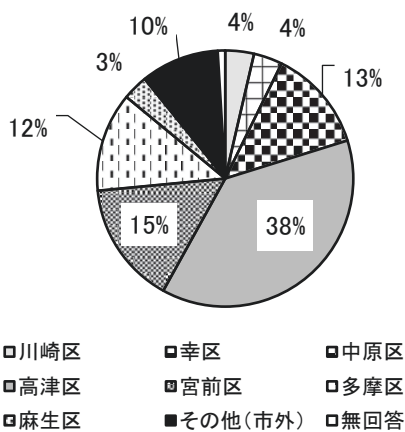
①性別



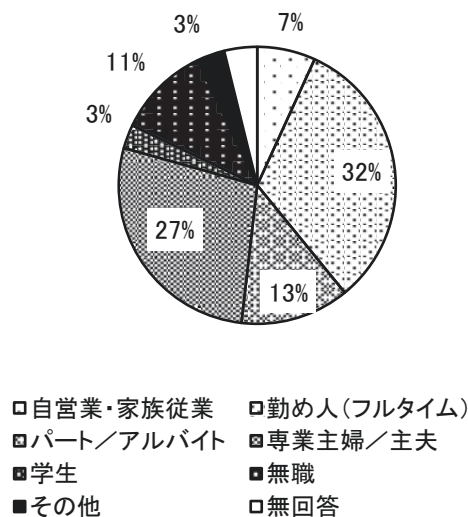
②年代



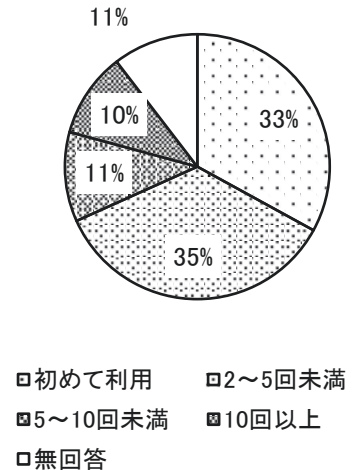
③居住区



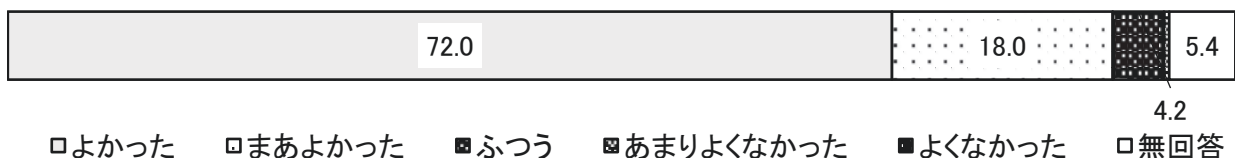
④職業



⑤利用回数



⑥ 講座満足度



(2) 2019 年度 施設利用者アンケート集計結果

【調査概要】

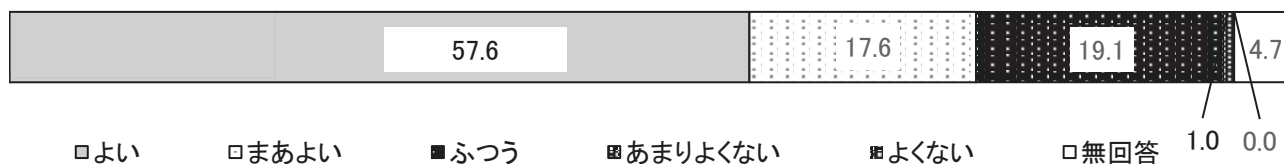
- ・母集団:すくらむ 21 の全利用者
- ・調査方法:受付窓口にて回答協力を依頼、退館までに受付窓口または回収箱(施設入口に設置)にて回収
- ・調査対象:調査期間内に来館した利用者(ホール観覧者を除く)
- ・調査期間:2019 年 11 月 1 日(金)～11 月 30 日(土) ※毎年 11 月に実施
- ・有効回収:406 票

【主要指標の結果】

- 回答者の認識する性で見ると女性の回答割合が高い。30 代～50 代女性がほぼ横ばいであった。今年度は、より全体の感想を吸い上げることを目的とし、講座受講者に対してもアンケートを実施した事が関係していると思われる。
- 有効票は 337 票の昨年に比べ 20.4%増加した。全体の居住区では前年度高津区との回答が 26.4%であったが今年度は 35.7%となり近い地域の方からのご意見の割合が増えていると考えられる。

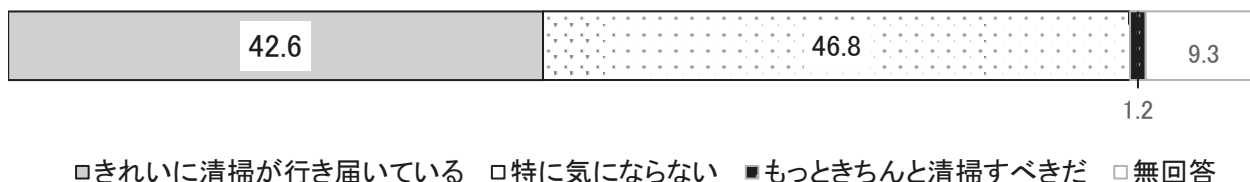
① 職員の対応について

有効回答(n=406)



- 子供と一緒に利用させていただいた際、警備の方や職員の方にたくさん声をかけていただき安心して利用することができました。
- 受付の対応がとても感じ良く、親切で気持ち良く使えました。

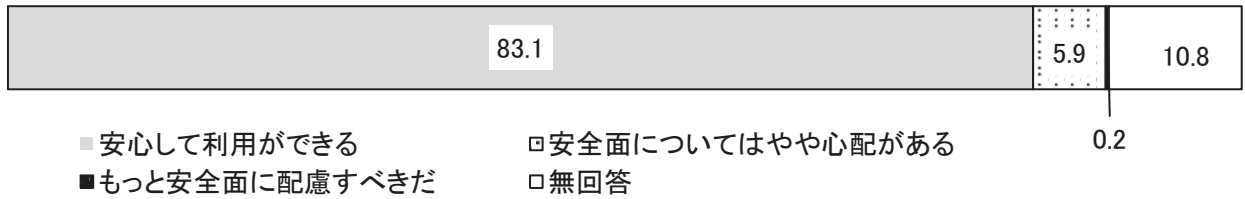
② 環境美化について



【衛生面】

- 古さで仕方がない面がある。
- 時々汚れが気になります。

③ 警備・安全面について

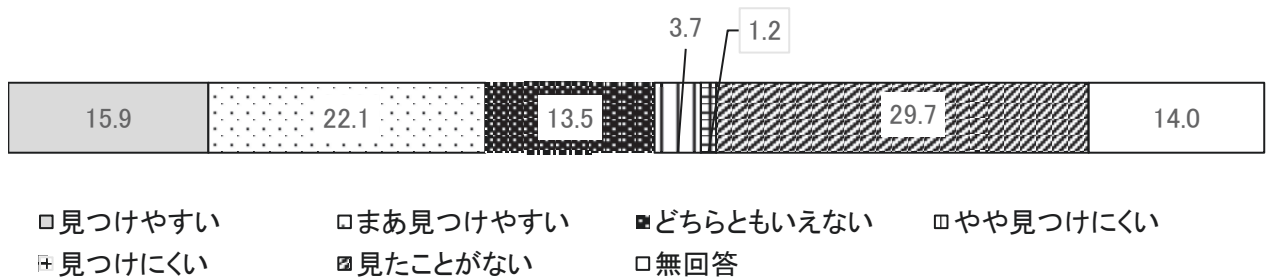


【建物について】

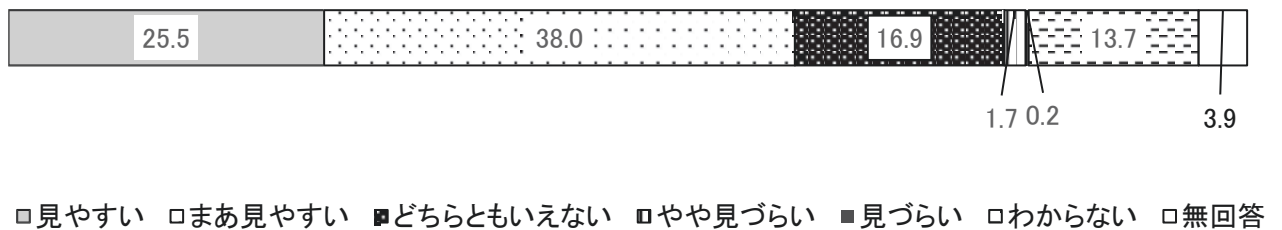
- 窓がなかなか開かない(第1研修室)。
- 網戸がないので不安(グループ相談室)。
- 階段が少しせまい。

④ 情報提供について

HPでの情報の見つけやすさ

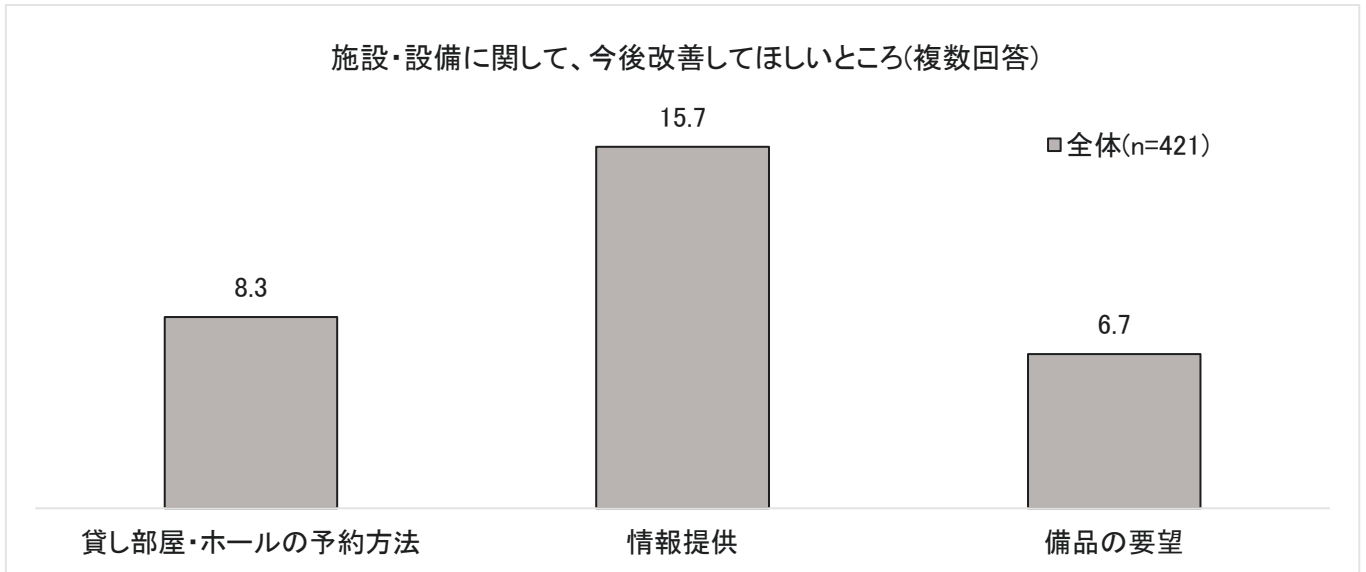


館内掲示の見やすさ



- 講座情報をわかりやすくしてほしい(HP)。
- ずっと市内に住んでいますがすくらむ21を知らなかったなので、もっと情報を手軽に知りたい。

⑤ 施設・設備について



【空調関連】

- 空調の調整があるとよいです(多目的室)。
- 空調の効きが悪い(第1研修室)。

【貸し部屋関連】

- 午前・午後で部屋が違う場合、荷物を預かってもらえるとありがたいです。
- 予約制でレイアウトを事前に行ってほしい。

【飲食関連】

- ポットの貸し出しと、食べ物の内容に制限はあるか知りたい。
- 部屋で飲食ができるとよい。

【備品関連】

- 延長コードを常設希望。
- 談話室に子供用のイスがあると食事をさせやすい。
- 多目的室、椅子の移動が大変です(使わない時など)。
- 多目的室に鏡が欲しいです。

【予約の要望】

- 楽屋の予約をふれあいネットで行えるようにしてほしい。
- 1ヶ月前くらいに余裕を持って予約をできるようにしてほしい(第1楽屋)。

アンケートの結果を踏まえた対応については、通年で実施している利用者アンケートやお客様からの声も含め、施設設備の修繕・改善の対応へ掲載したほか、利用者の声への対応へ掲載した。

8. 個人情報の保護管理状況

川崎市個人情報保護条例(昭和60年6月29日条例第26号)をはじめ、関係法令を遵守し独自の研修を実施している。また、指定管理者であるすくらむ 21 運営共同事業体代表者のパーソルテンプスタッフ株式会社は、事務局内に個人情報保護管理者を置き、管理運営を実施し、個人情報保護研修を年2回実施している。

III

令和2年度 事業計画

(2020.4.1～2021.3.31)

2020(令和2)年度 川崎市男女共同参画センター 事業計画書

1. 調査研究事業 1,479 千円(2,880 千円)

■目的: 男女共同参画推進拠点施設としての役割、機能を十全に果たしていくうえでの基礎事業として位置づけ、川崎市における男女共同参画の推進状況把握、男女共同参画推進にかかる地域課題・ニーズの発掘、既存事業ならびに新規事業の検証と改善を目的として実施します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
新しい分野に関する事業ニーズと課題の把握	継続	防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大に向けたアクションリサーチ	① 女性の防災・減災リーダーに対する情報提供のあり方の検討と実施 ② 市民の備えについて防災ブース出展時のアンケートの集計・分析
	新規★	20周年記念事業の実施と記念誌の発行	川崎市男女共同参画センター開館20周年を記念し手に取りやすい記念誌の制作・配布
実施事業成果の的確な把握と企画立案および実施業務への反映	新規★	相談業務における調査	女性総合相談に関する調査の実施
	継続	女性の活躍推進に関する支援事業についての追跡調査の実施	①再就職に関する調査電話追跡調査 ②女性起業家ヒアリング調査
団体との協働による地域課題の解決に向けた調査・研究	継続	協働事業(研究)	協働する団体等の特長を活かし、男女共同参画に関わる地域課題の把握と課題解決に向けた方策を検討するための調査

2. 相談事業 9,320 千円(前年度:9,304 千円)

■目的: 男女がそれぞれの性別にかかる悩みや課題等を解決することを支援することを目的とし、行政の各相談機関や警察署、市内外の他の機関との連携を密にし、社会資源の活用を図りながら、円滑な相談業務を実施します。また、相談事業で把握された相談者の悩み、課題、ニーズ等に基づき、講座や情報提供の形式による支援を行うことにより、「女性の人権」の確立や、女性・男性の自立支援への理解、被害の未然防止の取り組みを広めます。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
女性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる女性総合相談の実施	継続	女性のための総合相談事業 ・電話・面接(法律相談含む) ・相談体制の安定化と他機関連携 ・相談機関各種会議の参加 ・広報の実施	女性のための総合相談事業 ①電話・面接(法律相談含む) ②相談体制の安定化と他機関連携 ③相談機関各種会議の参加 ④広報の実施 ⑤電話・面接(法律相談含む) ⑥カンファレンス(月1回) ⑦相談研修(2回) ⑧公開研修会(2回) ⑨カード配布 ⑩相談からのグループ相談会の試行
	継続	女性のための個別キャリア相談	女性のための個別キャリア相談の実施
	継続	相談時の一時保育	相談時の一時保育の実施 (0歳6ヶ月以上)
男性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる男性相談の実施	継続	男性のための電話相談事業	①電話(週1回) ②カンファレンス(隔月1回) ③相談研修 ④カード配布
DV被害者を含む暴力防止のための活動の展開、自助グループやサポートグループ相談への支援、当事者同士の悩みを共有し、交流する場を充実さ	継続	自助グループへの支援	悩みを抱えた市民の自立へ向けた長期的な取り組みを可能にするため、自助グループの活動の支援。
	継続	ひきこもり女子会	ひきこもり女子会の企画・開催

せ、自らの悩みを解決できるよ うきめ細かな支援の充実を図 る。	継続	相談内容の事例紹介	相談事例の紹介を通して、電話、面接による相談以外でも課題解決のヒントを得る
	継続	DV被害者支援物資の募集	DV被害者支援物資募集
	強化☆	DVの予防啓発の取り組み	① サポートグループ相談 ② デートDV 予防啓発の取り組み ③ シングル女性支援(シングルマザーを含む)

3. 情報提供事業 2,840 千円(前年度:2,834 千円)

■目的: 男女共同参画推進の拠点施設として、関連情報を収集・整理するとともに、各主体にあわせて情報をきめ細かくコーディネートし、積極的に発信することで、センター事業のみならず、市・市民・市民活動団体・事業者等の理解を広げるとともに、各主体による男女共同参画にかかる課題解決に向けた取り組みを促進します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
センターの認知度向上 講座・イベントのほか 事業全体の広報	継続	ホームページを中心としたWEB 媒体を使った積極的な情報発信	①アクセス件数の把握 ②フェイスブックを含む更新作業(随時) ③メールマガジンの配信 ④ホームページの更新と保守
	継続	メディア等への広報	①ニュースリリースの作成、配信 ②市政だよりやミニコミ誌等への広報 ③地域ポータルサイトへの広報
	継続	講座やイベントに合わせた広報	講座やイベントに合わせた広報の実施
センターの活動紹介や 男女共同参画に関する 収集した情報活用、 情報提供を目的とした 広報物の発行・貸出	継続	情報誌の発行	男女共同参画情報誌「すくらむ」の作成、 発行(各 4000 部)
	強化☆	発行物の配布と活用	・データブックや防災・減災冊子を積極的に 配布、出前講座等で活用する ・配布先のフィードバックのまとめ
	継続	図書情報の収集と提供	・図書の購入と紹介 ・主催講座時の図書の展示と貸出
	強化☆	市民への情報提供	・キャンペーン期間等にあわせた展示、市 内施設、団体と連携した情報提供。 ・自主防災組織等への防災グッズの貸し 出し、関連する展示物等の資料貸し出し の周知・利用促進 ・ホームページや紙媒体を通じた情報提 供の工夫 ・川崎市男女共同参画センター事業概要 の発行
	継続	男女共同参画を主たる活動とし た団体・グループの紹介	・主催イベント時や会館内の掲示板など を活用し男女共同参画に関連する団体 や起業家の情報紹介を行う。

4. 学習研修事業 3,143 千円(前年度:3,161 千円)

■目的: 講座・セミナー・サロン・研修等の機会を通じて、性別にかかる生活上の悩みや課題への気づきを得るとともに、次の一步を踏み出すための知識や情報を獲得し、性別によらず多様な生き方・働き方等が実践できるよう課題解決支援、エンパワーメントすることを目的とします。また、男女共同参画推進の担い手を広げるため、市民及び市民活動団体/グループが自身の活動分野における男女共同参画との関わりを学び、理解を深める機会とします。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
	継続	男女共同参画基礎講座	①法律講座の実施 ②ライフキャリア講座

<p>学習ステージ1</p> <p>学習機会を求めている市民を対象に①生活上の困難課題を乗り越える手段としての学び②新たな気づきを得て、課題を理解し次の行動につながる学びの場を提供する。</p>	<p>継続</p>	<p>トークサロン事業</p>	<p>「川崎で輝く女性たち」女性が語るトークサロンの開催と実行委員会</p>
<p>学習ステージ2</p> <p>①人との交流や活動のやりがいを得られるような学び ②新たな気づきを得て、課題を解決するための手立てを習得し、自己決定的な学習を継続し、力をつけるための学び</p>	<p>継続</p>	<p>子ども・若者へのライフキャリア支援</p>	<p>① 大学生インターンシップ ② 高校生、中学生の職場体験受け入れ ③ 生活困窮者、障がい者の自立支援のための就業体験受け入れ</p>
	<p>継続 強化☆</p>	<p>多様な女性の活躍支援 ・女性リーダー養成</p>	<p>・女性リーダー養成講座(3回) ・女性リーダーマネジメント力強化講座&ネットワークづくり(5回)</p>
	<p>継続</p>	<p>・女性起業家支援</p>	<p>・女性起業家ビギナーズサロン(4回)</p>
	<p>継続</p>		<p>・起業のためのWEBセミナー(1回)</p>
	<p>継続</p>		<p>・ミニマルシェへの出展・起業見本市</p>
	<p>継続</p>		<p>・商人デビュー塾(全12回)</p>
	<p>継続</p>		<p>・女性起業家向け無料相談会(5回)、起業家無料相談会(5回)</p>
	<p>継続 継続</p>	<p>・再就職支援・就労継続支援</p>	<p>・ふらっと育休子連れカフェ ・再就職支援講座(5回)</p>
<p>継続</p>	<p>イキメン研究所</p>	<p>・パパのための子育てサロン(年10回) ・講座等の企画運営、情報提供、地域イベントへの出前講座</p>	
<p>学習ステージ3</p> <p>地域ニーズを踏まえた課題解決を担う自立した団体・個人が男女共同参画の推進者として協力関係を築いていくための学び</p>	<p>継続</p>	<p>男女共同参画協働事業</p>	<p>・市民グループ・団体提案にもとづき、講座・イベント等の実施。(募集テーマ:防災・減災、若年・DV・デートDV予防啓発、子育てにおけるパートナーシップと両立、女性が制作するアート等)</p>
	<p>継続</p>	<p>市民グループと協働した男女共同参画の視点からの防災・減災事業</p>	<p>・女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクトと協働して防災・減災の講座、ブース出展、啓発活動の実施。</p>
<p>学習ステージ4</p> <p>市民活動団体・事業所・学校・行政等の主体による男女共同参画の学び 川崎市男女共同参画センター外への講師派遣協力、出前講座、共催事業の実施 ※令和元年度より、学習研修事業に統合</p>	<p>継続</p>	<p>講師派遣</p>	<p>・市民活動団体、事業者、学校、行政機関からの要請に応じて、防災、女性活躍、男女共同参画等についての講演依頼に対して、センター館長及び職員もしくは適任な外部講師を選定し、派遣します。</p>
	<p>継続</p>	<p>出前講座等の企画・実施</p>	<p>・市民活動団体、事業者、学校、行政機関からの要請に応じて、男女共同参画に関連する講座・研修を実施します。</p>
	<p>継続</p>	<p>共催する講座の実施</p>	<p>男女共同参画に関連するテーマの講座について他機関等との共催での講座の企画実施</p>
	<p>継続</p>	<p>子どもへのキャリア教育支援</p>	<p>・教育委員会等他機関と連携し、学校における企業説明会やキャリア冊子の活用等、子どもへのキャリア教育支援プログラムを実施します。</p>
<p>一時保育の実施</p>	<p>継続</p>	<p>一時保育</p>	<p>・講座開催中の1歳以上から就学前までの子どもの一時預かり</p>

5. 交流・ネットワーク事業 1,580 千円(前年度:1,199 千円)

■目的: 市民、市民活動団体/グループ、事業者、組合等、多様な主体と連携・協働することにより、新たな事業手法・内容を生みだしていきます。また、市民相互の交流・連携を支援することで、互いの強みと専門性を活かして、地域における男女共同参画を推進します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
市民、市民グループ、団体との連携	継続	市民交流支援	・利用者懇談会の開催
	継続		・女性の避難者のためのほっとサロンの開催
	継続	センター運営推進委員会の開催	利用者をはじめ関係団体や有識者等の意見を聴取する委員会の開催(年2回)
	強化☆	交流イベントの開催	・イベントの開催(すくらむ21まつりは、20周年を記念したイベントとして実施) ・地域イベントへの協力、後援事業の実施
業者・事業者団体との連携	継続	事業所との連携	事業者との合同研修の実施、講師派遣等を通じた、事業者による積極的な女性の活躍推進の働きかけ ①市内工業団体女性活躍推進事務局長会議 ②地域女性活躍推進委員会との連携
総合的アプローチ	継続	すくらむネット21事務局	所管課と連携し、すくらむネット21における団体事務局機能の一部を担当

6. 自主事業 250 千円(前年度:1,620 千円)

■目的: 男女共同参画社会の実現につながる事業を側面から支える事業を実施する。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
①開催ニーズの高い市民向け有料講座の開催	継続	開催ニーズの高い市民向け有料講座の開催	・利用者の要望に応じた講座 ・その他、男女共同参画に関する個人のスキルアップや学習支援のための講座
②センターの認知度向上が図れる多様なイベントの開催	継続	センターの認知度向上が図れる多様なイベントの開催	・男女共同参画に関連する映画や音楽・劇など、親しみやすいイベントの開催
③事業者・団体・行政機関等からの依頼にあわせた講座や情報提供	継続	男女共同参画に関する講座	・ハラスメント予防研修 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・職場の男女平等推進セミナー ・女性活躍推進セミナー
	継続	コンサルティング	・啓発冊子作成等 ・防災関連のグッズ作成

7. 施設の維持管理事業 (111,216 千円)

■目的

センター利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設維持管理の体制を強化し、利用者の立場を理解したサービスの充実を図る。特に、貸室や施設の機能が活かされるよう市民・団体等の自主活動の支援を行い、利用促進を図る。

- ①利用者の安全確保、館内美化の維持及び舞台運営、老朽化に伴う施設の維持管理と適切な修繕の実施により安心・安全な施設利用ができるように努める。
- ②施設利用の促進につながる魅力づくり、お客様の声を活かしたサービスの提供、利便性の向上に努める。
- ③職員の育成、安定的な事務局運営体制を確保し、指定管理者として市民サービスの向上につなげる最大限の努力を行う。また、危機管理対応、個人情報保護遵守、職場の安全衛生、適切な経費管理等本社と連携して運営をする。

IV

参考資料

- ・ 男女平等かわさき条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例施行規則
- ・ 川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

男女平等かわさき条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策等(第8条～第15条)

第3章 拠点施設(第16条)

第4章 男女平等推進審議会(第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組みほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

川崎市男女共同参画センター条例

平成11年3月19日

条例第10号

改正

平成12年3月31日条例第38号

平成17年7月1日条例第34号

平成27年3月23日条例第2号

(目的及び設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、川崎市高津区溝口2丁目20番1号とする。

(ホール)

第2条の2 センターに、第1条の目的のほか、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを付設する。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 研修会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。
- (6) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成11年6月30日規則第64号で平成11年9月1日から施行)

附 則(平成12年3月31日条例第38号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成12年5月25日規則第86号で平成12年8月2日から施行)

附 則(平成17年7月1日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定(第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日

- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

別表(第9条関係)

1 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
会議室	1,700円	2,300円	2,900円	6,900円
第1研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第2研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第3研修室	1,300円	1,700円	2,100円	5,100円
第4研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
多目的室	2,300円	3,100円	3,900円	9,300円
ホール	6,600円	7,400円	12,700円	26,700円
第1楽屋	500円	700円	900円	2,100円
第2楽屋	600円	900円	1,100円	2,600円

(備考)

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料(前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワット その他1単位 1回	5,000円

(備考)

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の設備利用料の額は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

川崎市男女共同参画センター条例施行規則

平成11年8月16日

規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第1条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第7条 条例第8条の規定によりセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 会議室、研修室又は多目的室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者が不在同号に規定する施設を利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても申請することができる。

(3) ホールを利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。

(4) 楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の10日前から申請することができる。

(5) 第1号及び前号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。

(利用許可書の交付)

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免申請等)

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

(利用中止届)

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第11条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消したとき。 利用料金の全額

(2) ホールと併せて利用しない場合の会議室、研修室、多目的室又は楽屋の利用者が利用日の3日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額

(3) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の6月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額

(4) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の4月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の5割相当額

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。 利用料金の全額

(利用期間等の制限)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設等の模様替え等)

第13条 条例第14条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、施設等の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第14条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定員を超えて入場させないこと。

(2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。

(3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第15条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(整理員の配置)

第16条 利用者は、施設の利用に際し、センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月27日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成15年6月30日規則第79号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成15年10月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により行った申請その他の行為で現に効力を有するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月1日規則第80号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定及び附則の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する市長又は市民局人権・男女共同参画室主幹に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の規則

(以下「新規則」という。)の規定により当該行為に相当する行為が新規則第2条第2号に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月13日規則第94号)

この規則は、平成25年12月17日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日規則第74号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式

<p>指定管理者指定書</p> <p>川崎市指令 第 号</p> <p>住 所</p> <p>名 称</p> <p>代表者の氏名 様</p> <p>を川崎市男女共同参画センターの指定管理者に指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市長 印</p>	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理運営について、川崎市男女共同参画センター条例(平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。)及び川崎市男女共同参画センター条例施行規則(平成11年川崎市規則第75号。以下「規則」という。)で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付時間)

第2条 条例及び規則に基づく利用の申請及び届出の受付時間は、次に定めるとおりとする。

- (1)会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、開館日の午前8時30分から午後7時までとする。ただし、川崎市公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。
- (2)ホールにあっては、開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、利用日の属する月の12月前の月の初日については、午前10時から午後7時までとする。
- (3)第1号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて、同時に申請及び届出する会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、前号の規定を準用する。

(申請の受付順位)

第3条 利用許可申請の受付順位は、申請順とする。この場合において、申請が同時の場合は、センターの設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は抽選による。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(申請の期間)

第4条 規則第7条第2項ただし書に規定する条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときの利用の申請の期間は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表中欄に掲げる場合における同表右欄に定める期間とする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、ホールを練習、準備等のために利用する場合にあっては、第2号から第4号までの規定は、適用しない。

- (1)市がセンターの設置目的に沿って利用し、若しくは青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として、ホール又は楽屋を利用する場合 利用料金の全額
 - (2)国若しくは他の地方公共団体又は他の地方公共団体が設置した男女共同参画若しくは女性のための総合的な施設を運営する団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (3)労働者の能力発揮及び職業生活の安定等に寄与することを目的とする独立行政法人、特別民間法人、公益法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人その他これに準ずる団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (4)学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
- 2 指定管理者は、市の共催を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合の利用料金の減免については、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議の上決定するものとする。
- 3 指定管理者は、前2項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(営利用の制限)

第6条 会議室、研修室、多目的室又は楽屋については、営利を目的とした利用は許可しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1)物品の販売等

- ア 研修会、講習会等の教材又は参考資料等の書籍、CD等の物品類であること。
- イ 催事の講師、出演者等に関するものであること。

(2)入場料金等を徴する催事

- ア 主催者が会員のために催すものであること。
- イ 入場料金等は、他に比較して高額でないこと。

(特別利用の承認)

第7条 前条ただし書の規定により物品の販売等をし、又は入場料金等を徴する催事をしようとする者は、指定管理

者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(利用時間)

第8条 条例別表の1に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第9条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間等の制限)

第10条 規則第12条に規定する同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数は、原則として次に定めるとおりとする。ただし、施設の利用状況に応じて利用可能なとき又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 同一利用者が連続して同一施設を利用する期間 4日を限度

(2) 1月以内に施設等を利用する申請の回数 4回以内

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱別表ホールの項の規定は、この要綱(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

施設名	区 分	提出の期間
会議室・研修室・多目的室	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合	利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日。以下同じ。)前1年以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	市が利用する場合	利用しようとする日前6月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	
②4 ル	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合、又は青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前18月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	学校教育法に定める市内の学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前15月以内
	市が利用する場合	利用しようとする日前14月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	

備考 ホールの利用と併せて、会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合、ホールと同じ期間に提出することができる。

2020(令和2)年度
事業概要

発行 川崎市男女共同参画センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1

T E L : 044-813-0808

F A X : 044-813-0864

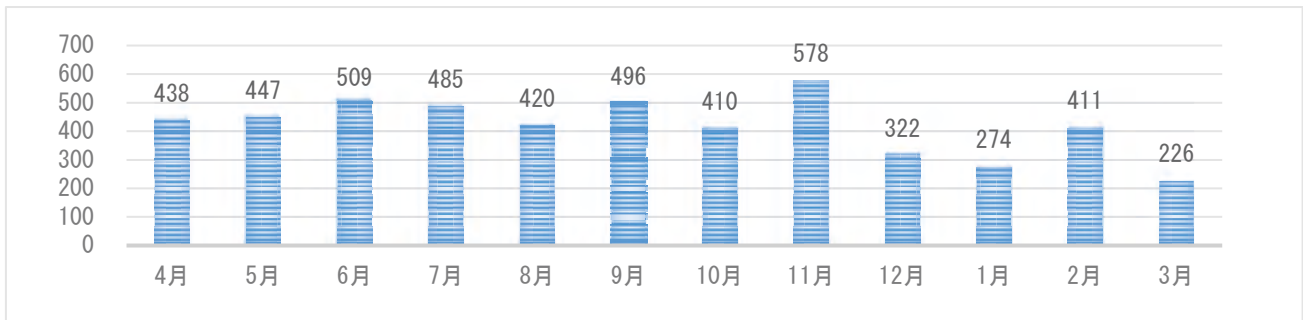
<https://www.scrum21.or.jp/>

7. 施設運営・管理事業

センターの利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設の円滑な運営と管理体制の充実を図るとともに、ホールや研修室、会議室を中心とした施設や設備の貸し出しを行なうことで市民や団体・グループの自主活動を支援する。 ※1日を午前・午後・夜間の3つのコマに区分し、施設を貸し出している。(1日あたり3コマ)

(1) 施設運営・貸館業務

① 月別施設利用件数グラフ(2019年4月～2020年3月)



② 施設利用状況実績表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	24	0	84	93	921
	利用実績	68	63	75	78	76	76	71	80	24	0	70	38	719
	利用予定人数	9,173	3,981	14,002	10,001	4,650	12,684	10,367	18,173	5,450	0	9,164	1,485	99,130
	稼働率	78.2%	67.7%	86.2%	83.9%	84.4%	84.4%	78.9%	88.9%	100.0%	0.0%	83.3%	40.9%	78.1%
第1楽屋	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	80	84	84	93	1,061
	利用実績	44	36	62	51	62	61	42	59	39	26	54	38	574
	利用予定人数	171	137	351	286	331	205	200	265	186	92	208	119	2,551
	稼働率	50.6%	38.7%	71.3%	54.8%	68.9%	67.8%	46.7%	65.6%	48.8%	31.0%	64.3%	40.9%	54.1%
第2楽屋	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	22	19	38	32	47	42	12	31	11	8	26	12	300
	利用予定人数	78	106	195	182	285	129	48	149	60	33	106	40	1,411
	稼働率	25.3%	20.4%	43.7%	34.4%	52.2%	46.7%	13.3%	34.4%	13.6%	9.5%	31.0%	12.9%	28.2%
会議室	利用可能コマ数	87	93	87	93	88	21	13	47	81	84	84	93	871
	利用実績	33	38	36	36	22	20	12	26	33	37	33	23	349
	利用予定人数	438	502	421	346	227	193	125	253	419	378	361	226	3,889
	稼働率	37.9%	40.9%	41.4%	38.7%	25.0%	95.2%	92.3%	55.3%	40.7%	44.0%	39.3%	24.7%	40.1%
第1研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	53	52	60	62	44	56	50	70	59	53	64	38	661
	利用予定人数	347	391	474	431	232	301	411	614	315	366	394	246	4,522
	稼働率	60.9%	55.9%	69.0%	66.7%	48.9%	62.2%	55.6%	77.8%	72.8%	63.1%	76.2%	40.9%	62.2%
第2研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	45	48	51	54	35	55	42	61	47	30	54	31	553
	利用予定人数	212	312	340	229	148	240	279	574	278	253	415	232	3,512
	稼働率	51.7%	51.6%	58.6%	58.1%	38.9%	61.1%	46.7%	67.8%	58.0%	35.7%	64.3%	33.3%	52.1%
第3研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	26	36	46	40	30	46	33	43	29	46	43	21	439
	利用予定人数	281	384	506	338	364	471	345	479	304	444	396	218	4,530
	稼働率	29.9%	38.7%	52.9%	43.0%	33.3%	51.1%	36.7%	47.8%	35.8%	54.8%	51.2%	22.6%	41.3%
第4研修室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	87	84	0	0	0	0	711
	利用実績	57	62	65	56	44	61	55	69	0	0	0	0	469
	利用予定人数	353	475	478	327	311	379	371	336	0	0	0	0	3,030
	稼働率	65.5%	66.7%	74.7%	60.2%	48.9%	67.8%	63.2%	82.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.0%
多目的室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	53	31	44	51	899
	利用実績	55	59	49	46	49	55	58	77	32	25	32	18	555
	利用予定人数	1,120	1,481	1,177	751	890	900	1,115	1,159	498	414	435	121	10,061
	稼働率	63.2%	63.4%	56.3%	49.5%	54.4%	61.1%	64.4%	85.6%	60.4%	80.6%	72.7%	35.3%	61.7%
保育室	利用可能コマ数	87	93	87	93	90	90	90	90	81	84	84	93	1,062
	利用実績	35	34	27	30	11	24	35	62	48	49	35	7	397
	利用予定人数	207	222	152	160	30	52	30	62	242	12	12	8	1,189
	稼働率	40.2%	36.6%	31.0%	32.3%	12.2%	26.7%	38.9%	68.9%	59.3%	58.3%	41.7%	7.5%	37.4%
施設全体	利用可能コマ数	870	930	870	930	898	831	820	851	643	619	716	795	9,773
	利用実績	438	447	509	485	420	496	410	578	322	274	411	226	5,016
	利用予定人数	12,380	7,991	18,096	13,051	7,468	15,554	13,291	22,064	7,752	1,992	11,491	2,695	133,825
	利用率	50.3%	48.1%	58.5%	52.2%	46.8%	59.7%	50.0%	67.9%	50.1%	44.3%	57.4%	28.4%	51.3%


(2) 施設利用促進への取り組み


月一回開催しているすくらむプチマルシェでは、今年度も毎月定期出店の3団体と2店舗ずつ毎月交代で女性起業家のブース出店コーナーを設けた。年間を通じて、開催時間が午前・午後の施設利用区分の間の1時間程度のため、天候や施設の稼働率によって集客にバラつきが見られた。今年度の実施状況を踏まえ、次年度は開催時間を13時まで延長、女性起業家出店コーナーを常時4~6店舗とコンテンツを増やし、より多くの利用者に施設へ足を運んでいただけるようプチマルシェの規模を拡大し実施する。引き続きプチマルシェ開催前の周知や当日の広報を工夫し、認知度の向上を図りたい。



(3) 利用者の声への対応

2019年度は、年間を通じて施設利用の窓口での手続きの際にアンケートをお渡しし、その都度回収する方法で利用者の声を収集した。11月(1か月間/毎年実施)の施設利用アンケートの際にも積極的にご意見を収集した。なお、都度収集した利用者の声については、職員間で共有し、対応できる事案から速やかに取り組んだ。

お客様の声	対応、対案、回答の内容	結果
貸室での飲食について 部屋で飲食ができると良い。	【施設利用促進】 第3研修室、情報提供室、ホールを除く貸室・フリースペースで飲食可能である。貸室で飲食希望の場合は、特別利用申請書兼通知書または飲食許可証の申請を窓口にて手続きが必要となる。	窓口にて口頭で説明し、対応を完了している。ご意見に対し、掲示にて回答を行った。
配架チラシについて 館内にチラシを置かせてほしい。	【情報提供】 チラシについては、男女共同参画施設の目的に沿った内容を基準とし、配架可否の判断をしている。ホール本番時のイベント、団体チラシは時期や場所を調整し、館内配架を実施している。	窓口にて口頭説明し、対応完了している。事務局内の対応研修時に、チラシ配架希望者の対応について改めて研修を行い、オペレーション強化を実施。
備品について 談話室に子供用のイスがあると食事をさせやすい。	【施設利用促進】 第1交流室にお子さん用のハイチェアを2台設置した(右写真)。	ご意見に対し、掲示にて回答を行った。 
貸室環境について 第4研修室の床のにおいが気になる。	【利用改善】 11月頃に、カーペットの張替え作業を実施し床面の状態を改善した。	窓口にて口頭で説明し、対応を完了している。また、部屋の特徴に合った利用をしていただくよう、改めてご予約者の方へ説明。

<p><u>備品について</u> 多目的室内に鏡がほしいです。</p>	<p>【施設利用促進】 多目的室は常設している鏡の使用が可能である。</p>	<p>多目的室内に右写真の掲示を行うとともに、窓口にて多目的室利用者へ口頭で案内を実施。</p> 
<p><u>清掃用具について</u> ほうきとちりとりがあると良いなと思う。</p>	<p>【環境衛生美化】 2～4階の各階給湯室にほうきとちりとりを設置しており、使用可能である。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、館内掲示をもって、ご意見への回答とした。</p>
<p><u>情報提供について</u> ホール抽選のくわしい流れがわかると安心できる(はじめてなので)。</p>	<p>【利用改善】 ホール抽選会・方法について HP にて詳細を掲載する。 ホール抽選会時に、配布する資料を作成する。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、抽選会時の口頭説明をもって、ご意見への回答とした。</p>
<p><u>荷物の預かりについて</u> 午前・午後で部屋が違う場合、荷物を預かってもらえるとうありがたいです。</p>	<p>【警備・安全】 午前・午後で部屋が異なる場合の荷物の預かりについては、安全面や受け渡し時のトラブル等が予見されることから実運用は困難である。</p>	<p>荷物の預かりを希望される場合は、日貸しロッカーのご案内を行うと事務局内で周知を行い、オペレーション強化を行う。</p>
<p><u>フリースペースについて</u> 貸室の利用時間前までに使える場所がない。</p>	<p>【施設利用促進】 施設内に3箇所フリースペースとして利用可能な場所がある。 1階の第1交流室、2階の第2交流室は、飲食可能で、第1交流室ではキッズスペース、第2交流室はミニキッチンの併設がある(ミニキッチン利用希望の際は、事務局まで事前申請式)。 4階の情報提供室は、書籍やPCの設置があり学習スペースとして利用可能である。</p>	<p>ホームページ等ウェブでの発信、1階の玄関入口の施設案内にて館内のフリースペース紹介パネルを掲示し、周知をおこなった。</p>

(4) 利用者アンケート結果と分析

(1) 2019 年度 実施講座アンケート集計結果

【調査概要】

- ・実施期間:2019 年 4 月 ~ 2020 年 3 月
- ・対象講座:上記期間に開催された、主催 128 講座(防災関連や共催講座の一部を除き実施した講座アンケート)
- ・実施場所:原則として講座会場内にて回答
- ・回答者:講座参加者(有効回答 1,599 票)

■ 講座参加者の内訳

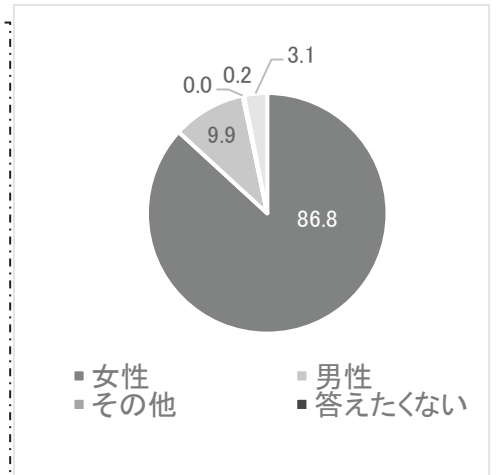
性別は、女性 86.8%、男性 9.9%、年齢では 30 代が 30.4%と最も多く、40 代、50 代はともに 21%代であった。全体に占める 50 代以上も 37.7%と微増した。職業の内訳としては勤め人が 3 割弱、専業主婦/主夫も 3 割弱となっている。居住区は、すくらむ 21 が所在する高津区が最も多く隣接する宮前区、中原区、多摩区と続く。利用者割合は前年度から大きく変化はないが、新規利用者の割合をみると、利用者全体の 33%が新規者で、リピーターの講座利用割合は 2 割程度である。

■ 講座の全体満足度

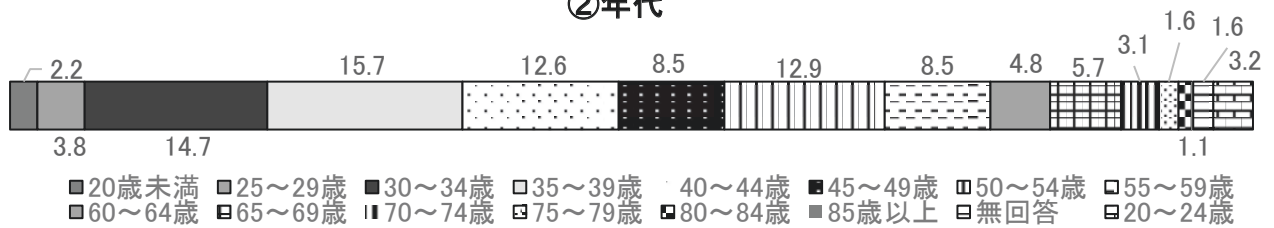
90%が「よかった」「まあよかった」と回答した。

■本ページには掲載していないが、講座の参加の経路としては、広報チラシが 4 割と多く、ホームページも 2 割超であった。

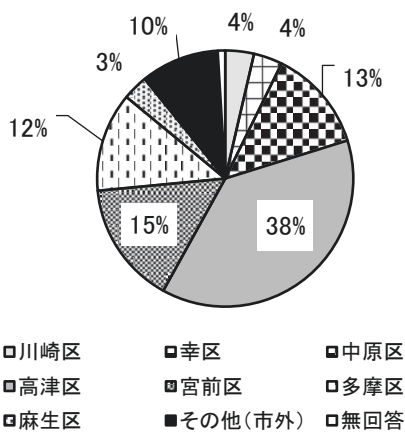
①性別



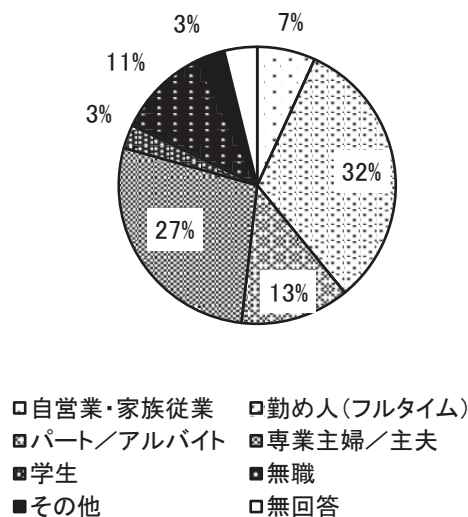
②年代



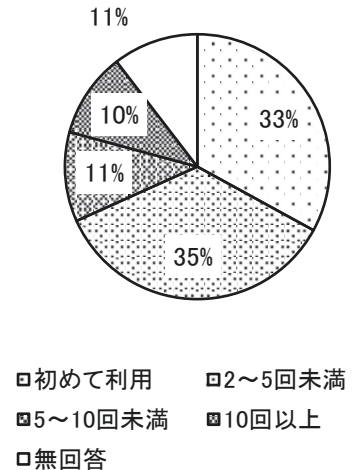
③居住区



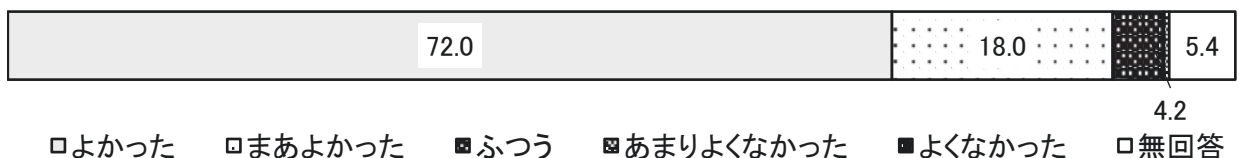
④職業



⑤利用回数



⑥ 講座満足度



(2) 2019 年度 施設利用者アンケート集計結果

【調査概要】

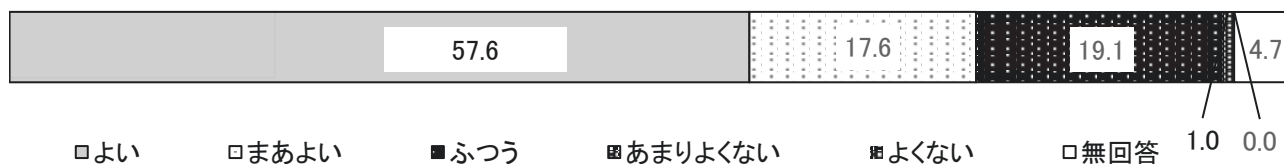
- ・母集団:すくらむ 21 の全利用者
- ・調査方法:受付窓口にて回答協力を依頼、退館までに受付窓口または回収箱(施設入口に設置)にて回収
- ・調査対象:調査期間内に来館した利用者(ホール観覧者を除く)
- ・調査期間:2019 年 11 月 1 日(金)～11 月 30 日(土) ※毎年 11 月に実施
- ・有効回収:406 票

【主要指標の結果】

- 回答者の認識する性で見ると女性の回答割合が高い。30 代～50 代女性がほぼ横ばいであった。今年度は、より全体の感想を吸い上げることを目的とし、講座受講者に対してもアンケートを実施した事が関係していると思われる。
- 有効票は 337 票の昨年に比べ 20.4%増加した。全体の居住区では前年度高津区との回答が 26.4%であったが今年度は 35.7%となり近い地域の方からのご意見の割合が増えていると考えられる。

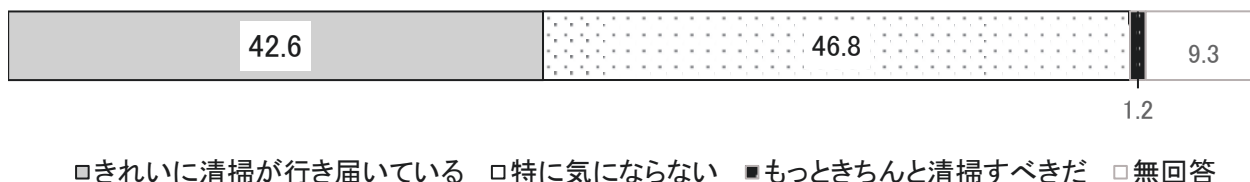
① 職員の対応について

有効回答(n=406)



- 子供と一緒に利用させていただいた際、警備の方や職員の方にたくさん声をかけていただき安心して利用することができました。
- 受付の対応がとても感じ良く、親切で気持ち良く使えました。

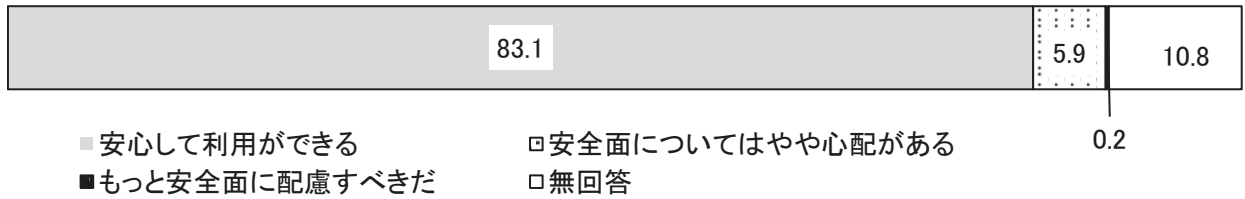
② 環境美化について



【衛生面】

- 古さで仕方がない面がある。
- 時々汚れが気になります。

③ 警備・安全面について

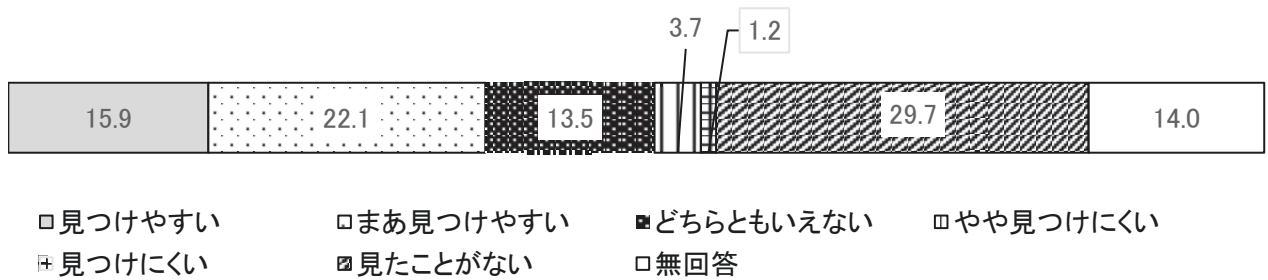


【建物について】

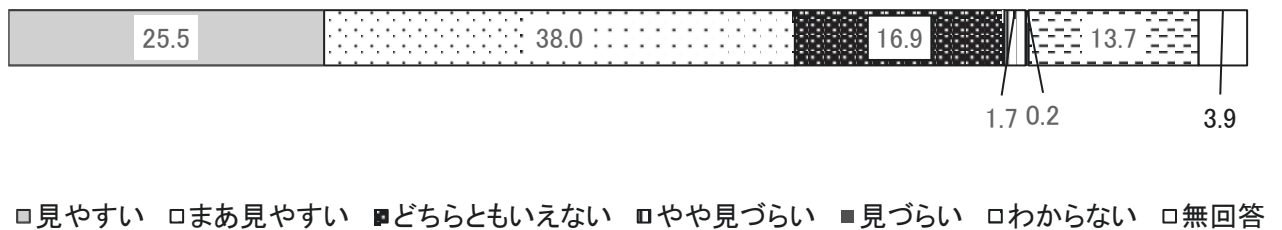
- 窓がなかなか開かない(第1研修室)。
- 網戸がないので不安(グループ相談室)。
- 階段が少しせまい。

④ 情報提供について

HPでの情報の見つけやすさ

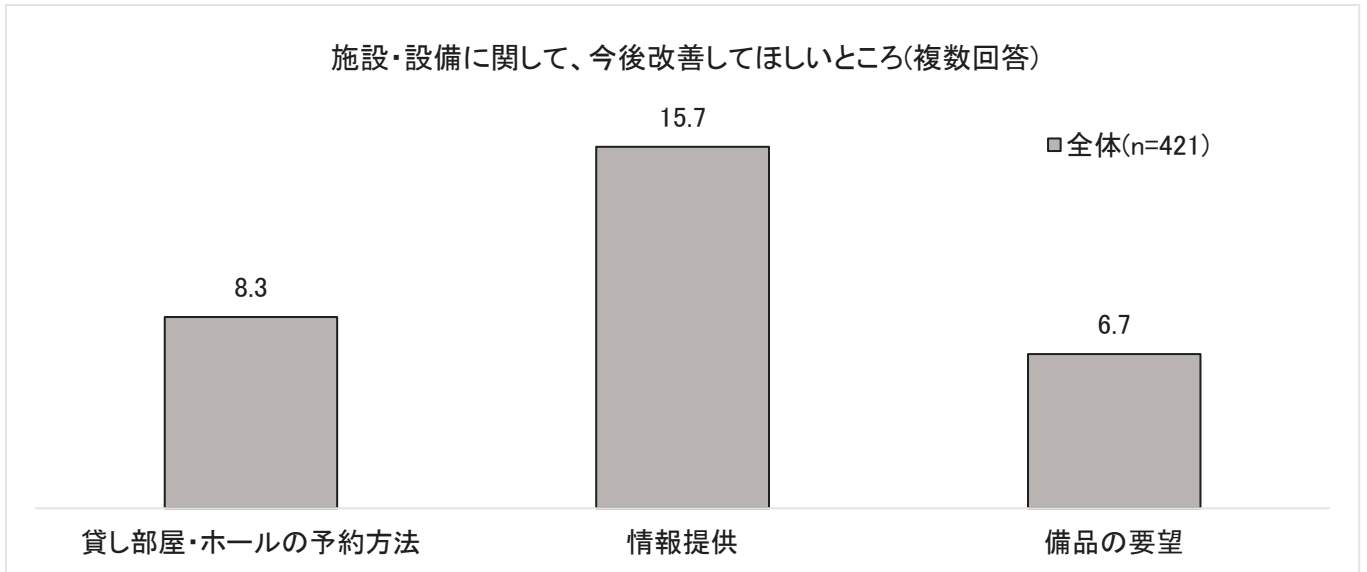


館内掲示の見やすさ



- 講座情報をわかりやすくしてほしい(HP)。
- ずっと市内に住んでいますがすくらむ21を知らなかったなので、もっと情報を手軽に知りたい。

⑤ 施設・設備について



【空調関連】

- 空調の調整があるとよいです(多目的室)。
- 空調の効きが悪い(第1研修室)。

【貸し部屋関連】

- 午前・午後で部屋が違う場合、荷物を預かってもらえるとありがたいです。
- 予約制でレイアウトを事前に行ってほしい。

【飲食関連】

- ポットの貸し出しと、食べ物の内容に制限はあるか知りたい。
- 部屋で飲食ができるとよい。

【備品関連】

- 延長コードを常設希望。
- 談話室に子供用のイスがあると食事をさせやすい。
- 多目的室、椅子の移動が大変です(使わない時など)。
- 多目的室に鏡が欲しいです。

【予約の要望】

- 楽屋の予約をふれあいネットで行えるようにしてほしい。
- 1ヶ月前くらいに余裕を持って予約をできるようにしてほしい(第1楽屋)。

アンケートの結果を踏まえた対応については、通年で実施している利用者アンケートやお客様からの声も含め、施設設備の修繕・改善の対応へ掲載したほか、利用者の声への対応へ掲載した。

8. 個人情報の保護管理状況

川崎市個人情報保護条例(昭和60年6月29日条例第26号)をはじめ、関係法令を遵守し独自の研修を実施している。また、指定管理者であるすくらむ 21 運営共同事業体代表者のパーソルテンプスタッフ株式会社は、事務局内に個人情報保護管理者を置き、管理運営を実施し、個人情報保護研修を年2回実施している。

III

令和2年度 事業計画

(2020.4.1～2021.3.31)

2020(令和2)年度 川崎市男女共同参画センター 事業計画書

1. 調査研究事業 1,479 千円(2,880 千円)

■目的: 男女共同参画推進拠点施設としての役割、機能を十全に果たしていくうえでの基礎事業として位置づけ、川崎市における男女共同参画の推進状況把握、男女共同参画推進にかかる地域課題・ニーズの発掘、既存事業ならびに新規事業の検証と改善を目的として実施します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
新しい分野に関する事業ニーズと課題の把握	継続	防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大に向けたアクションリサーチ	① 女性の防災・減災リーダーに対する情報提供のあり方の検討と実施 ② 市民の備えについて防災ブース出展時のアンケートの集計・分析
	新規★	20周年記念事業の実施と記念誌の発行	川崎市男女共同参画センター開館20周年を記念し手に取りやすい記念誌の制作・配布
実施事業成果の的確な把握と企画立案および実施業務への反映	新規★	相談業務における調査	女性総合相談に関する調査の実施
	継続	女性の活躍推進に関する支援事業についての追跡調査の実施	①再就職に関する調査電話追跡調査 ②女性起業家ヒアリング調査
団体との協働による地域課題の解決に向けた調査・研究	継続	協働事業(研究)	協働する団体等の特長を活かし、男女共同参画に関わる地域課題の把握と課題解決に向けた方策を検討するための調査

2. 相談事業 9,320 千円(前年度:9,304 千円)

■目的: 男女がそれぞれの性別にかかる悩みや課題等を解決することを支援することを目的とし、行政の各相談機関や警察署、市内外の他の機関との連携を密にし、社会資源の活用を図りながら、円滑な相談業務を実施します。また、相談事業で把握された相談者の悩み、課題、ニーズ等に基づき、講座や情報提供の形式による支援を行うことにより、「女性の人権」の確立や、女性・男性の自立支援への理解、被害の未然防止の取り組みを広めます。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
女性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる女性総合相談の実施	継続	女性のための総合相談事業 ・電話・面接(法律相談含む) ・相談体制の安定化と他機関連携 ・相談機関各種会議の参加 ・広報の実施	女性のための総合相談事業 ①電話・面接(法律相談含む) ②相談体制の安定化と他機関連携 ③相談機関各種会議の参加 ④広報の実施 ⑤電話・面接(法律相談含む) ⑥カンファレンス(月1回) ⑦相談研修(2回) ⑧公開研修会(2回) ⑨カード配布 ⑩相談からのグループ相談会の試行
	継続	女性のための個別キャリア相談	女性のための個別キャリア相談の実施
	継続	相談時の一時保育	相談時の一時保育の実施 (0歳6ヶ月以上)
男性が抱える様々な悩みや課題等に対応できる男性相談の実施	継続	男性のための電話相談事業	① 電話(週1回) ② カンファレンス(隔月1回) ③ 相談研修 ④ カード配布
DV被害者を含む暴力防止のための活動の展開、自助グループやサポートグループ相談への支援、当事者同士の悩みを共有し、交流する場を充実さ	継続	自助グループへの支援	悩みを抱えた市民の自立へ向けた長期的な取り組みを可能にするため、自助グループの活動の支援。
	継続	ひきこもり女子会	ひきこもり女子会の企画・開催

せ、自らの悩みを解決できるよ うきめ細かな支援の充実を図 る。	継続	相談内容の事例紹介	相談事例の紹介を通して、電話、面接による相談以外でも課題解決のヒントを得る
	継続	DV被害者支援物資の募集	DV被害者支援物資募集
	強化☆	DVの予防啓発の取り組み	① サポートグループ相談 ② デートDV 予防啓発の取り組み ③ シングル女性支援(シングルマザーを含む)

3. 情報提供事業 2,840 千円(前年度:2,834 千円)

■目的:男女共同参画推進の拠点施設として、関連情報を収集・整理するとともに、各主体にあわせて情報をきめ細かくコーディネートし、積極的に発信することで、センター事業のみならず、市・市民・市民活動団体・事業者等の理解を広げるとともに、各主体による男女共同参画にかかる課題解決に向けた取り組みを促進します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
センターの認知度向上 講座・イベントのほか 事業全体の広報	継続	ホームページを中心としたWEB 媒体を使った積極的な情報発信	①アクセス件数の把握 ②フェイスブックを含む更新作業(随時) ③メールマガジンの配信 ④ホームページの更新と保守
	継続	メディア等への広報	①ニュースリリースの作成、配信 ②市政だよりやミニコミ誌等への広報 ③地域ポータルサイトへの広報
	継続	講座やイベントに合わせた広報	講座やイベントに合わせた広報の実施
センターの活動紹介や 男女共同参画に関する 収集した情報活用、 情報提供を目的とした 広報物の発行・貸出	継続	情報誌の発行	男女共同参画情報誌「すくらむ」の作成、 発行(各 4000 部)
	強化☆	発行物の配布と活用	・データブックや防災・減災冊子を積極的に 配布、出前講座等で活用する ・配布先のフィードバックのまとめ
	継続	図書情報の収集と提供	・図書の購入と紹介 ・主催講座時の図書の展示と貸出
	強化☆	市民への情報提供	・キャンペーン期間等にあわせた展示、市 内施設、団体と連携した情報提供。 ・自主防災組織等への防災グッズの貸し 出し、関連する展示物等の資料貸し出し の周知・利用促進 ・ホームページや紙媒体を通じた情報提 供の工夫 ・川崎市男女共同参画センター事業概要 の発行
	継続	男女共同参画を主たる活動とし た団体・グループの紹介	・主催イベント時や会館内の掲示板など を活用し男女共同参画に関連する団体 や起業家の情報紹介を行う。

4. 学習研修事業 3,143 千円(前年度:3,161 千円)

■目的:講座・セミナー・サロン・研修等の機会を通じて、性別にかかる生活上の悩みや課題への気づきを得るとともに、次の一步を踏み出すための知識や情報を獲得し、性別によらず多様な生き方・働き方等が実践できるよう課題解決支援、エンパワーメントすることを目的とします。また、男女共同参画推進の担い手を広げるため、市民及び市民活動団体/グループが自身の活動分野における男女共同参画との関わりを学び、理解を深める機会とします。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
	継続	男女共同参画基礎講座	①法律講座の実施 ②ライフキャリア講座

<p>学習ステージ1</p> <p>学習機会を求めている市民を対象に①生活上の困難課題を乗り越える手段としての学び②新たな気づきを得て、課題を理解し次の行動につながる学びの場を提供する。</p>	<p>継続</p>	<p>トークサロン事業</p>	<p>「川崎で輝く女性たち」 女性が語るトークサロンの開催と 実行委員会</p>
<p>学習ステージ2</p> <p>①人との交流や活動のやりがい を得られるような学び ②新たな気づきを得て、課題を 解決するための手立てを習得し、 自己決定的な学習を継続し、 力をつけるための学び</p>	<p>継続</p>	<p>子ども・若者へのライフキャリア 支援</p>	<p>① 大学生インターンシップ ② 高校生、中学生の職場体験受け入れ ③ 生活困窮者、障がい者の自立支援の ための就業体験受け入れ</p>
	<p>継続 強化☆</p>	<p>多様な女性の活躍支援 ・女性リーダー養成</p>	<p>・女性リーダー養成講座(3回) ・女性リーダーマネジメント力強化講座 & ネットワークづくり(5回)</p>
	<p>継続</p>	<p>・女性起業家支援</p>	<p>・女性起業家ビギナーズサロン(4回)</p>
	<p>継続</p>		<p>・起業のためのWEBセミナー(1回)</p>
	<p>継続</p>		<p>・ミニマルシェへの出展・起業見本市</p>
	<p>継続</p>		<p>・商人デビュー塾(全12回)</p>
	<p>継続 継続</p>		<p>・女性起業家向け無料相談会(5回)、起業家無料相談会(5回)</p> <p>・ふらっと育休子連れカフェ ・再就職支援講座(5回)</p>
<p>継続</p>	<p>イキメン研究所</p>	<p>・パパのための子育てサロン(年10回) ・講座等の企画運営、情報提供、地域イベントへの出前講座</p>	
<p>学習ステージ3</p> <p>地域ニーズを踏まえた課題解決を担う自立した団体・個人が男女共同参画の推進者として協力関係を築いていくための学び</p>	<p>継続</p>	<p>男女共同参画協働事業</p>	<p>・市民グループ・団体提案にもとづき、講座・イベント等の実施。(募集テーマ:防災・減災、若年・DV・デートDV予防啓発、子育てにおけるパートナーシップと両立、女性が制作するアート等)</p>
	<p>継続</p>	<p>市民グループと協働した男女共同参画の視点からの防災・減災事業</p>	<p>・女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクトと協働して防災・減災の講座、ブース出展、啓発活動の実施。</p>
<p>学習ステージ4</p> <p>市民活動団体・事業所・学校・行政等の主体による男女共同参画の学び</p> <p>川崎市男女共同参画センター外への講師派遣協力、出前講座、共催事業の実施</p> <p>※令和元年度より、学習研修事業に統合</p>	<p>継続</p>	<p>講師派遣</p>	<p>・市民活動団体、事業者、学校、行政機関からの要請に応じて、防災、女性活躍、男女共同参画等についての講演依頼に対して、センター館長及び職員もしくは適任な外部講師を選定し、派遣します。</p>
	<p>継続</p>	<p>出前講座等の企画・実施</p>	<p>・市民活動団体、事業者、学校、行政機関からの要請に応じて、男女共同参画に関連する講座・研修を実施します。</p>
	<p>継続</p>	<p>共催する講座の実施</p>	<p>男女共同参画に関連するテーマの講座について他機関等との共催での講座の企画実施</p>
	<p>継続</p>	<p>子どもへのキャリア教育支援</p>	<p>・教育委員会等他機関と連携し、学校における企業説明会やキャリア冊子の活用等、子どもへのキャリア教育支援プログラムを実施します。</p>
<p>一時保育の実施</p>	<p>継続</p>	<p>一時保育</p>	<p>・講座開催中の1歳以上から就学前までの子どもの一時預かり</p>

5. 交流・ネットワーク事業 1,580 千円(前年度:1,199 千円)

■目的: 市民、市民活動団体/グループ、事業者、組合等、多様な主体と連携・協働することにより、新たな事業手法・内容を生みだしていきます。また、市民相互の交流・連携を支援することで、互いの強みと専門性を活かして、地域における男女共同参画を推進します。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
市民、市民グループ、団体との連携	継続	市民交流支援	・利用者懇談会の開催
	継続		・女性の避難者のためのほっとサロンの開催
	継続	センター運営推進委員会の開催	利用者をはじめ関係団体や有識者等の意見を聴取する委員会の開催(年2回)
	強化☆	交流イベントの開催	・イベントの開催(すくらむ21まつりは、20周年を記念したイベントとして実施) ・地域イベントへの協力、後援事業の実施
業者・事業者団体との連携	継続	事業所との連携	事業者との合同研修の実施、講師派遣等を通じた、事業者による積極的な女性の活躍推進の働きかけ ①市内工業団体女性活躍推進事務局長会議 ②地域女性活躍推進委員会との連携
総合的アプローチ	継続	すくらむネット21事務局	所管課と連携し、すくらむネット21における団体事務局機能の一部を担当

6. 自主事業 250 千円(前年度:1,620 千円)

■目的: 男女共同参画社会の実現につながる事業を側面から支える事業を実施する。

方向性	前年比較	具体的施策	主な取り組み
①開催ニーズの高い市民向け有料講座の開催	継続	開催ニーズの高い市民向け有料講座の開催	・利用者の要望に応じた講座 ・その他、男女共同参画に関する個人のスキルアップや学習支援のための講座
②センターの認知度向上が図れる多様なイベントの開催	継続	センターの認知度向上が図れる多様なイベントの開催	・男女共同参画に関連する映画や音楽・劇など、親しみやすいイベントの開催
③事業者・団体・行政機関等からの依頼にあわせた講座や情報提供	継続	男女共同参画に関する講座	・ハラスメント予防研修 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー ・職場の男女平等推進セミナー ・女性活躍推進セミナー
	継続	コンサルティング	・啓発冊子作成等 ・防災関連のグッズ作成

7. 施設の維持管理事業 (111,216 千円)

■目的

センター利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設維持管理の体制を強化し、利用者の立場を理解したサービスの充実を図る。特に、貸室や施設の機能が活かされるよう市民・団体等の自主活動の支援を行い、利用促進を図る。

- ①利用者の安全確保、館内美化の維持及び舞台運営、老朽化に伴う施設の維持管理と適切な修繕の実施により安心・安全な施設利用ができるように努める。
- ②施設利用の促進につながる魅力づくり、お客様の声を活かしたサービスの提供、利便性の向上に努める。
- ③職員の育成、安定的な事務局運営体制を確保し、指定管理者として市民サービスの向上につなげる最大限の努力を行う。また、危機管理対応、個人情報保護遵守、職場の安全衛生、適切な経費管理等本社と連携して運営をする。

IV

参考資料

- ・ 男女平等かわさき条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例
- ・ 川崎市男女共同参画センター条例施行規則
- ・ 川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

男女平等かわさき条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策等(第8条～第15条)

第3章 拠点施設(第16条)

第4章 男女平等推進審議会(第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組みほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

川崎市男女共同参画センター条例

平成11年3月19日

条例第10号

改正

平成12年3月31日条例第38号

平成17年7月1日条例第34号

平成27年3月23日条例第2号

(目的及び設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、川崎市高津区溝口2丁目20番1号とする。

(ホール)

第2条の2 センターに、第1条の目的のほか、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを付設する。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 研修会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。
- (6) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成11年6月30日規則第64号で平成11年9月1日から施行)

附 則(平成12年3月31日条例第38号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成12年5月25日規則第86号で平成12年8月2日から施行)

附 則(平成17年7月1日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定(第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日

- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

別表(第9条関係)

1 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
会議室	1,700円	2,300円	2,900円	6,900円
第1研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第2研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第3研修室	1,300円	1,700円	2,100円	5,100円
第4研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
多目的室	2,300円	3,100円	3,900円	9,300円
ホール	6,600円	7,400円	12,700円	26,700円
第1楽屋	500円	700円	900円	2,100円
第2楽屋	600円	900円	1,100円	2,600円

(備考)

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料(前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワット その他1単位 1回	5,000円

(備考)

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。
- 3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の設備利用料の額は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

川崎市男女共同参画センター条例施行規則

平成11年8月16日

規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第1条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第7条 条例第8条の規定によりセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 会議室、研修室又は多目的室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請しなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者がいない同号に規定する施設を利用しようとする場合にあっては、申請期間経過後においても申請することができる。

(3) ホールを利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。

(4) 楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の10日前から申請することができる。

(5) 第1号及び前号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができる。

(利用許可書の交付)

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免申請等)

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

(利用中止届)

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第11条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消したとき。 利用料金の全額

(2) ホールと併せて利用しない場合の会議室、研修室、多目的室又は楽屋の利用者が利用日の3日前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額

(3) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の6月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の全額

(4) ホール又はホールと併せて利用する場合の会議室、研修室、多目的室若しくは楽屋の利用者が利用日の4月前までに利用中止を届け出たとき。 利用料金の5割相当額

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。 利用料金の全額

(利用期間等の制限)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設等の模様替え等)

第13条 条例第14条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、施設等の模様替え等に係る承認書を申請者に交付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第14条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定員を超えて入場させないこと。

(2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。

(3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第15条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(整理員の配置)

第16条 利用者は、施設の利用に際し、センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月27日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成15年6月30日規則第79号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成15年10月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により行った申請その他の行為で現に効力を有するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月1日規則第80号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定及び附則の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する市長又は市民局人権・男女共同参画室主幹に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の規則(以下「新規則」という。)の規定により当該行為に相当する行為が新規則第2条第2号に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月13日規則第94号)

この規則は、平成25年12月17日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日規則第74号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式

<p>指定管理者指定書</p> <p>川崎市指令 第 号</p> <p>住 所</p> <p>名 称</p> <p>代表者の氏名 様</p> <p>を川崎市男女共同参画センターの指定管理者に指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市長 印</p>	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

川崎市男女共同参画センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理運営について、川崎市男女共同参画センター条例(平成11年川崎市条例第10号。以下「条例」という。)及び川崎市男女共同参画センター条例施行規則(平成11年川崎市規則第75号。以下「規則」という。)で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付時間)

第2条 条例及び規則に基づく利用の申請及び届出の受付時間は、次に定めるとおりとする。

- (1)会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、開館日の午前8時30分から午後7時までとする。ただし、川崎市公共施設利用予約システム(以下「予約システム」という。)を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。
- (2)ホールにあっては、開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、利用日の属する月の12月前の月の初日については、午前10時から午後7時までとする。
- (3)第1号の規定にかかわらず、ホールの利用と併せて、同時に申請及び届出する会議室、研修室、多目的室又は楽屋にあっては、前号の規定を準用する。

(申請の受付順位)

第3条 利用許可申請の受付順位は、申請順とする。この場合において、申請が同時の場合は、センターの設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は抽選による。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(申請の期間)

第4条 規則第7条第2項ただし書に規定する条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときの利用の申請の期間は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表中欄に掲げる場合における同表右欄に定める期間とする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、ホールを練習、準備等のために利用する場合にあっては、第2号から第4号までの規定は、適用しない。

- (1)市がセンターの設置目的に沿って利用し、若しくは青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として、ホール又は楽屋を利用する場合 利用料金の全額
 - (2)国若しくは他の地方公共団体又は他の地方公共団体が設置した男女共同参画若しくは女性のための総合的な施設を運営する団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (3)労働者の能力発揮及び職業生活の安定等に寄与することを目的とする独立行政法人、特別民間法人、公益法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人その他これに準ずる団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (4)学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
- 2 指定管理者は、市の共催を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合の利用料金の減免については、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議の上決定するものとする。
- 3 指定管理者は、前2項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(営利用の制限)

第6条 会議室、研修室、多目的室又は楽屋については、営利を目的とした利用は許可しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1)物品の販売等

- ア 研修会、講習会等の教材又は参考資料等の書籍、CD等の物品類であること。
- イ 催事の講師、出演者等に関するものであること。

(2)入場料金等を徴する催事

- ア 主催者が会員のために催すものであること。
- イ 入場料金等は、他に比較して高額でないこと。

(特別利用の承認)

第7条 前条ただし書の規定により物品の販売等をし、又は入場料金等を徴する催事をしようとする者は、指定管理

者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(利用時間)

第8条 条例別表の1に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第9条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間等の制限)

第10条 規則第12条に規定する同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数は、原則として次に定めるとおりとする。ただし、施設の利用状況に応じて利用可能なとき又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 同一利用者が連続して同一施設を利用する期間 4日を限度

(2) 1月以内に施設等を利用する申請の回数 4回以内

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱別表ホールの項の規定は、この要綱(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

施設名	区 分	提出の期間
会議室・研修室・多目的室	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合	利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日。以下同じ。)前1年以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	市が利用する場合	利用しようとする日前6月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	
② ル	市がセンターの設置目的に沿って利用する場合、又は青少年の主体的な舞台芸術の活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前18月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業においてセンターの設置目的に沿って利用する場合	
	学校教育法に定める市内の学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として利用する場合	利用しようとする日前15月以内
	市が利用する場合	利用しようとする日前14月以内
	市の共催又は後援を受けて実施する事業において利用する場合	

備考 ホールの利用と併せて、会議室、研修室、多目的室又は楽屋を利用しようとする場合、ホールと同じ期間に提出することができる。

2020(令和2)年度
事業概要

発行 川崎市男女共同参画センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1

T E L : 044-813-0808

F A X : 044-813-0864

<https://www.scrum21.or.jp/>